

退

職

後

の

ガ

イ

ド

ブ

ツ

ク

## 退職後の給付に関する手引 Ver. 202411

福 島 県 教 育 庁  
公 立 学 校 共 済 組 合 福 島 支 部  
一 般 財 団 法 人 福 島 県 教 職 員 互 助 会

# 目次

## I 退職手当

- 1 概要 2 計算方法 … I-1 / 3 所得税・住民税等の控除 … I-8
- 4 請求手続き … I-10

## II 互助会の退職時の給付等

- 1 一般財団法人福島県教職員互助会の給付 … II-1

## III 年金

- 1 現在の年金制度 … III-1 / 2 年金給付の種類 … III-2
- 3 老齢年金-退職したあとの年金 … III-5 / 4 障がいの状態になったときの年金 … III-16
- 5 組合員・退職者が死亡したときの年金 … III-22 / 6 年金の手続きと届出… III-27
- 7 退職後の働き方別「年金請求の手続き」 … III-39

## IV 医療制度等

- 1 医療保険…IV-1 / 2 短期給付 …IV-5
- 3 任意継続組合員制度 …IV-6 / 4 介護保険 …IV-17
- 5 国民年金…IV-18

## V 福祉事業

- 1 宿泊施設の利用 …V-1 / 2 共済組合の任意継続組合員への助成等 …V-2
- 3 その他の手続き …V-5

## VI 退職に伴う財形貯蓄の取扱いについて

## VII 児童手当

## VIII 個人型確定拠出年金 (iDeCo)

お問い合わせ・御相談

# I 退職手当

## 1 概要

退職手当は、県費負担の常勤職員が、勤続期間(職員としての引き続いた在職期間)が6月以上で退職したとき、県から本人(死亡の場合は遺族)に支給されます。

国又は他の地方公共団体の職員から引き続き本県職員になった場合は、在職期間が通算されます。ただし、既に退職手当が支給された場合、東京都など相互通算規定が適用されない場合は通算されません。

退職後も引き続き公務員として再就職し、再就職先で勤続期間が通算される場合は在職期間が通算され、福島県からは支給されません。

暫定再任用職員又は定年前再任用短時間職員として勤続後に退職したときは、再任用期間の退職手当は支給されません。

懲戒免職等の処分を受けたときは、原則として退職手当が支給されません。

フルタイム会計年度任用職員のうち、継続して任用され、常勤職員と同等の勤務時間を勤務した日が18日以上ある月が、引き続いて6月を超えるに至り、超えるに至った日以後も引き続き当該雇用関係と同一の雇用条件により勤務したときに支給されます。パートタイム会計年度任用職員は対象外です。



退職手当の支給に該当すると思われるが、所属から受給の手続きについて連絡等がない場合は、所属の事務担当者を確認してください。

## 2 計算方法

$$\text{退職手当額} = \text{基本額 (退職時の給料月額} \times \text{支給率)} + \text{退職手当の調整額}$$

### (1) 退職時の給料月額

退職時点で発令されている給料表上の給料月額で、教職調整手当及び給料の調整額を含みます。

なお、平成18年4月1日付けの給料の切り替えに伴う経過措置は考慮しません。

#### 勸奨退職者の退職時給料月額の特例

以下のア～ウを全て満たした職員が、公務運営上やむを得ない理由により規則に則り退職した場合、特例給料月額を退職時の給料月額とします。

ア 勤続期間が25年以上あること

イ 定年年齢から10年を減じた年齢以上であること

ウ 定年退職日から1年前までに退職すること

#### 特例給料月額

$$= \text{退職時の給料月額} \times \{1 + (2\% \times \text{定年年齢と退職日の年齢との差に相当する年数})\}$$

## (2) 支給率

支給率は、退職事由と勤続期間に応じた率です。【表1】退職手当支給区分・支給割合参照

### ア 勤続期間

勤続期間は、公務員として引続いた「在職期間」で計算します。在職期間は、公務員となった月から退職した月までの月数です。月途中の採用又は退職であっても、その月は1月とします。

また、在職期間に1年未満がある場合は切り捨てます。

ただし、在職期間が6月以上1年未満の場合は1年とし、死亡、傷病退職の場合は、在職期間が1日以上あれば1年とします。

<p><b>《例1》 勤続期間の例</b></p> <p>S62. 5. 10 S63. 4. 1 R7. 3. 31</p> <p>←   37年11月   →</p> <p>講師 教諭 退職</p> <p><b>勤続期間 37年11月 → 37年とする。</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 勤続期間 37年11月は、1年未満切り捨てにより37年とします。</li> <li>○ 1日でも勤務した日があれば1月とします。</li> <li>○ 常勤講師等から引き続いて教諭等に採用された場合も通算されます。</li> </ul>
---	---

### イ 除算期間

休職等で勤務しなかった期間がある場合、在職期間から除算します。ただし、現実には職務に従事した日がある月は除算期間に含めません。

(ア) **3分の1** に相当する期間を除算する場合

- a 育児休業の期間(当該育児休業に係る子が1歳に達した日までの期間に限る)
- b 育児短時間勤務

(イ) **2分の1** に相当する期間を除算する場合

- a 地方公務員法第28条第2項の規定による休職期間(公務上の場合を除く)
- b 地方公務員法第29条の規定による停職期間(懲戒処分による停職)
- c 教育公務員特例法第26条第1項の規定による大学院修学休業の期間
- d 育児休業の期間(上記(ア) aを除いた期間)

(ウ) **全期間** を除算する場合

- a 職員団体の専従休職の期間
- b 自己啓発等休業の期間
- c 配偶者同行休業の期間(平成26年7月4日施行)

<p><b>《例2》 休職期間がある場合</b></p> <p>S62. 5. 10 H5. 7. 5 H7. 9. 4 R7. 3. 31</p> <p>休職期間</p> <p>2年2月</p>	<p>全在職期間：37年11月</p> <p>休職期間：2年2月 … 上記(イ) a</p> <p>勤続期間：36年</p> <p>37年11月 - (2年2月 × 1/2) = 36年10月</p>
--	--



(表1)退職手当支給区分・支給割合

(整理退職・公務上傷病・公務上死亡・公署移転は省略)

改正前：平成18年3月31日以前

改正後：平成18年4月1日以降

勤続期間	自己都合	
	改正前	改正後
1	0.502200	0.502200
2	1.004400	1.004400
3	1.506600	1.506600
4	2.008800	2.008800
5	2.511000	2.511000
6	3.766500	3.013200
7	4.394250	3.515400
8	5.022000	4.017600
9	5.649750	4.519800
10	6.277500	5.022000
11	7.432560	7.432560
12	8.169120	8.169120
13	8.905680	8.905680
14	9.642240	9.642240
15	10.378800	10.378800
16	11.115360	12.881430
17	11.851920	14.086710
18	12.588480	15.291990
19	13.325040	16.497270
20	17.577000	19.669500
21	18.581400	21.343500
22	19.585800	23.017500
23	20.590200	24.691500
24	21.594600	26.365500
25	28.248750	28.039500
26	29.504250	29.378700
27	30.759750	30.717900
28	32.015250	32.057100
29	33.270750	33.396300
30	34.526250	34.735500
31	35.572500	35.739900
32	36.618750	36.744300
33	37.665000	37.748700
34	38.711250	38.753100
35	39.757500	39.757500
36	40.803750	40.761900
37	41.850000	41.766300
38	42.896250	42.770700
39	43.942500	43.775100
40	44.988750	44.779500
41	46.035000	45.783900
42	47.081250	46.788300
43	47.709000	47.709000
44	47.709000	47.709000
45	47.709000	47.709000

勤続期間	定年等	
	定年 勸奨 任期満了 通勤傷病 公務外死亡	
	改正前	改正後
1	0.837000	0.837000
2	1.674000	1.674000
3	2.511000	2.511000
4	3.348000	3.348000
5	4.185000	4.185000
6	5.022000	5.022000
7	5.859000	5.859000
8	6.696000	6.696000
9	7.533000	7.533000
10	8.370000	8.370000
11	9.290700	11.613375
12	10.211400	12.764250
13	11.132100	13.915125
14	12.052800	15.066000
15	12.973500	16.216875
16	13.894200	17.367750
17	14.814900	18.518625
18	15.735600	19.669500
19	16.656300	20.820375
20	17.577000	22.071250
21	18.497700	23.222125
22	19.418400	24.373000
23	20.339100	25.523875
24	21.259800	26.674750
25	22.180500	27.825625
26	23.101200	28.976500
27	24.021900	30.127375
28	24.942600	31.278250
29	25.863300	32.429125
30	26.784000	33.580000
31	27.704700	34.730875
32	28.625400	35.881750
33	29.546100	37.032625
34	30.466800	38.183500
35	31.387500	39.334375
36	32.308200	40.485250
37	33.228900	41.636125
38	34.149600	42.787000
39	35.070300	43.937875
40	35.991000	45.088750
41	36.911700	46.239625
42	37.832400	47.390500
43	38.753100	48.541375
44	39.673800	49.692250
45	40.594500	50.843125

勤続期間	公務外傷病	
	改正前	改正後
1	0.837000	0.837000
2	1.674000	1.674000
3	2.511000	2.511000
4	3.348000	3.348000
5	4.185000	4.185000
6	5.022000	5.022000
7	5.859000	5.859000
8	6.696000	6.696000
9	7.533000	7.533000
10	8.370000	8.370000
11	9.290700	9.290700
12	10.211400	10.211400
13	11.132100	11.132100
14	12.052800	12.052800
15	12.973500	12.973500
16	13.894200	14.312700
17	14.814900	15.651900
18	15.735600	16.991100
19	16.656300	18.330300
20	17.577000	19.669500
21	18.497700	21.008700
22	19.418400	22.347900
23	20.339100	23.687100
24	21.259800	25.026300
25	22.180500	26.365500
26	23.101200	27.704700
27	24.021900	29.043900
28	24.942600	30.383100
29	25.863300	31.722300
30	26.784000	33.061500
31	27.704700	34.400700
32	28.625400	35.739900
33	29.546100	37.079100
34	30.466800	38.418300
35	31.387500	39.757500
36	32.308200	41.096700
37	33.228900	42.435900
38	34.149600	43.775100
39	35.070300	45.114300
40	35.991000	46.453500
41	36.911700	47.792700
42	37.832400	49.131900
43	38.753100	50.471100
44	39.673800	51.810300
45	40.594500	53.149500

### (3) 退職手当の調整額

退職手当の調整額は、次のア、イの場合を除き、在職期間の各月ごとに、職員の適用区分に応じた調整額(月額)のうち、その額が多いものから60月分を合計した額で、「基本額」に加算します。

ただし、会計年度任用職員は対象外です。

ア 勤続4年以下の退職者、勤続10年以上24年以下の自己都合退職者

下記により計算した額の2分の1に相当する額

イ 勤続9年以下の自己都合退職者

退職手当の調整額は支給しない。

#### 《例3》 退職手当の調整額の計算

教諭(大学4卒)の場合			月数	年月	校長の場合		
職務段階別 加算割合	経 験 年月数	区分			職務段階別 加算割合	経 験 年月数	区分
10%	37.11	6号	1	R7.3	20%		3号
10%	37.10	6号	2	R7.2	20%		3号
10%	37.09	6号	3	R7.1	20%		3号
⋮					⋮		
10%	37.00	6号	12	R6.4	20%		3号
10%	36.11	6号	13	R6.3	15%	3種	4号
10%	36.10	6号	14	R6.2	15%	3種	4号
⋮					⋮		
10%	33.01	7号	59	R2.5	15%	4種	4号
10%	33.00	7号	60	R2.4	15%	4種	4号
10%	36.10	7号	61	R2.3	15%	5種	5号

#### 教諭の場合

6号 36月×32,500円 = 1,170,000円  
 7号 24月×27,100円 = 650,400円  
 合計 60月 1,820,400円

#### 校長の場合

3号 12月×59,550円 = 714,600円  
 4号 48月×54,150円 = 2,599,200円  
 合計 60月 3,313,800円

- 経験年数とは、「初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則」による年月数で、学歴又は前歴等を考慮して定められたものです。

## 「退職手当の簡易計算シート」を御利用ください。

「現時点の退職手当額を知りたい。」、「今後の働き方の検討資料にしたい。」、「自分で退職手当額を計算したい。」といった御要望を受け、ご自身の情報を基に、簡単に自分で退職手当額の簡易試算ができる Excel シートです。

ライフプランの検討や退職手当の額の規模感を掴みたい場合などに御活用ください。

#### 掲載場所

- ホームページ

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/70015a/tais yokugaido.html>

- デスクネット 文書管理 > 教育庁 > 福利課 > 退職手当の簡易計算シート

(表2) 退職手当の調整額適用表

調整額		行政職		教育職		研究職		医療職(二)		技能労務職										
		H18.4.1		級	適用範囲	級	適用範囲	級	適用範囲	H18.4.1						H25.4.1以降				
		以前	以後							以前			以後							
区分	調整月額									級	号給	適用範囲	級	号給	適用範囲	級	適用範囲			
第1号	70,400		10																	
第2号	65,000	11	9																	
第3号	59,550	10	8	4	職務段階加算 20%	5	特別調整額 20%(2種)													
第4号	54,150	9	7	4	職務段階加算 15% かつ、特別調整 額14%以上 (3種又は4種)	5	特別調整額 16%(3種)													
第5号	43,350	8	6	4	上記以外の者	5	上記以外の者	7												
				3	職務段階加算 15%			6												
第6号	32,500	7	5	3	上記以外の者	4		5	特別調整額 12%(5種) 以上											
				特2	経験年数26年以 上(大学4卒)															
				2	かつ、経験年数 35年以上 (大学4卒)															
第7号	27,100	6	4	特2	上記以外の者	3		5	上記以外の者	3	9号給以上		3	33号給以上			5			
				2	職務段階加算 10% (経験年数26年 以上35年未満 (大学4卒))															
第8号	21,700	5		2	職務段階加算 5% (経験年数9年 以上26年未満 (大学4卒))	2	-	4		3	8号給以下		3	32号給以下			4			
		3		1	職務段階加算 5% (経験年数14年 以上(大学4卒))					2		3	7号給以上			2	53号給以上			
		4		1	職務段階加算 5% (経験年数14年 以上(大学4卒))			2		2	4号給以上 6号給以下	当該号給 の在職期 間120月超	1	17号給以上 52号給以下	当該号給 の在職期 間120月超	3	当該号給 の在職期 間120月超			
										1	14号給以上		1	57号給以上						
第9号	0	3	2	2	上記以外の者	2	上記以外の者	2	上記以外の者	2	4号給以上 6号給以下	上記以外 の者	2	17号給以上 52号給以下	上記以外 の者	3	上記以外 の者			
		2									3号給以下			16号給以下						
		1	1	1		1		1		1	4号給以上 6号給以下	上記以外 の者	1	57号給以上	上記以外 の者	2				
											14号給以上			56号給以下		1				

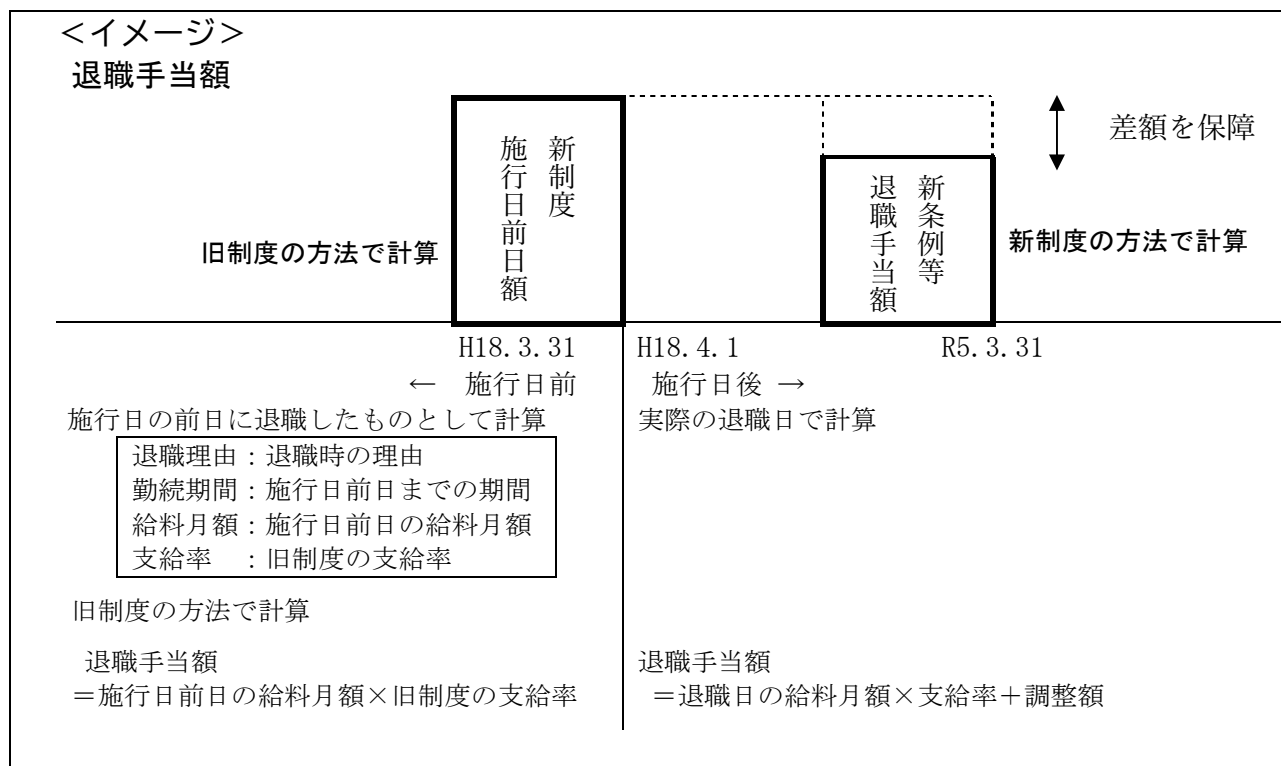
経験年数は、大学4卒を基準とし、短大2卒の場合は基準の経験年数に2年加え、高校卒の場合は4年加える。

## (4) 経過措置

### ア 新制度の施行日(平成 18 年 4 月 1 日)前日額の保障

退職手当額が、新制度の施行日前日である平成 18 年 3 月 31 日に、同じ理由で退職したと仮定して計算した額より低くなる場合は、新制度施行日前日額を保障します。

新制度施行日前日額 > 新条例等退職手当額 → **新制度施行日前日額を保障**  
 (H18.3.31 時点の給料月額) × (H18.3.31 までの期間に対応する支給率)



### イ 育児休業期間の除算

新条例等退職手当額の計算にあつては、子が 1 歳に達する日までの育児休業に係る期間の 1 / 3 に相当する期間を除算します。

新制度施行日前日額は、旧制度で計算するため 1 / 2 に相当する期間を除算します。

育児休業期間(1 歳まで)の除算

新条例等退職手当額	→ 1 / 3 除算
新制度施行日前日額	→ 1 / 2 除算

## (5) 定年引上げに伴う基本額の計算方法の特例

定年年齢は、令和 5 年 4 月から 2 年に 1 歳ずつ定年を引き上げ、令和 13 年度に 65 歳となります。

令和 6 年度末退職者の定年年齢は、原則 61 歳です。

60 歳に達した日以後、その者の非違によることなく退職した者の退職手当の基本額は、当分の間、退職事由を「定年退職」として算定されます。

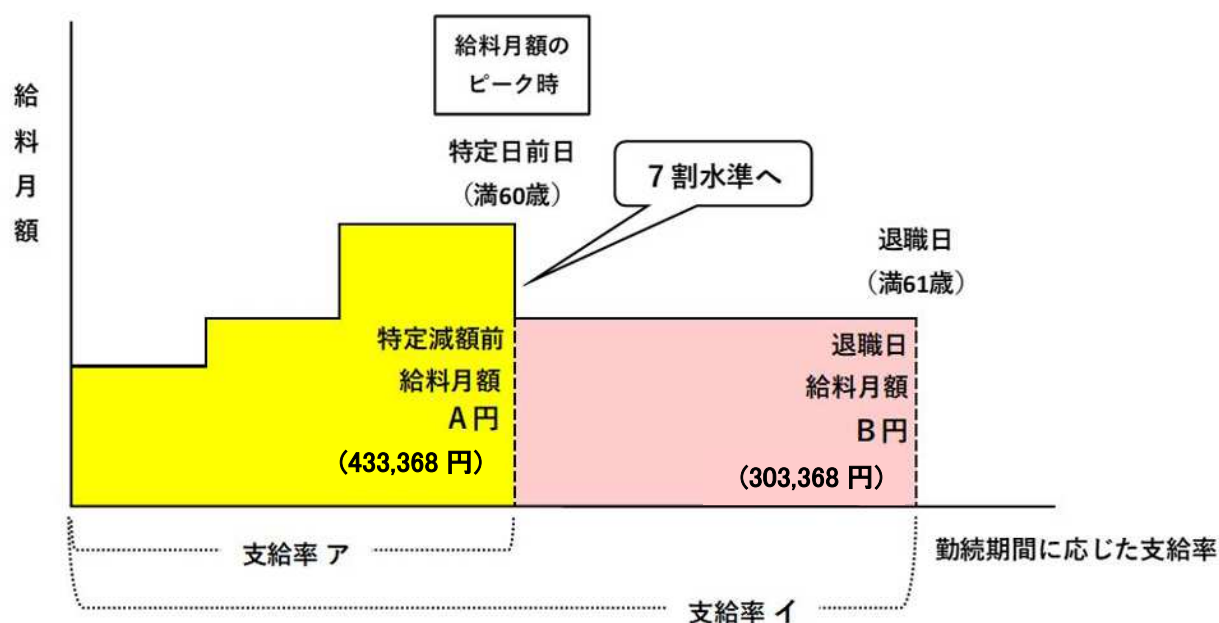
年度	定年年齢
令和 4 年度まで	60 歳
令和 5 年度～6 年度	61 歳
令和 7 年度～8 年度	62 歳
令和 9 年度～10 年度	63 歳
令和 11 年度～12 年度	64 歳
令和 13 年度以降	65 歳

職員が 60 歳に達した日後の最初の 4 月 1 日(特定日)以後、7 割水準の給料月額となる場合は、退職手当の基本額の計算方法の特例(いわゆる「ピーク時特例」)が適用されます。

《例 4》小学校 教諭(大卒 22 歳採用者)が満 61 歳の 3 月 31 日に退職した場合

特定日前日の給料月額 433,368 円 …小中教育職 2 級 161 号給  
 勤続期間：38 年、支給率：47.709 退職事由 = 定年退職  
 退職日の給料月額 303,368 円 …小中教育職 2 級 161 号給の 7 割水準  
 勤続期間：39 年、支給率：47.709 退職事由 = 定年退職

$$\begin{aligned} \text{基本額} &= A \times \text{ア} + B \times (\text{イ} - \text{ア}) \\ &= 433,368 \text{ 円} \times 47.709 + 303,368 \text{ 円} \times (47.709 - 47.709) = 20,675,553 \text{ 円} \end{aligned}$$



支給率ア及び支給率イについて、勤続期間「35 年」以上は一定のまま変わらない。  
 計算例のため、実際の支給額とは異なります。

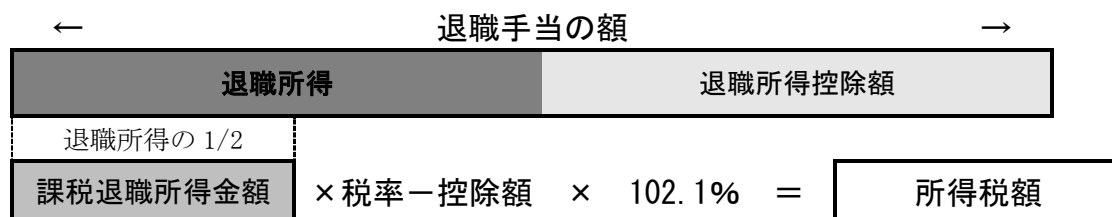
### 3 所得税・住民税等の控除

#### (1) 所得税(復興特別所得税を含む)

退職手当は、他の所得と区別して所得税が課税され、源泉徴収されます。

税額は、退職手当額から(表3)退職所得控除額を控除した残額の1/2に相当する課税退職所得金額に応じ、(表4)の税率を乗じて求めます。退職手当額が退職所得控除額に満たない場合は、徴収税額はありません。平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に生ずる所得から、所得税と所得税の2.1%相当額を復興特別所得税として徴収します。

$$\text{所得税額(1円未満切り捨て)} = (\text{課税退職所得金額} \times \text{税率} - \text{控除額}) \times 102.1\%$$



《例5》退職手当額 23,597,096 円、勤続年数 37 年の場合

$$89,133 \text{ 円} = (1,848,000 \text{ 円} \times 10\% - 97,500 \text{ 円}) \times 102.1\%$$

◎課税退職所得金額

$$\text{課税退職所得金額} = (\text{退職手当額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$$

(1,000 円未満切り捨て)

$$1,848,000 \text{ 円} = (23,597,096 \text{ 円} - 19,900,000 \text{ 円}) \times 1/2$$

(表3) 退職所得控除額表 (一般退職の場合)

勤続年数	退職所得控除額(万円)	勤続年数	退職所得控除額(万円)	勤続年数	退職所得控除額(万円)	勤続年数	退職所得控除額(万円)
10年以下省略		18	720	26	1,220	34	1,780
11	440	19	760	27	1,290	35	1,850
12	480	20	800	28	1,360	36	1,920
13	520	21	870	29	1,430	37	1,990
14	560	22	940	30	1,500	38	2,060
15	600	23	1,010	31	1,570	39	2,130
16	640	24	1,080	32	1,640	40	2,200
17	680	25	1,150	33	1,710	41	

※ 41年以上は1年につき70万円を加算します。

※ 所得税法上の勤続年数は1年未満の端数は切り上げます。

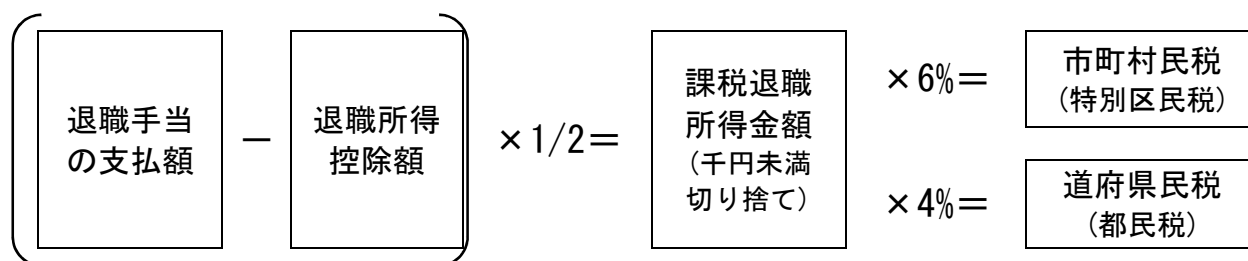
また、専従休職期間を除いてその他の休職等期間は控除しません。

(表4) 所得税率・控除額対応表

課税退職所得金額	税率	控除額
1,950,000 円以下	5%	—
1,950,000 円超 3,300,000 円以下	10%	97,500 円
3,300,000 円超 6,950,000 円以下	20%	427,500 円
6,950,000 円超 9,000,000 円以下	23%	636,000 円
9,000,000 円超 18,000,000 円以下	33%	1,536,000 円
18,000,000 円超	40%	2,796,000 円

## (2) 住民税（市町村民税及び県民税）

退職手当の支払額から退職所得控除額を差引いた後の金額に 1/2 を乗じた額が課税退職所得金額です。税率は、市町村民税(特別区民税)は 6%、道府県民税(都民税)は 4% です。各税額の 100 円未満は切り捨てます。



### 《例6》住民税の計算例

課税退職所得金額 1,848,000 円	× 市町村民税(6%) = 110,800 円
	× 都道府県民税(4%) = 73,900 円

## (3) 給与所得に対する住民税の特別徴収分の残額

毎月の給与から控除される住民税は、住民税の年額を毎年6月から翌年5月まで分割したものです。退職に当たり、4月・5月分は退職手当から一括して控除されます。

### 退職後の住民税について

退職後は、お住いの市区町村から送付される納税通知書により、各自で納付します。

税額は、前年の所得から計算されますので、退職の翌年度は現職時と同程度の額が予想されます。その翌年度は、退職後1年目の所得から税額が計算されます。

## (4) 共済組合貸付金等の償還

退職時に貸付金の償還未済額がある場合は、全額を一括して控除します。地方公務員共済組合の貸付金も同様です。



## 4 請求手続き



退職手当を受給するには、「退職手当の受給申出書」の提出が必要です。詳しい手続きは、例年11月下旬に所属所に通知しますので、事務担当者に御確認ください。

### (1) 提出書類

退職手当は、本人の請求に基づいて支給されます。年度末は多数の退職者があるため、あらかじめ書類提出について通知しますので、事務担当者に御確認ください。

全員提出する書類	備考
ア 退職手当の受給申出書	
イ 退職所得の受給に関する申告書	障害退職の場合は、身体障害者手帳又は精神保健福祉手帳の写しを添付
ウ 振込先口座の預金通帳の写し	金融機関名、口座番号、名義の記載部分
エ 履歴書	A4版・長辺縦じ印刷、長辺の左上一箇所をホチキス止め、奥書証明を付したものの

該当する場合に提出する書類	備考
【平成14年4月1日以降に育児休業を取得した方】 オ 育児休業に係る子の生年月日を確認できる書類	戸籍謄本、住民票、母子手帳、健康保険証等の写し
【高齢者部分休業を取得したことがある方】 カ 高齢者部分休業期間を確認できる書類	高齢者部分休業に係る申請書、承認書、出勤簿等の写し
【公務災害による休職等期間がある方】 キ 公務災害認定通知書の写し	
【フルタイム会計年度任用職員の期間がある方】 ク 第2号会計年度任用職員勤務証明書 ケ 任用期間に係る出勤簿の写し	

### (2) 退職手当の支給通知など

年度末退職者の退職手当は、例年4月上旬に支給予定です。退職手当支給通知書を、退職手当の受給申出書に記載の住所に送付しますので、退職手当額や支給日を御確認ください。

また、同封の退職所得の源泉徴収票は、年金請求手続きに必要な場合があることから大切に保管してください。



## (参考) 退職手当の計算例

1 退職時年齢	61 歳	昭和 38 年 10 月 1 日生 …定年退職
2 勤続期間	37 年	昭和 61 年 5 月 1 日～昭和 62 年 3 月 31 日 講師 昭和 62 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日 小学校教諭 平成 2 年 9 月 25 日～平成 4 年 12 月 4 日 休職 2 年 2 月 39 年 11 月－(2 年 2 月×1/2) = 37 年 11 月 (1 年未満切捨て)
3 退職時の給料月額	303,368 円	小中学校教育職 2 級 161 号給(教職調整額を含む)
4 特定減額前給料月額に係る減額日前日の給料月額	433,368 円	小中学校教育職 2 級 161 号給(教職調整額を含む)
5 支給率	上記3)47.709…① 上記4)47.709…②	(表1)支給割合(改正後)から 勤続年数 35 年以上、退職事由:定年
6 退職手当の基本額(ピーク時特例なし)	14,473,383 円	退職時の給料月額×基本額 303,368 円×47.709 …勤続期間35年以上は同一
7 退職手当の基本額(ピーク時特例あり)	20,675,553 円	ア 特定減額前給料月額に係る減額日前日までの額 4×5の② 433,368 円×47.709=20,675,553.9120 イ 特定減額前給料月額に係る減額日から退職日までの額 3×(5②－5①)=303,368 円×(47.709－47.709)=0 ア+イ=20,675,553 円
8 退職手当の調整額	1,885,200 円	経験年数 39 年(経験年数=在職期間と仮定) 最終学歴 大学4年 6号区分 48 月×32,500 円=1,560,000 円 7号区分 12 月×27,100 円= 325,200 円
9 退職手当の額	22,560,753 円	6又は7に8を加算した額で最も高い額 6+8= 16,358,503 円 7+8= 22,560,753 円

## II 互助会の退職時の給付等

### 1 一般財団法人福島県教職員互助会の給付

#### (1) 永年勤続リフレッシュ給付

在職期間中に永年勤続表彰（永年勤続リフレッシュ給付及び同種の給付を含む。）を受けないまま勸奨若しくは定年退職又はその他の理由（自己都合等）で退職する会員には、次の区分により給付を行います。

区 分	給 付 額
永年勤続表彰を受けないまま勤続30年以上で退職する会員	8 万円
永年勤続表彰を受けないまま勤続20年以上30年未満で勸奨又は定年退職する会員	
永年勤続表彰を受けないまま勤続20年以上30年未満で勸奨又は定年以外の理由で退職する会員	3 万円

#### (2) 結婚祝金

会員であった方が退職後に結婚された場合、結婚の日が退職後1か月以内のときに給付します。

**[MEMO] 給付金の請求・支払**

該当の場合は、退職時の所属所経由で請求をしてください。

給付金は、公立学校共済組合への届出口座（東邦銀行県庁支店）に振り込みます。

なお、医療費給付計算の基礎となるレセプト（診療報酬明細書）が遅れて届く場合もあるため、**退職後最低1年間は届出口座を解約しないでください。**

請求書の様式は、一般財団法人福島県教職員互助会のホームページにもあります。

ホームページアドレス <https://www.fgojokai.com>

※（１）、（２）共に退職時に公立大学法人（県立医科大学、会津大学）の職員であった方は会員ではありませんので対象になりません。

#### (参考1) 退職後の給付等

会員が退職し、その後、公立学校共済組合の組合員の資格を取得できる職に任用された場合※1は、併せて互助会会員の資格も取得しますので、その日から現会員と同様の給付※2を受けることができます。

まお、退職後、1日の空白もなく公立学校共済組合の組合員資格を取得できる職※1に任用された場合は、互助会会員資格はそのままとなります。受けることができる給付※2は退職前と変わりません。

なお、公立大学法人（県立医科大学、会津大学）の職員として任用（採用）された方、任意継続組合員は会員にはなりませんので対象になりません。

※1：公立学校共済組合の組合員資格を取得できる職	組合員種別
フルタイム再任用職員、フルタイム任期付職員、フルタイム会計年度任用職員（当初の任用から引き続き12月を超える場合に限る。）	一般組合員
再任用職員（5分の3以上（フルタイムを除く。）、臨時的任用職員（常勤講師）、会計年度任用職員（任用期間2月以上、週20時間以上勤務、報酬月額8万8千円以上の非常勤講師等）	短期組合員

※2：給付の例外に該当する場合	対象外になる給付
会員が後期高齢者医療制度対象（障害者特例を含む。）	医療給付金 医療補助金
被扶養者が後期高齢者医療制度対象（障害者特例を含む。）	医療補助金

## （参考2）他団体からの給付等

### （1）一般財団法人福島県退職教職員互助会の給付等

退職教職員互助会の退職会員となった方は、医療費助成等を受けることができますので詳細は下記にお問い合わせください。

照会先	住所・電話番号	事業内容
(一財)福島県退職教職員互助会	〒960-0112 福島市南矢野目道下35-1 電話 024-555-0231 FAX 024-555-0510	・医療費給付事業 ・退職後の福利厚生に関する事業 ・教育文化の向上に関する事業

ホームページアドレス <http://fukushima-taikyogo.jp>

※1 現職時に退職教職員互助会に加入されていた方が、退職時に退職会員になるかどうかの選択を行うようになります。

※2 名称が似ていますが別法人（団体）です。

### （2）公益財団法人日本教育公務員弘済会の助成

一定要件の保険（ジブラルタ生命）に加入している場合は、宿泊助成等を受けられる場合があります。詳細は日本教育公務員弘済会福島支部までお問い合わせください。

〒960-8534 福島市上浜町10-38 福島県教育会館内 電話024-522-6522

ホームページアドレス <http://www.nikkyugo.or.jp>

# Ⅲ 年金

## 1 現在の年金制度

私たち公務員は、下表のとおり 3つの年金制度に加入しています。

<b>1</b>	<b>国民年金</b> (基礎年金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 20歳以上 60歳未満の全ての国民に共通する年金制度で、1階部分と呼ばれます。</li> <li>・ 共済組合の組合員も、国民年金の被保険者です。</li> </ul>
<b>2</b>	<b>厚生年金</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被用者(民間会社員、公務員)の年金制度で、2階部分と呼ばれます。</li> <li>・ 勤務した期間と報酬額に比例した年金が支給されます。</li> <li>・ 勤務形態から「一般・国共済・地共済・私学共済」の4通りに分かれます。</li> </ul>
<b>3</b>	<b>年金払い退職給付</b> (退職等年金給付)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公務員の新たな退職給付として創設された年金制度で、3階部分と呼ばれます。</li> <li>・ 平成27年10月以降の組合員期間が算定の基礎です。</li> </ul>

### (1) 国民年金と厚生年金の被保険者

企業年金				年金払い 退職給付		
厚生年金		一般 厚生年金 被保険者	国共済 厚生年金 被保険者	地共済 厚生年金 被保険者	私学共済 厚生年金 被保険者	
国民年金	第1号被保険者 (自営業者等)	第2号被保険者 (民間会社員や公務員など)			第3号被保険者 (第2号被保険者の被扶養配偶者)	

平成27年9月までの公務員期間に応じて退職共済年金(経過的職域加算額)が支給されます。

### (2) 基礎年金番号

公的年金の加入資格が発生した際に、各公的年金制度を通じて共通化した年金番号が、基礎年金番号として付番されます。この番号は、加入年金制度を異動しても変わりません。

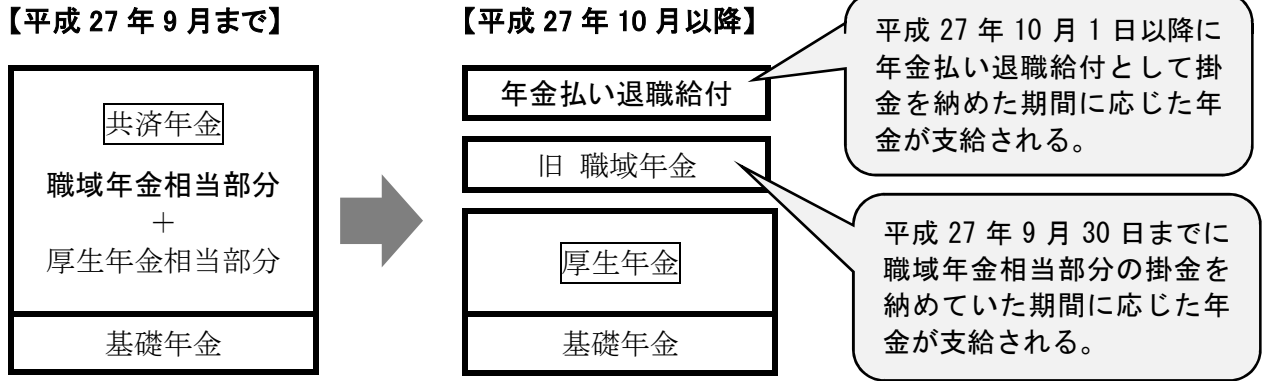
共済組合の加入期間のみの方は、国民年金手帳をお持ちではなく、平成9年に「基礎年金番号通知書」が発行されています。見当たらない場合は、年金事務所に再発行を依頼してください。

なお、令和4年4月1日より、国民年金手帳は手帳形式を廃止し、「基礎年金番号通知書」に切り替えられました。

### (3) 被用者年金制度の一元化

平成 24 年 8 月 22 日に被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律が公布され、平成 27 年 10 月 1 日から被用者年金制度は厚生年金に一元化されました。

また、職域年金相当部分は公的年金としての給付が廃止され、新たに「年金払い退職給付」が創設されました。



## 2 年金給付の種類

国民年金と厚生年金は、給付の事由により「老齢」「障害」「遺族」の 3 種類があり、一定の支給要件を満たしているときに受給できます。

事由		国民年金 (日本年金機構から)	厚生年金 (公立学校共済組合等から)	給付理由
老齢 (退職)	64 歳まで	—	特別支給の老齢厚生年金	一定の年金加入期間があり 支給開始年齢に達したとき
	65 歳から	老齢基礎年金	老齢厚生年金	
障害		障害基礎年金	障害厚生年金	年金加入期間中に初診日 がある傷病により、一定以上 の障害認定を受けたとき
死亡		遺族基礎年金	遺族厚生年金	年金加入者又は年金加入 者であった者が死亡したとき に遺族に支給

### (1) 一人一年金の原則

複数の年金の受給権がある場合、原則として最も有利な年金を選択し、選択した年金以外は支給が停止されます。受給する年金を選択した後も、将来に向かって選択しなおすことが可能です。

両方を選択できる例
○ 老齢基礎 と 老齢厚生
○ 障害基礎 <sup>※</sup> と 老齢厚生
○ 障害基礎 <sup>※</sup> と 遺族厚生

片方のみの選択となる例
× 老齢基礎 と 遺族基礎
× 遺族厚生 と 障害厚生
× 老齢基礎 と 障害厚生

**選択方法**

- ・ 受給を希望する年金の支給先に、年金受給選択申出書を提出します。
- ・ 現在受給している年金とは別の年金受給権が生じたときや、複数の年金受給権があり現在停止されている年金の受給を希望するときは、公立学校共済組合本部(在職中の方及び退職手続き時は福島支部)に相談してください。

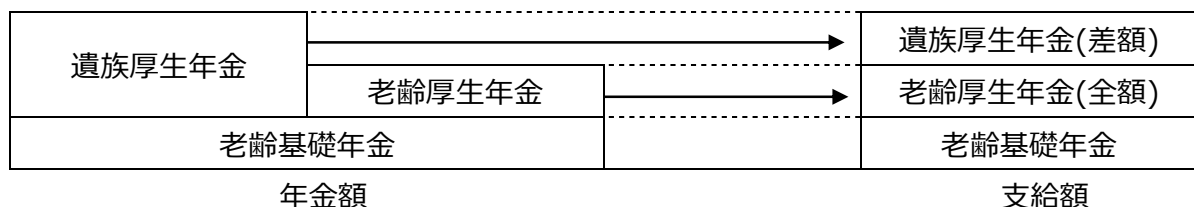
**○ 2つ以上の年金の受給**

公立学校共済組合	併給される年金	法令
<b>老齢厚生年金</b>	退職共済年金、減額退職年金	地方公務員等共済組合法 国家公務員共済組合法
	退職共済年金、退職年金、減額退職年金、 通算退職年金	私立学校教職員共済法
	老齢厚生年金、老齢年金、通算老齢年金	厚生年金保険法
	老齢基礎年金、老齢年金、通算老齢年金、 障害基礎年金 <sup>※</sup>	国民年金法
	老齢年金、通算退職年金	旧船員保険法
<b>障害厚生年金</b>	同一給付事由(同一傷病)に基づく障害基礎年金	国民年金法
<b>遺族厚生年金</b>	同一給付事由に基づく長期要件該当者の遺族共済年金	国家公務員共済組合法 私立学校教職員共済法
	同一給付事由に基づく長期要件該当者の遺族厚生年金	厚生年金保険法
	同一給付事由に基づく遺族基礎年金	国民年金法
	受給者が65歳に達している老齢基礎年金、 老齢年金、通算老齢年金、障害基礎年金 <sup>※</sup>	

<sup>※</sup> 65歳以上であっても、障がいの程度が1級又は2級の障害基礎年金の受給権者は、老齢基礎年金に替えて障害基礎年金を受給することができます。

**○ 老齢厚生年金と遺族厚生年金の併給(平成19年4月から)**

遺族厚生年金の額が、御自身の老齢厚生年金の額を上回る場合、受給権者が65歳に達した日以降は次の組み合わせとなります



**○ 職域年金相当部分の特例**

複数の年金受給権を有する方が、地方公務員等共済組合法又は国家公務員共済組合法に基づく共済年金以外の年金を選択したときであっても、支給停止対象の共済年金のうち、その職域年金相当部分は支給停止になりません。

## (2) 年金額の改定

年金額は、毎年の物価や賃金の上昇・下落に応じて、翌年度の年金額を増額や減額する改定を行います。

年金水準の伸びに現役世代の保険料負担能力の動きが反映されるよう、物価や賃金の変動だけではなく、公的年金の被保険者数の減少や、平均余命の伸びを年金額に反映させる「マクロ経済スライド」と呼ばれる仕組みが導入されています。

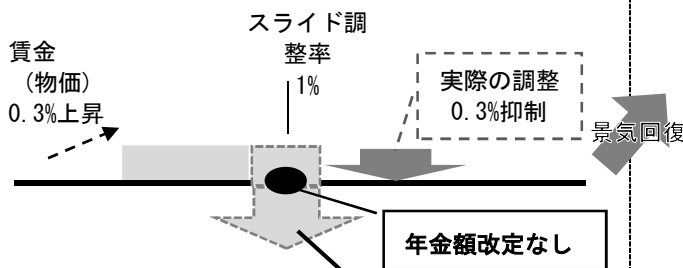
平成30年4月から

### マクロ経済スライドによる調整ルール

マクロ経済スライドによる年金額の調整は、賃金・物価が大幅に上昇しなければ、十分に行われません。そのため、名目加減措置は維持しつつ、賃金・物価の伸びが小さいとき又は下落したときに調整できず繰り越した未調整分を、賃金・物価の上昇時に調整する仕組み(キャリアオーバー)が導入されました。これにより、年金額の上昇は抑制されることとなります。

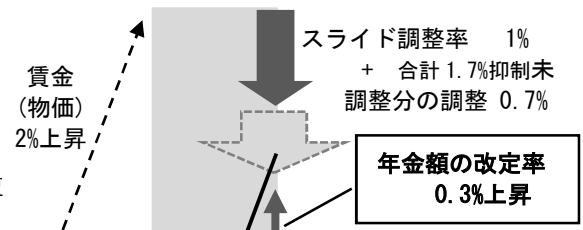
賃金(物価)上昇が0.3%から2%に回復、スライド調整率がいずれの場合も1%と仮定したとき

#### I 賃金・物価の伸びが小さい場合



・年金額の名目下減を維持(現在の高齢世代に配慮)

#### II 賃金・物価が大幅に上昇した場合



・Iの未調整分(0.7%)をキャリアオーバーし、当年度のスライド調整率(1%)と合わせて調整する。

令和3年4月から

### 賃金・物価スライドの見直し

現行では、賃金の変動率がマイナスで、物価の変動率より低下している場合には、物価の変動に合わせて年金額が減額されるか、改定なしとされています。

令和3年4月からは、将来世代の給付水準の確保のため、上記の場合には賃金の変動に合わせて年金額が改定(減額)されます。

### 3 老齢年金 - 退職したあとの年金

#### (1) 支給開始年齢

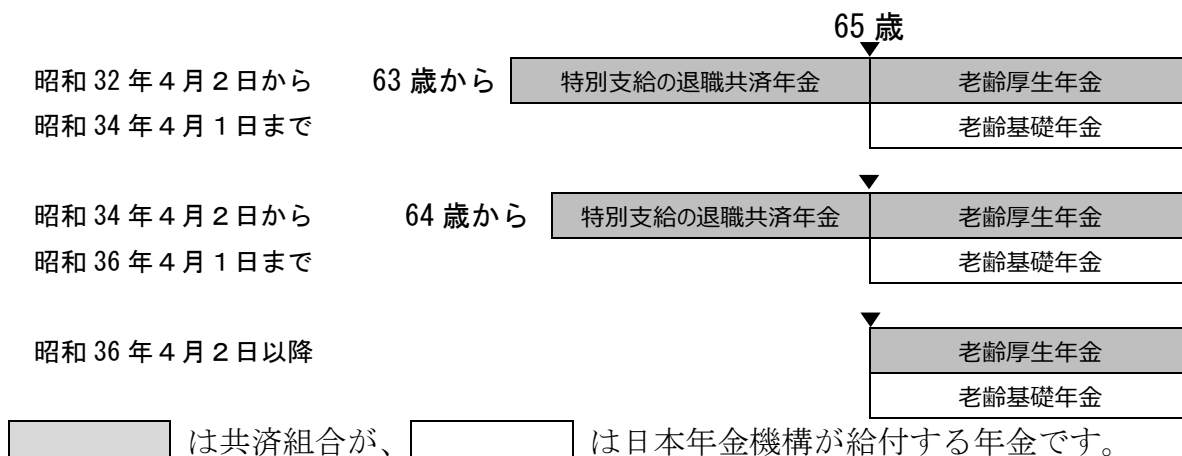
老齢厚生年金は、老齢基礎年金を受け取れる方に、厚生年金の加入期間がある場合、老齢基礎年金に上乗せして 65 歳から受け取ることができます。

昭和 36 年 4 月 1 日までに生まれた方が一定の要件を満たした場合、65 歳になるまでの間、特別支給の老齢厚生年金を受け取ることができます。

また、60 歳から 65 歳までの間に繰上げて減額された年金を受け取る「繰上げ受給」や、66 歳から 75 歳\*までの間に繰下げて増額された年金を受け取る「繰下げ受給」を選択することができます。

\* 昭和 27 年 4 月 1 日以前生まれの方又は平成 29 年 3 月 31 日以前に老齢基礎・厚生年金を受け取る権利が発生している方は、繰下げの上限年齢が 70 歳(権利が発生してから 5 年後)までとなります。

#### 支給開始年齢引き上げイメージ



\* 平成 27 年 10 月の被用者年金一元化前に受給権が発生するため、「退職共済年金」として裁定されています。



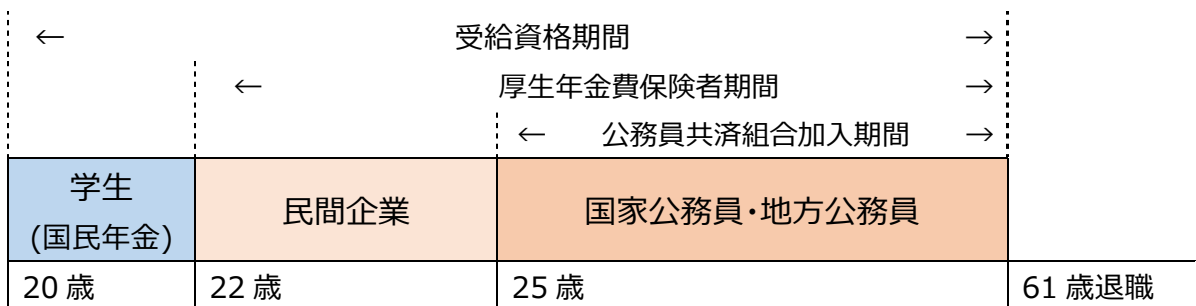
(2) 本来支給の老齢厚生年金（65歳から支給される年金）

下表の支給要件を満たす場合、65歳から「老齢基礎年金」「老齢厚生年金」「退職共済年金(経過的職域加算額)」「年金払い退職給付」を受給することができます。

	← <b>平成 27 年 9 月 まで</b> の期間分 →	← <b>平成 27 年 10 月 以降</b> の期間分 →
3 階部分	<p><b>退職共済年金 (経過的職域加算額)</b></p> <p>《支給要件》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公的年金制度の加入期間が 10 年以上あること</li> <li>・ 平成 27 年 9 月 以前に引き続き公務員共済組合一般組合員の加入期間が 1 年以上あること</li> </ul>	<p><b>年金払い退職給付 (退職等年金給付)</b></p> <p>《支給要件》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 引き続き公務員共済組合一般組合員の加入期間が 1 年以上あること</li> <li>・ 公務員共済の一般組合員でない(退職している) こと</li> </ul>
2 階部分	<p><b>厚生年金 (被用者年金)</b></p> <p>《支給要件》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公的年金制度の加入期間が 10 年以上あること</li> <li>・ 厚生年金被保険者期間が 1 月以上あること</li> </ul>	
1 階部分	<p><b>基礎年金 (国民年金)</b></p> <p>《支給要件》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公的年金制度の加入期間が 10 年以上あること</li> </ul>	

① 年金制度の加入期間

22 歳まで学生、22 歳に民間企業に就職、25 歳で公務員に転職した例



**受給資格期間**：すべての公的年金制度(国民年金や厚生年金等)の加入期間

国民年金第 3 号被保険者であった期間、国民年金の保険料免除期間、海外に居住していた期間等の合算対象期間も含む

**厚生年金被保険者期間**：すべての厚生年金保険の加入期間

平成27年10月の被用者年金一元化前の期間も含む

**公務員共済組合加入期間**：公務員厚生年金の加入期間

年金は、最後に所属していた共済組合から支給されます。

② 受給権発生日と支給開始月

		【例1】 5/10 生まれ	【例2】 7/1 生まれ
受給権発生日	65歳の誕生日の前日	5/9	6/30
支給開始	受給権発生日の属する月の翌月分	6月分	7月分

③ 年金額の計算

昭和 24 年 4 月 2 日以降に生まれた方の年金は、次の A～D の合計額を支給します。  
平成 12 年の法律改正による報酬比例部分・経過的職域加算の乗率 5% 引き下げに伴い、「本来の額」と「5%適正化前の従前額」を比較して、いずれか高額な方の年金が支給されます。以下の計算式は「本来の額」です。

$$\text{老齢厚生年金 (本来の額)} = \text{A 報酬比例部分} + \text{B 経過的職域加算} + \text{C 経過的加算額} + \text{D 加給年金額 (該当者のみ)}$$

A 報酬比例部分

- ・ 在職中の報酬等と被保険者(組合員)期間により、以下の a～c の合計額です。
- ・ 平成 15 年 4 月から、期末手当等も含めて保険料(掛金)・年金額算定の基礎とする「総報酬制」が導入されました。平成 27 年 10 月からは、実際に支給された基本給及び諸手当等を合わせた額を基礎として保険料(掛金)・年金額を算定する「標準報酬制」に移行にしました。

<b>a 平成 15 年 3 月 31 日まで</b>
平均給料月額 × 7.125/1000 × 被保険者(組合員)月数
<b>b 平成 15 年 4 月 1 日～平成 27 年 9 月 30 日</b>
平均給与月額 × 5.481/1000 × 被保険者(組合員)月数
<b>c 平成 27 年 10 月 1 日以降</b>
平均標準報酬額 × 5.481/1000 × 被保険者(組合員)月数

B 経過的職域加算

- ・ 被用者年金制度の一元化による 3 階部分の職域年金廃止に伴う経過措置として、平成 27 年 9 月 30 日以前の組合員期間がある人は、以下の d～e により旧職域年金相当部分の年金を経過的職域加算として受けられます。

<b>d 平成 15 年 3 月 31 日まで</b>
平均給料月額 × 1.425/1000 <sup>※1</sup> × 被保険者(組合員)月数
<sup>※1</sup> 組合員期間が 20 年未満の場合は 0.713/1000
<b>e 平成 15 年 4 月 1 日～平成 27 年 9 月 30 日</b>
平均給料月額 × 1.096/1000 <sup>※2</sup> × 被保険者(組合員)月数
<sup>※2</sup> 組合員期間が 20 年未満の場合は 0.548/1000

○ 平均給料月額・平均給与月額・平均標準報酬額

総報酬制導入前(平成 15 年3月以前)

$$\text{平均給料月額} = \frac{\text{「給料の額} \times \text{再評価率} \times \text{手当率」の総額}}{\text{組合員期間の月数}}$$

総報酬制導入後(平成 15 年4月以降平成 27 年9月以前)

$$\text{平均給与月額} = \frac{\text{「給料の額} \times \text{再評価率} \times \text{手当率」の総額} + \text{「期末手当等} \times \text{再評価率」の総額}}{\text{組合員期間の月数}}$$

総報酬制移行後(平成 27 年 10 月以降)以前)

$$\text{平均給与月額} = \frac{\text{「各月の標準報酬月額} \times \text{再評価率」の総額} + \text{「標準賞与額} \times \text{再評価率」の総額}}{\text{組合員期間の月数}}$$

計算の項目	項目の内容
給料の額、期末手当等	<ul style="list-style-type: none"> <li>標準報酬制移行前の期間を計算します。</li> <li>掛金の標準となる給料に、教職調整額、加算額及び給料の調整額が支給されている場合は、それぞれの額を加えます。一般職の場合、下限は 79,000 円、上限は 496,000 円です。</li> <li>期末手当等の額は、期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当をいいます。上限は 1,500,000 円です。</li> </ul>
再評価率	<ul style="list-style-type: none"> <li>給料を年金決定(改定)時点の価値に換算する率です。</li> <li>年度ごとの物価変動率、各名目手取り賃金変動率等を基準として、毎年度改定されます。</li> </ul>
手当率	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般職の職員は 1.25、特別職の職員は 1 です。</li> </ul>
標準報酬月額	<ul style="list-style-type: none"> <li>毎年 4 月から 6 月までの報酬(基本給と諸手当の支給額)を合算し、1 か月当たりの平均額(報酬月額)を求め、その報酬月額を標準報酬等級表に当てはめ、「標準報酬月額」が決定され、その年の 9 月から翌年の 8 月までの年金保険料掛金・掛金の算定基礎額です。</li> <li>下限は 88,000 円、上限は 650,000 円です。</li> </ul>
標準賞与額	<ul style="list-style-type: none"> <li>期末勤勉手当の 1,000 円未満を切り捨てた額です。</li> <li>上限が設けられており、1 回当たり 1,500,000 円です。</li> </ul>

### C 経過的加算額

経過的加算額とは、特別支給の老齢厚生年金の定額部分から老齢基礎年金相当額を引いた額です。

定額部分の額の単価が老齢基礎年金の単価を上回っているため、その差額を65歳以降も引き続き老齢厚生年金として支給すること、老齢基礎年金の年金額の計算基礎となっていない、昭和36年4月1日前の期間、20歳前及び60歳以降の組合員期間に係る定額部分相当額を老齢厚生年金として支給することから加算されます。

昭和24年4月2日以降に生まれた方は、特別支給の老齢厚生年金の定額部分が支給されませんが、経過的加算額は支給されます。

#### 定額部分の計算式

$$1,657 \text{ 円}(67 \text{ 歳以下の単価}) \times 1.000(\text{改定率}) \times \text{被保険者(組合員)月数}(480 \text{ 月限度})$$

### D 加給年金額

65歳到達時に、以下のア、イ両方の条件に当てはまる場合、2階部分の老齢厚生年金に加算して支給されます。

- ア 年金請求者の厚生年金保険の加入期間が20年以上
- イ 65歳から支給される「老齢厚生年金」の受給権発生時に、生計を共にする加給年金額対象者がいる

加給年金額対象者	年齢要件	収入要件	加給年金額(令和6年度)
配偶者	65歳未満	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 恒常的な収入が年額850万円未満又は所得が655.5万円未満</li> <li>・ おおむね5年以内に定年等の理由で収入が上記の額を下回る見込みの場合は該当</li> </ul>	408,100 円/年
未婚の子	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある</li> <li>・ 20歳未満で障害等級が1～2級に該当する障害状態にある</li> </ul>		2人まで1人につき 234,800 円/年 3人目から1人につき 78,300 円/年

#### ○ 加給年金の支給停止と失権

支給停止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 加給年金額対象者が、20年以上の加入期間を有する老齢厚生年金の受給権利が発生(特別支給含む)又は障害を事由とする年金を受けたとき。</li> </ul>
失権	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 配偶者が65歳に達したとき。ただし、受給権者又はその配偶者が大正15年4月1日以前に生まれた方を除く。</li> <li>・ 子が18歳に達する日の属する年度末に達したとき。障がい等級1級又は2級に該当する子が20歳に達したとき。</li> <li>・ 加給年金額の対象者が死亡したとき。</li> <li>・ 受給権者と離婚・離縁したとき、そのほか受給権者との生計維持関係がなくなったとき。</li> </ul>

#### ④ 在職中の年金決定

受給資格(支給要件)を満たす方が支給開始年齢に達すれば、在職中であっても老齢厚生年金の受給権を取得し、請求により年金が決定されます。

ただし、再任用フルタイム職員などで在職中(一般組合員・厚生年金被保険者である間)は、給料(給与)と年金額の合計額に応じて、年金の一部又は全部が支給停止される場合があります。詳しくは、Ⅲ-35 ページの「(5) 在職中・再就職による年金の一部支給停止」をご覧ください。

#### ⑤ 過去に受給した一時金の返還

過去に共済組合から退職一時金を受給した方が、老齢厚生年金もしくは障害厚生年金を受給する権利を有するとき又はその方の遺族が遺族厚生年金を受給する権利を有することになったときは、原則として一時金受給額と経過利息を返還し、当該期間を年金額の算定期間に算入します。退職給与金、一時恩給も同様です。

ただし、組合員期間が20年未満の方で、原資控除を受けずに全額受領した期間は、年金額計算の基礎期間に算入できないため返還の必要はありません。

返還対象の一時金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 雇員から吏員に昇任した方で当時在籍の共済組合から支給された退職一時金</li> <li>・ 昭和54年12月31日以前に公務員を退職した方に、当時在籍の共済組合から支給された退職一時金</li> </ul>
返還額の計算方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 返還額 = 受領額 + 経過利息</li> <li>・ 経過利息は、一時金を受給した日の属する月の翌月から老齢厚生年金等を受給する権利を有することになった日の属する月までの期間に応じて、下表に掲げる区分及び利率を用いた複利計算により算定します。</li> </ul>
返還方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年金請求時にア、イから選択します。</li> <li>ア 年金の支給期ごとにその支給額の2分の1の額を返還に充当する。</li> <li>イ 1年以内に現金で全額又は分割して返還する。</li> </ul>

経過利息にかかる利率(%/年)

期間	利率	期間	利率
平成13年3月まで	5.5	平成27年4月～平成28年3月	1.7
平成13年4月～平成17年3月	4.0	平成28年4月～平成29年3月	2.0
平成17年4月～平成18年3月	1.6	平成29年4月～平成30年3月	2.4
平成18年4月～平成19年3月	2.3	平成30年4月～平成31年3月	2.8
平成19年4月～平成20年3月	2.6	平成31年4月～令和2年3月	3.1
平成20年4月～平成21年3月	3.0	令和2年4月～令和5年3月	1.7
平成21年4月～平成22年3月	3.2	令和5年4月～令和7年3月	1.6
平成22年4月～平成23年3月	1.8	令和7年4月～令和8年3月	1.7
平成23年4月～平成24年3月	1.9	令和8年4月～令和9年3月	2.0
平成24年4月～平成25年3月	2.0	令和9年4月以降	2.1
平成25年4月～平成26年3月	2.2		

⑥ 離婚時等の年金分割制度

離婚時の年金分割とは、離婚する当事者の婚姻期間中における厚生年金の保険料納付記録(標準報酬額)を分割し、それぞれの年金の基礎となる標準報酬に算入する制度です。年金自体を分割するものではありません。

分割方法	当事者双方又はその一方の請求に基づき、公立学校共済組合本部が行います。	
	ア 合意分割	当事者間の合意による
イ 3号分割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国民年金の第3号被保険者(会社員や公務員などに扶養される20歳以上60歳未満の配偶者)であった方からの請求による。</li> <li>・ 平成20年4月1日以降の期間は、配偶者が納めた掛金の標準となった給料及び期末手当等の総額の1/2を、当事者の合意なしで分割できます。</li> </ul>	
請求手続	請求手続は、公立学校共済組合や年金事務所等で受け付けます。	
	ア 年金分割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「標準報酬改定請求書」に、按分割合を明らかにできる書類を添付して行います。</li> </ul>
イ 情報通知書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 分割の話し合い等に必要な情報として、請求により「情報通知書」を受け取ることができます。</li> </ul>	
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年金分割の請求期限は、離婚日の翌日から起算して2年以内です。</li> <li>・ 事実上の婚姻関係にある方も対象となりますが、分割の対象となる期間は、当事者の一方が国民年金の第3号被保険者として認定されていた期間に限られます。</li> </ul>	



### (3) 老齢基礎年金(65歳から支給される国民年金)

#### ① 年金額の計算

国民年金に480月(40年)加入した場合、老齢基礎年金は816,000円(67歳以下の方の場合)が支給されます。

ただし、加入期間が480月未満の方は、その加入期間(月数)に応じた割合の年金額が支給されます。

(老齢基礎年金額の計算式)

$$\text{老齢基礎年金額} = 816,000 \text{ 円}$$

$$\times \frac{\text{昭和36年4月以降の「20歳～60歳」の組合員期間等月数}}{\text{国民年金加入可能期間月数}}$$

老齢基礎年金の額の算定基礎となる期間には、国民年金の加入期間のほか、昭和36年4月1日以降の(20歳以上60歳未満の)組合員期間及び厚生年金、私学共済の加入期間(被保険者期間)なども含まれます。

ただし、一時金を受領した期間や合算対象期間など老齢基礎年金の額の算定の基礎とならない期間があります。

#### ② 請求方法

単一共済者には、65歳に達する月の前月に公立学校共済組合本部(在職者は福島支部)から請求書を送付します。混在者には、日本年金機構から送付されます。

65歳より前に繰上げ支給を希望する場合は、老齢厚生年金も同時に繰上げ請求を行いますので、公立学校共済組合本部(在職者は福島支部)に連絡してください。

障害年金又は遺族年金の受給権者は、老齢基礎年金をあわせて受給できませんので、いずれか有利な方を選択することになります。詳細は、Ⅲ-3ページの「2つ以上の年金の選択」をご覧ください。

なお、昭和36年4月2日以降に生まれた方の請求方法は、変更になる場合があります。

### (4) 老齢年金の繰上げ・繰下げ

老齢年金は65歳から受給開始ですが、繰上げして60歳以降の希望する月から受給することができます。繰上げた場合は、1月当たり0.4%の割合で減額され、受け取る年金額は生涯減額されたままになります。

また、繰下げして66歳以降の希望する月から受給することができます。繰り下げた場合の年金額は、1月当たり0.7%の割合で増額されます。繰下げができる期間は、75歳まで(最高120月×0.7%=84%の増額)です。希望する場合は、65歳の老齢年金請求時に、公立学校共済組合本部に連絡してください。

なお、計算上は、65歳からの受給と比較して、繰下げ支給開始後約11年11月以上受給すると多く受給ができます。

ただし、繰下げ後の年金額や、公的年金のほかに収入がある場合は、税金や社会保険料等に影響する場合があります。

繰上げ・繰下げ請求は、生涯の年金額に影響し、過去に遡って取消しできませんので、希望する場合は、御家族等と一緒に御検討の上、手続きしてください。

## 繰上げ・繰下げのまとめ

		繰上げ	繰下げ
<b>支給開始年齢</b>		60 ～ 64 歳	66 ～ 75 歳
<b>請求方法</b>		<ul style="list-style-type: none"> <li>支給を希望する時期に自分で連絡し、請求書入手する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>65歳の年金請求時に繰り下げる旨を申し出る</li> <li>66歳以降の支給を希望する時期に、公立学校共済組合本部に連絡し、請求書入手する</li> </ul>
<b>増減率</b>		0.4%×繰上げた月数分の減額 最高 24.0%	0.7%×繰下げた月数分の増額 最高 84.0%
<b>対象となる年金</b>	老齢基礎年金(1階)	<ul style="list-style-type: none"> <li>全て同時に繰り上げる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>単独で繰下げ可能</li> </ul>
	老齢厚生年金(2階) 退職共済年金(経過的職域加算額)(3階)		<ul style="list-style-type: none"> <li>一般、私学等老齢厚生年金も全て同時に繰り下げる必要あり</li> </ul>
	年金払い退職給付(3階)	<ul style="list-style-type: none"> <li>繰上げ・繰下げとも単独で実施可能</li> <li>繰下げによる年金の増額なし</li> </ul>	

### 繰上げ請求の注意点

- (1) 年金額は、ひと月当たり **0.4%減額** です。
- (2) 一度決まった減額率は、**生涯変わりません**。
- (3) 繰上げ手続きの**取消しや変更はできません**。
- (4) 「**事後重症による障害厚生年金・障害基礎年金の請求**」「**国民年金の任意加入**」ができなくなります。
- (5) 在職中も請求できますが、一般組合員の場合は、年金を繰上げ請求しても全部又は一部が支給停止になる場合があります。
- (6) 老齢基礎年金、2つ以上の種別の老齢厚生年金を受給できる方は、同時に繰上げ請求する必要があります。
- (7) 繰上げ請求日(各年金の受給権発生日)は、最初の窓口での受付日です。60歳で退職する方又は定年退職後再任用フルタイム職員等となった方が、退職後すぐに繰上げ受給を希望する場合は、在職中に公立学校共済組合福島支部に申し出てください。それ以外の場合は、公立学校共済組合本部に連絡してください。



### 繰下げ請求の注意点

- (1) 年金額は、66歳以降、希望する月から繰下げて、**ひと月当たり0.7%増額**です。
- (2) 公務員・会社員として在職中も繰下げ請求できますが、在職中により支給停止される部分は、繰下げによる増額の対象とはなりません。
- (3) 受給権発生から最大120月まで繰下げることができます。75歳到達日以後に繰下げ申出をした場合は、請求時期に関わらず、75歳到達時点での増額率になり、75歳まで遡って年金が決定・支給されます。なお、80歳到達後に繰下げ申請をした場合は、時効により年金が支払われない部分が発生します。
- (4) 民間会社や私立学校等、他の公的年金制度の老齢厚生年金も受給できる場合には、**全ての老齢厚生年金を同時に繰り下げる**必要があります。
- (5) 老齢厚生(退職共済)年金と老齢基礎年金、平成27年10月以後の組合員期間に係る退職年金(年金払い退職給付)は、それぞれ別の希望月で繰下げ請求することができます。
- (6) 繰下げ請求により年金額が増えることで、**医療保険・介護保険の自己負担額や保険料、税金等**に影響する場合があります。
- (7) 繰下げ期間中は、御自身で収入を得る必要があります。

#### <老齢基礎年金の減額率と増額率の目安>

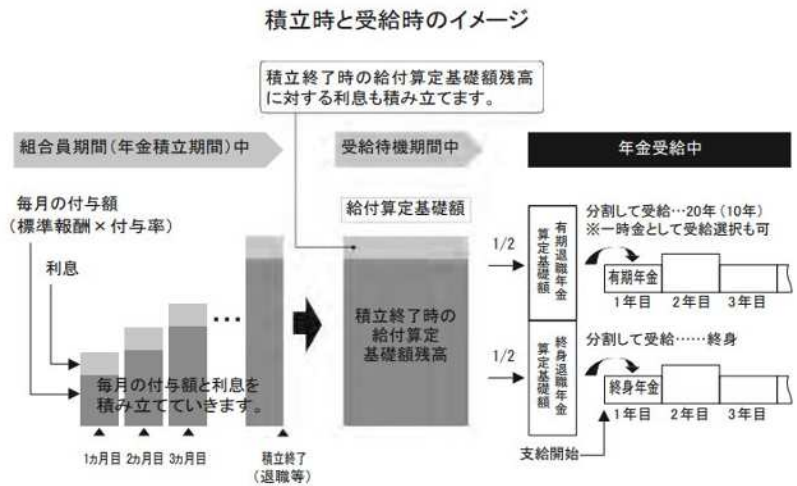
繰上げ支給 60～64歳に受給開始			繰下げ支給 66～75歳に受給開始		
年齢	減額率	支給率	年齢	増額率	支給率
60歳	24.0%	76.0%	66歳	8.4%	108.4%
61歳	19.2%	80.8%	67歳	16.8%	116.8%
62歳	14.4%	85.6%	68歳	25.2%	125.2%
63歳	9.6%	90.4%	69歳	33.6%	133.6%
64歳	4.8%	95.2%	70歳	42.0%	142.0%
			71歳	50.4%	150.4%
			72歳	58.8%	158.8%
			73歳	67.2%	167.2%
			74歳	75.6%	175.6%
			75歳	84.0%	184.0%

(5) 年金払い退職給付

平成 27 年 10 月以降、毎月の給料から掛け金を徴収し、その金額を積み立てる積立年金で、退職年金、公務障害年金、公務遺族年金の 3 種類の給付があります。

請求書類は、退職後で 65 歳に達した時又は 65 歳以降に暫定再任用フルタイム職員や正規職員を退職した時に、公立学校共済組合から送付されます。

年金払い退職給付を一括で受給する場合は、「退職所得の源泉徴収票」が必要です。退職手当支給通知書に同封していますので、大切に保管してください。



年金積立時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毎月の付与額と利息を退職時(積立終了時)まで積み立てた総額を、「給付算定基礎額」といいます。</li> <li>・ 支給開始時まで、退職時の給付算定基礎額に対する利息も積み立てます。</li> </ul>
年金受給時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 給付算定基礎額を年金現価率で除して年金額を計算します。</li> <li>・ 受給開始は 65 歳ですが、60 歳から繰上げ又は 75 歳まで繰り下げもできます。</li> </ul>

(6) 失権

受給権者が死亡したときは受給権が消滅しますので、速やかに公立学校共済組合又はお近くの年金事務所に連絡してください。この時、要件を満たす遺族があれば、遺族年金を受給することができます。

## 4 障がいの状態になったときの年金

障害厚生年金は、組合員期間中に初診日がある病気やけがによって、日常生活や仕事などが制限されるような一定の障害状態にあると認められる場合に、65歳に達する前であっても受給できる年金です。

障害厚生年金を請求する場合は、公立学校共済組合による「障害程度の認定」を受ける必要がありますので、該当すると思われるときは公立学校共済組合福島支部までご連絡ください。

公立学校共済組合 福島支部 電話 024-521-7803

### (1) 障害年金の受給要件

- ア 厚生年金保険の加入期間中に初診日(障がいの原因となった病気やけがについて初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日)があること
- イ 障がいの状態が、初診日から起算して原則1年6月を経過した日(以下「障害認定日」という。)又は障害認定日後65歳に達する日の前日までの間に、障害等級が1級～3級までの状態にあること
- ウ 初診日の前日において、以下の①又は②の保険料納付要件を満たしていること
  - ① 20歳に到達した月から初診日の属する月の前々月までの公的年金に加入しなければならない期間(合算対象期間を除く)のうち、保険料納付済期間か免除期間(学生納付特例期間等を含む)が3分の2以上あること
  - ② 初診日が令和8年3月31日以前で、初診日に65歳未満であり、初診日の属する月の前々月までの直近の1年間に、国民年金の保険料未納期間がないこと

### (2) 障害程度の認定基準(障害等級)

一定の障害状態とは、障害認定日において法令で定める障害の程度(認定基準)に該当する状態です。

障害程度の認定基準(各公的年金制度共通)は次のとおりです。

障害年金の障害等級は、障害者手帳の障害等級とは異なります。障害年金の請求を御検討する際は、主治医に認定の見込みについて相談してください。

障害等級	障害の状態
1級	他人の介助を受けなければ日常生活のことがほとんどできないほどの障害の状態
2級	必ずしも他人の助けを借りる必要はなくても、日常生活は極めて困難で、労働によって収入を得ることができないほどの障害
3級	日常生活にはほとんど支障はないが、労働が著しい制限を受ける又は労働に著しい制限を加えることを必要とするような状態

### 〈障害認定日の特例（特例症例）〉

障害年金の対象となる主な傷病の例は次のとおりです。

これらの傷病を原因として、障害程度の認定基準に該当する状態である場合に、障害年金の対象となります。

症例	障害認定日とされる日
上肢・下肢を切断又は離断	切断又は離断したその日
人工骨頭・人工関節の挿入置換	挿入置換したその日
心臓ペースメーカー、植込み型除細動器(ICD)、人工弁、人工心臓(補助人工心臓を含む)、CRT、CRT-Dを装着	装着したその日
心臓移植	移植したその日
人工血管(ステンドグラフトも含む)を挿入置換	挿入置換したその日
人工透析療法施行	開始日から3ヶ月経過した日 4
新膀胱造設	造設したその日
人工肛門造設・尿路変更術施行	造設・施行から6ヶ月経過した日
咽頭全摘出	摘出したその日
在宅酸素療法を行っている	療法を開始したその日
遷延性植物状態	その状態に至った日から起算して3ヶ月経過した日
脳血管障害による機能障害	初診日から起算して6ヶ月経過した日以降で症状が固定した日

### (3) 請求手続き

公立学校共済組合の障害厚生年金請求手続は、「障害程度の認定」と「障害厚生年金の決定請求」の2段階です。

認定関係書類の提出後、「障害程度の認定」結果のお知らせまで3～4か月を要します。「障害厚生年金の決定請求」に関する書類の提出から年金証書の送付までは、さらに3～4か月を要します。

請求に当たっては、初診日、傷病名、症状、初診時の病院を転院しているときはその期日等、これまでの病歴を確認し、公立学校共済組合福島支部まで御連絡ください。

障害厚生年金の請求書は、退職後・在職中ともに公立学校共済組合福島支部に提出してください。

なお、退職(老齢)年金又は遺族年金の受給権者は、障害厚生年金をあわせて受給できませんので、いずれか有利な方を選択することになります。

#### (4) 障害程度の認定

障害程度は、診断書等により審査の上、認定されます。公立学校共済組合福島支部に御連絡あった際に、状況をお伺いした上で、認定に必要な書類を送付します。

障害認定日請求	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害認定日まで遡って請求する方法です。</li> <li>・ 障害認定日時点の診断書が取得可能な場合に請求できます。</li> <li>・ 障害認定日以降請求時まで、障害等級 3 級以上の障害状態にある場合、障害認定日の翌月まで遡って年金が支給されます。時効により遡るのは過去 5 年分までとなります。</li> </ul>
事後重症認定請求	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害認定日に障害等級 1 級～ 3 級に該当せず、その後症状が進行して、65 歳に達する日の前日までに、その傷病により障害等級に該当する程度の障害状態になった方が請求する方法です。</li> <li>・ 請求は 65 歳に達する日の前日(65 歳誕生日の前々日)までで、請求日の翌月から支給されます。</li> </ul>

#### (5) 障害厚生年金の決定請求

障害程度の認定の結果、障害等級 1 級～ 3 級に該当した方には、障害厚生年金の決定書類を送付します。

なお、障害等級が 1 級又は 2 級のときは、国民年金法の「障害基礎年金」も併せて支給されます。

#### (6) 年金額の計算

##### ① 障害共済年金(経過的職域加算額)

障害厚生年金の受給権を満たす方で、平成27年9月以前の組合員期間に初診日がある方に支給されます。

障害共済年金には、公務・通勤災害(公務等)の場合にあっては別の算定式がありましたが、障害厚生年金には公務等の特例はなく、老齢厚生年金の計算式と同じです。

ただし、計算式中の被保険者期間及び平均標準報酬(月)額の算出期間は、障害認定日の属する月までです。

##### ② 年金払い退職給付(公務障害年金)

通勤を除く公務災害により障がいの状態になった場合は、公的年金とは別枠の「年金払い退職給付」の給付として公務障害年金を支給します。障害厚生年金と公務障害年金を合算した支給水準は、従前の公務等障害共済年金と同様になるよう設計されています。

$$\boxed{\text{障害厚生年金}} = \boxed{\text{報酬比例部分}} + \boxed{\text{加給年金額 (該当者のみ)}}$$

障害等級 3 級の場合、報酬比例部分の最低保障額は 596,300 円(67 歳以下の方の場合)です。加給年金額は、障害等級 1 級又は 2 級の障害厚生年金受給者で、65 歳未満かつ生計を共にしている年収 850 万円(所得 655.5 万円)未満の配偶者がいるときに支給されます。

### ③ 加給年金額

障害等級が1級又は2級に該当する方で、加給年金額対象者を有する場合に、障害厚生年金に加算されます。

加給年金対象者	年金受給者によって生計を維持している65歳未満の配偶者
金額	234,800円（令和6年度）
加給年金額の停止	次のいずれかに該当するときは、その間の加給年金額は停止されます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 老齢(退職)を給付事由とする年金(加入期間が20年以上かそれと同様とみなされるもの)の受給権を有するとき</li> <li>・ 障害を給付事由とする年金の支給を受けることができるとき</li> </ul>

### ④ 障害基礎年金

障害等級が1級又は2級に該当する方は、障害基礎年金も併せて受給できます。障害基礎年金は、日本年金機構から支給されます。

生年月日	1級	2級
昭和31年4月1日以前	1,017,125円	813,700円
昭和31年4月2日以後	1,020,000円	816,000円

障害基礎年金の受給権者によって生計を維持されている18歳に達する日の属する年度末までの間にある未婚の子又は障害等級1級又は2級に該当する20歳未満の未婚の子がいるとき、次の額が加算されます。

2人目まで1人につき 234,800円	3人目から1人につき 78,300円
------------------------	-----------------------

### ⑤ 障がいの程度が変わった場合

障がいの程度が増進した場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 増進請求によりその障がいの程度に応じて障害厚生年金の額が改定されます。</li> <li>・ 過去に支給事由を同じくする障害基礎年金の受給権を有する方を除き、3級の障害厚生年金受給権者が65歳以上で増進しても改定請求はできません。</li> </ul>
障がいが軽くなり、障害等級に該当しなくなった場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害基礎年金の支給が停止されます。</li> </ul>

3級にも該当しないまま65歳になると(65歳になったときに3年を経過していないときは3年を経過したとき)、障害厚生年金を受ける権利がなくなります。

該当すると思われるときは、公立学校共済組合本部までご連絡ください。

⑥ 失権

受給権者が死亡したときは、受給権が消滅しますので、速やかに公立学校共済組合本部に連絡してください。

障害等級 1 級及び 2 級の受給権者が死亡したとき、要件を満たす遺族がいれば、遺族厚生年金を受給することができます。

また、障がいの程度が 3 級以上に該当しなくなったときは支給停止となり、該当しなくなった状態で 3 年を経過したとき又は 65 歳に達したときは失権します。

公立学校共済組合本部 年金相談室 電話 03-5259-1122

(7) 障害手当金

障害手当金は、障害厚生年金の対象となる障害の程度より軽い場合、その症状が固定したときに障害が残った方に支給される一時金で、在職中も受給できます。

- ア 厚生年金被保険者期間に、初診日があること。
- イ 障がいの原因となった病気やけがが初診日から 5 年以内に治り(症状が固定し)、その治った日(以下「治った日」といいます。)に、障害厚生年金を受けることができない程度の障がいの状態であること。
- ウ (1)ウ②と同じ保険料の納付要件を満たしていること。
- エ 治った日において、公的年金各法に基づく年金である給付の受給権を有していないこと。
- オ 障害の原因となった病気やけがについて、地方公務員災害補償法等の規定による障害補償の受給権を有していないこと。

支給額	公務外の障害等級 3 級における障害厚生年金の 2 年分相当額です。
請求方法	受給権発生時に請求書を、公立学校共済組合福島支部に提出します。

障害等級表(公立学校共済組合)

区分	1 級	2 級	3 級
眼(矯正視力)	両眼の視力がそれぞれ 0.03 以下のもの	両眼の視力がそれぞれ 0.07 以下のもの	両眼の視力がそれぞれ 0.1 以下に減じたもの
聴力	両耳の聴力レベルが 100 デシベル以上のもの	両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの	両耳の聴力レベルが 40cm 以上では通常の話声を解せないもの
平衡機能	—	平衡機能に著しい障がい有するもの	神経系統に、労働が著しい制限を受ける程度の障がいを残すもの
そしゃく機能	—	そしゃくの機能を欠くもの	そしゃくの機能に相当程度の障がいを残すもの
言語機能	—	音声又は言語機能に著しい障がい有するもの	言語の機能に相当程度の障がいを残すもの
上肢	機能・欠損・変形の障がいであって日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のも	機能・欠損・変形の障がいであって日常生活が著しい制限を受ける程度のも	機能・欠損・変形の障がいであって労働が著しい制限を受ける程度のも
下肢	機能・欠損・変形・短縮の障がいであって日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のも	機能・欠損・変形・短縮の障がいであって日常生活が著しい制限を受ける程度のも	機能・欠損・変形・短縮の障がいであって労働が著しい制限を受ける程度のも
体幹 脊柱	体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障がい有するもの	体幹の機能に歩くことができない程度の障がい有するもの	脊柱の機能に著しい障がいを残すもの
肢体	身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状があり、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のも	身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状があり、日常生活が著しい制限を受ける程度のも	身体の機能に労働が著しい制限を受ける程度の障がいを残すもの
精神	精神の障がいであって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のも	精神の障がいであって、日常生活が著しい制限を受ける程度のも	精神又は神経系統に、労働が著しい制限を受ける程度の障がいを残すもの
その他	日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のも	日常生活が著しい制限を受ける程度のも	労働が著しい制限を受ける程度の障がい有するもの
	疾患：呼吸器疾患、心疾患、腎疾患、肝疾患、血液疾患、代謝疾患、悪性新生物、高血圧等		



## 5 組合員・退職者が死亡したときの年金

遺族厚生年金とは、厚生年金保険の被保険者、被保険者であった方又は厚生年金の受給権者が亡くなったときに遺族に支給される年金です。一般的な遺族厚生年金の年額は、亡くなった方が受け取っていた老齢厚生年金(退職共済年金を含む。)の年額の概ね4分の3になります。

遺族厚生年金は、亡くなった方と遺族が要件を満たす必要があります。

### (1) 遺族厚生年金

#### ① 受給資格(支給要件)

次の(ア)～(エ)のいずれかに該当すること。

ただし、被保険者が死亡日の前日において、国民年金の保険料の納付要件(国民年金法に定める納付要件)を満たしている必要があります。

(ア) 厚生年金保険の被保険者が亡くなったとき

(イ) 厚生年金保険の被保険者であった期間に初診日がある病気やケガが原因で、当該初診日から起算して5年を経過する日前に亡くなったとき

(ウ) 障害等級1級又は2級に該当する障害厚生年金(障害共済年金を含む。)の受給権者が亡くなったとき

(エ) 受給資格期間が25年以上ある老齢厚生年金(退職共済年金を含む。)の受給権者又は同期間が25年以上ある方(退職した方を含む。)が亡くなったとき。

#### ② 年金上の遺族

次の(ア)～(ウ)をすべて満たす方

(ア) 亡くなった被保険者と生計を共にしていたこと

(イ) 恒常的な収入が年額850万円(所得の場合は665万5千円)未満であること

おおむね5年以内に年額850万円未満の収入になることが明らかであると認められる場合も含む

(ウ) 以下の表にかかげる遺族の範囲であること

順位	遺族	要件
1	配偶者及び子	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 夫は55歳以上(原則として60歳未満は支給停止)</li> <li>・ 子(胎児を含む)は現に婚姻をしていない以下のいずれかに該当する方               <ul style="list-style-type: none"> <li>① 18歳に達する日の属する年度末までの間にある方</li> <li>② 20歳未満で組合員の死亡当時から障がい等級1級又は2級の障がいの状態にある未婚の方</li> </ul> </li> </ul>
2	父母	55歳以上(60歳未満は支給停止)
3	孫	子と同じ
4	祖父母	父母と同じ

### ③ 年金額の計算

厚生年金と共済組合等の加入期間を有する方の遺族に係る遺族厚生年金(短期要件)の年金額については、2以上の被保険者期間を合算し、1つの期間に係る被保険者期間のみを有する者とみなして計算します。

合算した加入期間が300月に満たない場合は300月とみなして計算します。

$$\boxed{\text{遺族厚生年金}} = \left( \boxed{\text{報酬比例部分}} + \boxed{\text{旧職域相当部分}^{**}} \right) \times 3/4 + \boxed{\text{中高齢寡婦加算}}$$

一元化前の組合員期間がある場合に限って、旧職域年金相当部分が支給されます。この場合、年金払い退職給付の終身年金部分は終了、有期年金の残余部分は一時金として遺族に支給されます。

厚生年金と共済組合等の加入期間を有する方の遺族に係る遺族厚生年金(長期要件)の年金額は、次の(ア)及び(イ)により計算した額です。

(ア) それぞれの加入期間に基づいて計算した額を合算し、老齢厚生年金との先あて計算を行った上、遺族厚生年金の総額を計算する。

(イ) その総額をそれぞれの加入期間に基づいて計算した遺族厚生年金の額に応じて按分し、按分した額をそれぞれの遺族厚生年金の額とする。

### ④ 中高齢寡婦加算

遺族厚生年金の受給者が40歳以上65歳未満の妻であるとき、遺族厚生年金に加算される額で、令和6年度は年額612,000円です。2つ以上の種別の厚生年金被保険者期間を有する方が亡くなられた場合は、原則として加入期間が最も長い遺族厚生年金に加算されます。

ただし、遺族基礎年金が支給される間は、支給停止されます。

また、受給資格期間が25年以上ある老齢厚生(退職共済)年金の受給権者又は受給資格期間が25年以上ある方が亡くなられたとき、厚生年金被保険者期間が20年未満の場合は加算されません。

### ⑤ 支給停止

受給権者が、子のいない夫、父母、祖父母のときは、受給権者が60歳に達するまで支給が停止されます。子は遺族の順位としては配偶者と同位ですが、配偶者が失権しない限り配偶者に支給され子には支給されません。

### ⑥ 支給調整

地方公務員災害補償法による遺族補償年金が支給されるときは、遺族厚生年金の一部が支給停止されます。

### ⑦ 請求方法

在職中に亡くなった場合は、所属所の事務担当者が、公立学校共済組合福島支部に連絡し、遺族と必要な手続きをします。退職後に亡くなった場合は、公立学校共済組合本部へお問合せください。老齢(退職)又は障がいの年金の受給権者は、遺族厚生年金とあわせて受給できませんので、いずれか有利な方を選択することになります。

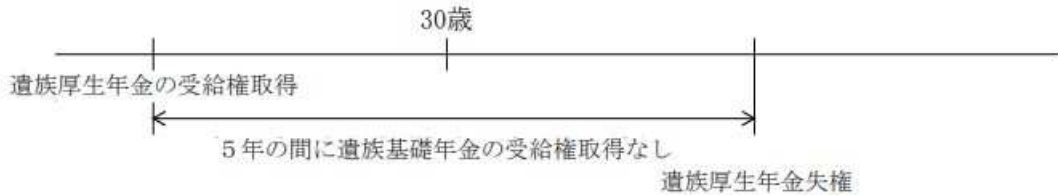
詳細は、Ⅲ-3ページの「2つ以上の年金の選択」を参照ください。

⑧ 失権

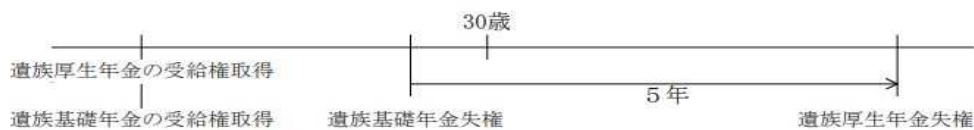
遺族厚生年金の受給者が次の(ア)～(キ)のいずれかに該当したときは、受給権が消滅しますので、速やかに公立学校共済組合本部に連絡してください。(オ)、(キ)を除く。)

公立学校共済組合本部 年金相談室 電話 03-5259-1122

- (ア) 死亡したとき。
- (イ) 婚姻したとき。(事実上婚姻関係と同様の事情にある者となったときを含む。)
- (ウ) 直系血族及び直系姻族以外の方の養子となったとき。(事実上養子縁組関係と同様の事情にある者となったときを含む。)
- (エ) 死亡した組合員であった方との親族関係が離縁によって終了したとき。
- (オ) 子又は孫である受給権者(障がい等級の1級又は2級に該当する方を除く。 )が、18歳に達した日の属する年度末に達したとき。
- (カ) 障がい等級の1級又は2級に該当する子又は孫である受給権者が18歳に達した日の属する年度末後に、1級又は2級の障がい等級に該当しなくなったとき又は20歳に到達したとき。
- (キ) 子のいない若年期の妻が次のいずれかに該当したとき。
  - a 遺族厚生年金の受給権を取得した当時30歳未満である妻が、当該遺族厚生年金と同一の給付事由に基づく国民年金法による遺族基礎年金の受給権を当該遺族厚生年金の受給権を取得した日から5年を経過する日までに取得しないとき。



- b 遺族厚生年金と当該遺族厚生年金と同一の給付事由に基づく国民年金法による遺族基礎年金の受給権を有する妻について、30歳に到達する日前に当該遺族基礎年金の受給権が消滅し、その消滅の日から5年を経過したとき。



(2) 遺族基礎年金

① 受給資格(支給要件)

遺族	要件
配偶者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 組合員の死亡当時、組合員によって生計を維持されている</li> <li>・ 死亡した方の配偶者で、遺族に該当する子と生計を同じくしている</li> </ul>
子	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 組合員の死亡当時、組合員によって生計を維持されている</li> <li>・ 死亡した方で、18歳に達する日の属する年度末までの間にあり(又は20歳未満で障がい等級の1級又は2級に該当)かつ婚姻していない</li> </ul>

死亡した組合員が、死亡日の属する月の前々月までに国民年金の被保険者期間があるときは、保険料納付済期間と免除期間を合算した期間が加入期間の3分の2以上あることが必要です。

② 遺族基礎年金の額

	基本額	813,700 円
子の加算額	受給権者以外の子 2 人まで 1 人につき	234,800 円
	受給権者以外の子 3 人目から 1 人につき	78,300 円

※ 67 歳以下の方の場合

③ 請求方法

遺族厚生年金と同じです。

なお、遺族基礎年金は日本年金機構で裁定されます。

④ 支給の停止

(ア) 配偶者と子の両方に遺族基礎年金の受給権が発生するときは、子に対する支給は停止され、配偶者に支給されます。

(イ) 子に対する遺族基礎年金は、生計を同じくする子の父又は母(離婚等により受給権がない場合の母を含む。)があるときは、その間支給が停止されます。

⑤ 失権

遺族厚生年金の受給権を失ったときは、遺族基礎年金も同時に受給権が消滅します。受給権者である子が配偶者と生計を共にしなくなったときや、障がい等級の 1 級又は 2 級の状態にある子が 20 歳になったときも失権します。

失権したときは、公立学校共済組合本部又は年金事務所に速やかに連絡してください。

公立学校共済組合本部 年金相談室 電話 03-5259-1122

⑥ 提出書類一覧

老齢厚生年金

公立学校共済組合本部又は福島支部から送付する書類	<input type="checkbox"/> 年金請求書 (国民年金・厚生年金保険老齢給付) <input type="checkbox"/> 年金受給選択申出書【該当者のみ】 <input type="checkbox"/> 障がいを理由とする加給年金額対象者に係る診断書等【該当者のみ】
請求者が準備する書類	<input type="checkbox"/> 請求者の戸籍抄本又は住民票 (戸籍謄本を添付する場合は不要) <input type="checkbox"/> 雇用保険被保険者証の写し【該当者のみ】 <input type="checkbox"/> 加給年金額に該当するとき <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 戸籍謄本及び住民票謄本</li> <li>・ 配偶者の基礎年金番号が分かるものの写し (年金手帳、年金証書)</li> <li>・ 配偶者又は子の収入を証明するもの (所得証明書、非課税証明書等)</li> </ul>

障害厚生年金、障害手当金

公立学校共済組合本部又は福島支部から送付する書類	<input type="checkbox"/> 年金請求書 (国民年金・厚生年金保険障害給付) <input type="checkbox"/> 障害給付請求事由確認書 <input type="checkbox"/> 診断書 <input type="checkbox"/> 病歴・就労状況等申立書 <input type="checkbox"/> 一時金支給額等の受給申立書【該当者のみ】 <input type="checkbox"/> 年金受給選択申出書【該当者のみ】 <input type="checkbox"/> その他請求者の状況確認に必要な書類
--------------------------	--

請求者が準備する書類	<input type="checkbox"/> 戸籍抄(謄)本 <input type="checkbox"/> 併給調整の対象となる年金の証書番号を確認できる書類【該当者のみ】 <input type="checkbox"/> 加給年金額に該当するとき <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民票謄本</li> <li>・ 加給年金対象配偶者の年金裁定通知書等の写し</li> <li>・ 配偶者又は子の収入を証明するもの（所得証明書、非課税証明書等）</li> </ul>
------------	---

### 遺族厚生年金

公立学校共済組合本部又は福島支部から送付する書類	<input type="checkbox"/> 年金請求書（国民年金・厚生年金保険遺族給付） <input type="checkbox"/> 生計同一関係に関する申立書【該当者のみ】 <input type="checkbox"/> 年金受給選択申出書【該当者のみ】 <input type="checkbox"/> 遺族一時金決定請求書【該当者のみ】 <input type="checkbox"/> 診断書、日常生活に関する申立書【該当者のみ】
請求者が準備する書類	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本、住民票謄本 <input type="checkbox"/> 亡くなった方の住民票除票 <input type="checkbox"/> 請求者の所得証明書又は非課税証明書 <input type="checkbox"/> 死亡診断書(死体検案書等・写し可)又は死亡届の記載事項証明書 <input type="checkbox"/> 請求者の基礎年金番号（年金手帳、年金証書等の写し等） <input type="checkbox"/> 請求者の最新の年金額改定通知書の写し【該当者のみ】 <input type="checkbox"/> 初診時の傷病名を証する書類【該当者のみ】

- ・ 証明書は、発行日が受給権発生日以後 6 月以内に交付されたもの。
- ・ 昭和 36 年 4 月 2 日以降に生まれた方の提出書類は、今後変更になる場合があります。

## 6 年金の手続きと届出

退職後の年金手続や質問などは、公立学校共済組合本部が窓口です。

電話の場合は、年金証書の記号番号又は待機者番号を御確認の上、連絡してください。  
郵便の場合は、年金証書の記号番号又は待機者番号、氏名、住所、電話番号、相談・照会事項を記入の上、返信用封筒(宛名明記、切手貼付)を同封し、下記まで送付してください。

公立学校共済組合本部 年金相談室	〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台2-9-5 電話 03-5259-1122 (月～金曜日の 9:00～17:30)
---------------------	---

各種届出用紙は、公立学校共済組合本部のホームページからダウンロードできます。

「年金受給者・年金待機者手続き用紙ダウンロード」

<https://www.kouritu.or.jp/nenkin/download/index.html>

### (1) 退職届書の提出と待機者登録

#### ① 退職届書の提出

退職届書は、将来の年金決定に必要な組合員期間中の年金記録(これまでの公務員期間や給与情報等)を整備し、年金が決定されるまで「年金待機者」として登録するために必要な書類です。

一般組合員の方は、退職時に退職届書を必ず提出してください。

#### ② 再任用フルタイム職員が退職する場合

支給開始年齢に到達し、年金が決定されている場合(繰下待機中の方を除く)は、退職届書とあわせて「就職予定調査票」を提出してください。

在職中の年金の全部又は一部が停止を解き、退職日までの年金加入期間と給料情報を登録して年金額の改定を行います。

#### ③ 年金待機者登録通知書

退職届書を提出すると、年金待機者番号が付番され、退職後おおむね4～6か月後に公立学校共済組合本部から「年金待機者登録通知書」とパンフレット「年金待機者になられた方へ」が送付されます。送付された通知書等は年金支給開始まで大切に保管してください

また、氏名や住所が変更となった場合は、お知らせ等が確実に届くよう、「年金待機者異動報告書」を必ず本部に提出してください。

#### ④ 将来の年金請求方法

年金待機者となった方は、年金受給権が発生する誕生月の前々月頃に、本部から請求の案内が届きますので、ご自身で請求してください。

なお、昭和36年4月2日以降に生まれた方の請求方法は、今後変更になる場合があります。

## (2) 年金の請求・決定・支給

### ① 概要

年金は、その権利を有する者の請求に基づいて、実施機関が決定することになっています。これを「請求主義」といいます(厚生年金保険法第33条)。

このため、年金は、受給権が発生したときに自動的に支給が始まるものではなく、皆さん自身が請求手続を行うことで受け取ることができます。年金の請求をせずに、受給権が発生したときから5年を過ぎると、法律に基づき5年以上前の年金は時効により受け取れない場合がありますので、早めの手続きをお願いします。

### ② 年金の請求

請求書等の書類を、日本年金機構あるいは公立学校共済組合に提出する必要があります。そのほか必要な書類がある場合は、公立学校共済組合本部又は福島支部から連絡します。

#### (退職者の場合)

老齢厚生年金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支給開始年齢に達するおおむね3か月前に、最後に加入した実施機関から請求に必要な書類が送付されますので、送付のあった実施機関に提出してください。</li> <li>・ 2つ以上の種別の被保険者期間を有する方の場合、原則として1つの実施機関に年金請求書を提出すると、他の実施機関の老齢厚生年金も請求できます。</li> </ul>
遺族厚生年金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年金受給権者又は待機者が死亡したときは、死亡した人が加入していた実施機関に連絡してください。</li> <li>・ 公立学校共済組合の場合は、本部又は福島支部のいずれかで連絡を受けますが、請求書の書類は本部に提出してください。</li> <li>・ 2つ以上の種別の被保険者期間を有する方が死亡した場合、原則として1つの実施機関に年金請求を提出することによって、他の実施機関に係る遺族厚生年金も請求できます。</li> </ul>
障害厚生年金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 組合員期間中に初診日のある病気やケガにより、65歳に達する日の前日までに障害等級3級以上に該当する障がいの状態になったときは、公立学校共済組合福島支部に連絡してください。</li> <li>・ 請求書等は、退職者であっても公立学校共済組合福島支部に提出します。</li> </ul>

#### 退職後の年金請求時に、公立学校共済組合本部 年金相談室又は福島支部に伝える事項

- ・ 氏名(退職時と異なる場合は旧姓も)・生年月日・郵便番号・住所・電話番号
- ・ 待機者番号又は年金証書記号番号
- ・ 請求事由(請求手続を行う年金) 等

#### (在職者の場合)

- |  |   |  |
|--|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 老齢厚生年金</li> <li>○ 障害厚生年金</li> <li>○ 遺族厚生年金</li> </ul> | } | <p>在職中又は退職してすぐに受給権を取得される方には、公立学校共済組合福島支部から請求方法等をお知らせしますので、年金請求書は福島支部に提出してください。</p> |
|--|---|--|

昭和36年4月2日以降に生まれた方の請求方法は、今後変更になる場合があります。



### ③ 年金の決定

年金の請求から決定まで、おおむね2～4か月間程度要します。2つ以上の種別の被保険者期間を有する場合は、さらに期間を要します。

年金が決定になると、受給権者に「年金証書」「年金決定通知書」「パンフレット」が送付されます。年金証書に表示されている氏名、生年月日、住所等に誤りがないか確認の上、大切に保管してください。

### ④ 年金請求の流れ(令和6年度末に61歳で退職される方)

生年月日が昭和38年4月2日～昭和39年4月1日（公立大学法人の教員等は除く）

#### 年金支給開始年齢

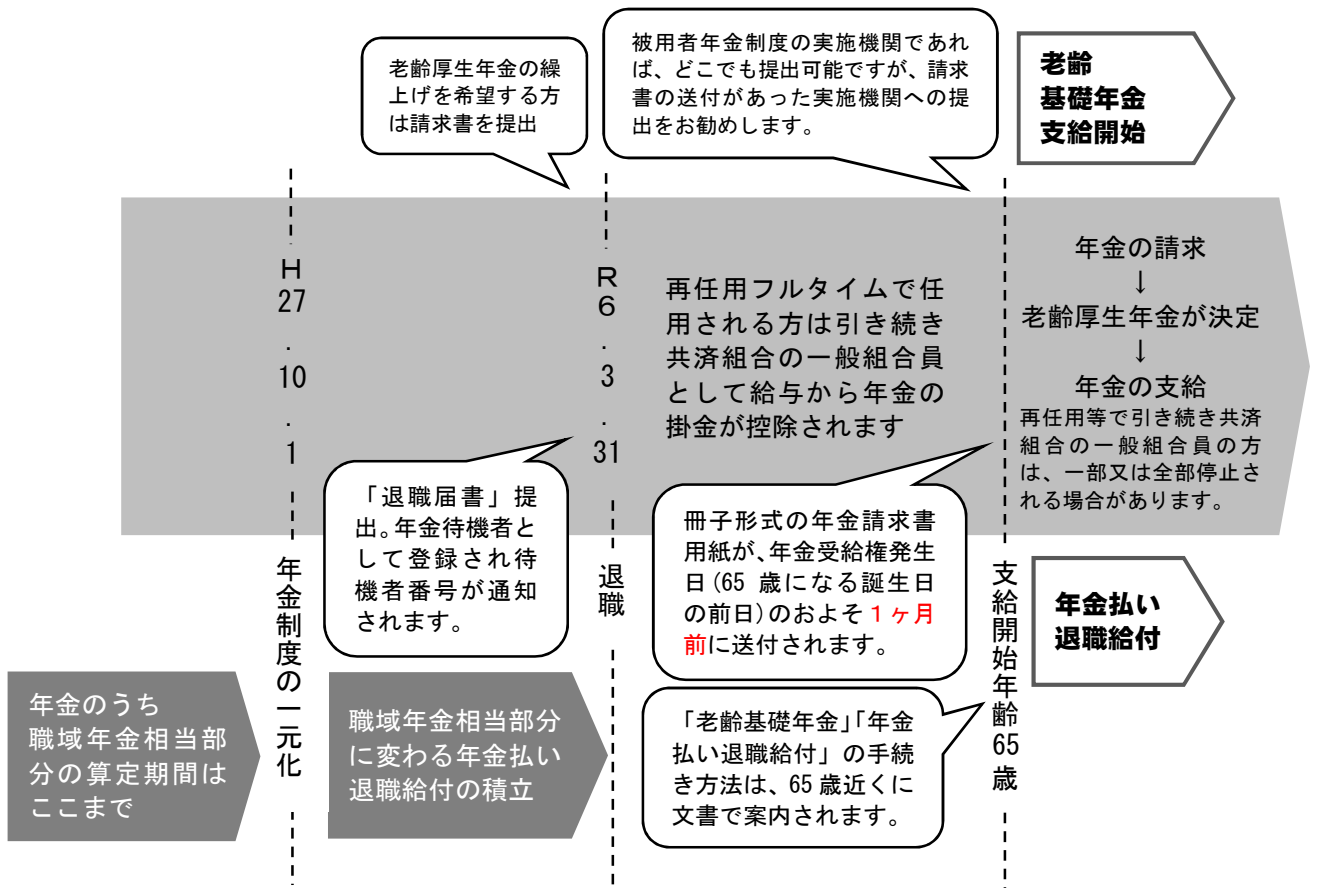
老齢厚生年金は65歳から支給開始となり、併せて日本年金機構から老齢基礎年金が支給されます。60歳以上であれば、支給開始年齢前であっても、繰り上げて受給できる制度があります。

#### 年金請求の流れ

老齢厚生年金は、受給資格を満たす方が支給開始年齢に達すれば、在職中であっても、受給権を取得し、請求により年金が決定されます。

平成27年10月から被用者年金の一元化が実施され、公務員共済組合以外に民間の会社や私立学校にお勤めの期間をお持ちの方については、いずれか一つの実施機関に請求書を提出することにより、それぞれの期間の老齢厚生年金を同時に請求できます。

なお、昭和36年4月2日以降に生まれた方の請求方法については、今後変更になる場合があります。





## ⑤ 年金の支給

### (初回支給)

年金は、給付事由の生じた月の翌月分から支給されます。

初回支給は、支給開始月から定期支給月の前月までの期間に対する支給分です。

2回目以降は、定期支給月に支給されます。公立学校共済組合と日本年金機構など、別の実施機関から年金を受給している場合、年金はそれぞれの実施機関から別々に振込まれます。

定期支給期日	支給期(2か月分)
2月	12・1月分
4月	2・3月分
6月	4・5月分
8月	6・7月分
10月	8・9月分
12月	10・11月分

### (定期支給)

年金は、年6回偶数月の15日に、支給期月の前月までの2か月分が支給されます。基礎年金の支給日も同じです。支給期月の15日が土曜日に当たるときは14日に、日曜日に当たるときは13日に支給されます。

## ⑥ 年金支払通知書の送付

原則年2回、6月定期支給期及び12月定期支給期に、年金支払通知書が送付されます。通知内容は、それぞれ3定期分の支払予定日と支払額です。お手元に届きましたら住所、氏名を必ずご確認ください。

なお、送付後に、改定等により支給額等が変更となった場合は、直後の定期支給期に改めて変更後のお知らせがあります。

## ⑦ 年金の支給期間

年金の支給対象期間は、給付事由が発生した翌月分から給付事由の消滅したその月分までになります。加給年金額や中高齢寡婦加算等の加算額も同じです。再就職や退職改定などにより年金額に変更を生ずる事由が発生したときも、その翌月分から年金額が改定(変更)されます。

また、失権事由や支給停止事由が生じたときは、その事由が生じた月分まで年金が支給されます。

例えば、老齢厚生年金の受給権者が亡くなったときは、亡くなった月分まで老齢厚生年金が支給されます。遺族に遺族厚生年金が支給される場合は、亡くなった月の翌月分から支給されます。

## ⑧ 年金の失権

年金が失権事由に該当したときは、その受給権は消滅し、年金の支給はなくなりますので、速やかに年金事務所や公立学校共済組合本部に連絡してください。失権の連絡が遅れ、次の年金が支給された場合は返納が必要です。

なお、老齢厚生年金の受給権者並びに障がい等級が1級又は2級の障害厚生年金の受給権者が死亡したときは、要件を満たす遺族に遺族厚生年金が支給されます。

## (3) 年金受給権者の届出

### ① 現況届

年金受給者の方の現況確認は、住民基本台帳ネットワークシステムを利用しているため、1年以上外国に居住している方等を除いて廃止しています。

加給年金額が加算された年金を受けている方には、加給年金額対象者の公的年金及び生計維持関係確認のため「加給年金額対象者に関する現況届」を誕生日の前月に送付しています。提出期限までに提出がない場合、加給年金額の支給が停止されます。

### ② 年金受給権者氏名・受取機関変更届

年金受給者の氏名や、年金を受け取る金融機関が変更となったときに、日本年金機構あるいは公立学校共済組合本部に提出します。

届出が遅れると、変更後の金融機関で受領できないことや、本部から送付される書類(年金支払通知書、現況届、公的年金等の受給者の扶養親族等申告書等)が届かない場合があります。

#### 住所の変更があったとき

登録住所の変更は、住民基本台帳ネットワークシステムを利用して行いますので、住民票の住所を変更すれば、公立学校共済組合への届出は原則不要です。

変更が反映するまでに4～5か月かかるため、必ず郵便局に転送届を提出してください。

なお、以下の方は住所変更の届出が必要ですので、本部までご連絡願います。

- ・ 外国籍の方又は外国に居住されている方
- ・ 成年後見人が選任されている方

### ③ 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

所得税の課税対象となる老齢厚生(退職共済)年金等の受給者には、毎年10月に税額の控除を受けるための「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」が送付されます。

同封のパンフレットを参考に、必要に応じて期限までに本部に提出してください。

### ④ 年金受給権者再就職届書

年金受給権者が常勤の公務員として再就職し、共済組合の一般組合員となったときは、再就職先の共済組合に「年金受給権者再就職届書」「年金証書(原本)」を提出してください。当該届書に基づき、年金の全部又は一部が支給停止となります。

なお、遺族厚生年金や遺族共済年金、遺族年金及び通算遺族年金の受給権者は必要はありません。

民間企業、私立学校、公立学校(嘱託員・非常勤職員)等に再就職した場合の届書等は不要です。国会議員や地方議会議員に就職した場合は、別途届書等の提出が必要です。

## ⑤ 年金受給権者等の一身上の届出

年金受給権者及び加給年金額対象者に一身上の異動があったときは、電話又は郵便で日本年金機構又は公立学校共済組合本部に届け出てください。

1. 年金受給権者が死亡した
2. 各種遺族年金の受給権者が婚姻、養子縁組、養子縁組を解消した
3. 各種障害年金の受給権者の障がいの程度が増進した
4. 併給調整の対象となる他の公的年金受給権が発生した
5. 併給調整されている年金へ選択替えを行う
6. 年金受給権者が、加給年金額が加算された老齢厚生年金を受給する
7. 年金受給権者が雇用保険の失業手当(基本手当)を受給する
8. 加給年金額対象者が死亡、離婚、養子縁組、養子縁組の解消、子が婚姻した
9. 加給年金額対象者の生計が、年金受給権者により維持されなくなった
10. 加給年金額対象の配偶者が、公的年金各法による老齢(退職)又は障がいを事由とする年金を受給する(老齢基礎年金は除く。)
11. 年金受給権者が禁錮刑以上の刑に処された

### 異動の手続きは、お早めに！

適正な年金受給のため、異動があったときはお早めにご連絡をお願いします。

例えば、年金を受けている方が亡くなったとき、届け出が遅れると年金を多く受け取り過ぎとなり、お返しいただくことになります。

手続きに必要な書類は、年金受給者の状況を確認の上、公立学校共済組合本部からお送りします。

公立学校共済組合本部 年金相談室 電話 03-5259-1122  
福島支部 電話 024-521-7803

## (4) 年金と税金

### ① 所得税

年金は、所得税法上「雑所得」として課税され、支給の都度、所得税が源泉徴収されます。障がい及び遺族の年金は非課税です。

所得税に関する詳しいことは、お近くの税務署や、お住まいの市区町村にお問い合わせください。

#### ア 源泉徴収税額の計算

(ア) 扶養親族等申告書を提出した方の計算方法

源泉徴収税額の計算式

$$\text{源泉徴収税額} = (\text{年金の支給額} - \text{控除額}) \times 5.105\%^{**}$$

控除額の計算式

$$\text{控除額} = (\text{基礎的控除額} + \text{人的控除額}) \times \text{支給月数}$$

(イ) 扶養親族等申告書を提出していない方の計算方法

源泉徴収税額の計算式

$$\text{源泉徴収税額} = (\text{年金の支給額} - \text{控除額}) \times 5.105\%^{**}$$

控除額の計算式

$$\text{控除額} = \text{基礎的控除額} \times \text{支給月数}$$

\*\* 復興特別所得税を含む。

#### 所得税の源泉徴収控除額表

##### 〔基礎的控除額〕

区分	控除額(月額)
65歳未満	年金の月割額×25% + 65,000円 90,000円未満の場合は90,000円
65歳以上	年金の月割額×25% + 65,000円 135,000円未満の場合は135,000円

月割額は、支給額をその支給月数で除して求めます。

##### 〔人的控除額〕

控除の種類	控除額(月額)
配偶者控除	32,500円
配偶者特別控除	老人控除対象配偶者 40,000円
扶養控除	老人扶養親族 40,000円
	特定扶養親族 52,500円
障害者控除	普通障がい者 22,500円
	特別障害者 35,000円
	同居特別障害者 62,500円
寡婦控除	寡婦 22,500円
ひとり親控除	ひとり親 30,000円

各控除の条件は国税庁のホームページ等でご確認ください。

## イ 所得税の確定申告

年金は年末調整を行うことができませんので、ご自身で確定申告を行ってください。  
次に該当する方は、確定申告により所得税の還付を受けられる可能性があります。  
なお、確定申告に関する詳しいことは、お近くの税務署にお問い合わせください。

- ・ 65歳以上で、公立学校共済組合の老齢厚生年金又は退職共済年金を受給されている方のうち、老齢基礎年金ではなく、障害基礎年金を受給されている方
- ・ 老齢基礎年金の繰下げを希望し、年金を受給していない方
- ・ 年の途中から年金を受給されている方
- ・ 年金から源泉徴収する際に受けられない控除がある方
  - 例) 社会保険料(介護保険料、国民健康保険料(税)など)を個別に納付された方
  - 10万円を超える医療費を支払った方
  - 生命保険料、個人年金保険料、地震保険料などを支払った方
  - 扶養親族に、同居している70歳以上の父母などがいる方

次の要件に該当する場合は、所得税の確定申告を省略することができます。  
ただし、確定申告により所得税の還付を受けられる場合があります。  
また、所得税の確定申告を省略できる方でも、住民税の申告が必要な場合があります。  
住民税に関する詳しいことは、お住まいの市区町村にお尋ねください。

- ・ 年間の公的年金等(当共済組合の課税年金・他の公的年金制度の課税年金・企業年金を含みます。)の収入金額が400万円以下
- ・ その年分の公的年金等に係る雑所得以外の所得金額<sup>※</sup>が20万円以下
  - ※ 利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、年末調整されていない給与所得、山林所得、譲渡所得、一時所得、退職所得及び公的年金等に係る雑所得以外の雑所得の合計額

### (イ) 公的年金等の源泉徴収票

12 月定期支給日前に、「年金支払通知書」に同封してお送りします。障がい及び遺族の年金は非課税ですから、源泉徴収票は送付されません。

## ② 住民税

年金は、県民税・市区町村民税の住民税が課税されます。退職後は、お住いの市区町村から送付される納税通知書により、年4回(6月・8月・10月・1月)市区町村役場の窓口や、金融機関等から納付します。65歳以降は、公的年金の支払いをする年金保険者(公立学校共済組合等)が年金から住民税を引き落とし、市区町村に納めます。

住民税は、前年の所得に対し課税されるため、退職した年の住民税は現職時と同程度の額が想定されます。退職の翌年以降は、老齢厚生年金等が住民税の課税対象です。

## （５）在職中・再就職による年金の一部支給停止

老齢給付の年金受給者の方が、常勤の公務員や民間会社等に勤務して厚生年金保険に加入しているとき又は国会議員・地方議会議員であるときは、年金の全部又は一部が支給停止される場合があります。常勤の公務員である場合は、経過的職域加算額及び年金払い退職給付が全額停止されます。

また、障害給付の年金受給者の方が民間会社等に勤務して厚生年金保険に加入している場合又は国会議員・地方議会議員である場合、年金の支給停止はありません。常勤の公務員の場合は、経過的職域加算額及び年金払い退職給付が全額停止されます。

なお、遺族給付の年金については、在職に伴う年金の支給停止はありません。

対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 厚生年金保険の被保険者となった方（常勤の公務員、公立学校の嘱託員、私立学校の教職員、民間会社等への勤務など）</li> <li>・ 国会議員、地方議会議員となった方</li> <li>・ 厚生年金保険の適用事業所に勤務されている 70 歳以上である方</li> </ul>
届出方法	<p>原則として届出は不要。ただし、以下の場合は届出が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 常勤の公務員となった場合 「年金受給権者再就職届書」に年金証書を添えて<b>再就職先の共済組合</b>に提出</li> <li>・ 国会議員、地方議会議員となった場合 「国会議員又は地方公共団体の議会の議員に係る老齢厚生年金在職支給停止(解除)届」を提出(議会事務局等が直接情報提供を行う場合は提出不要)</li> </ul>

### ① 2 以上の実施機関から年金を受けている場合

すべての老齢厚生年金を合算して支給額の計算を行い、支給額がある場合は、支給額をそれぞれの実施機関の年金額に応じて按分した額が支給されます。

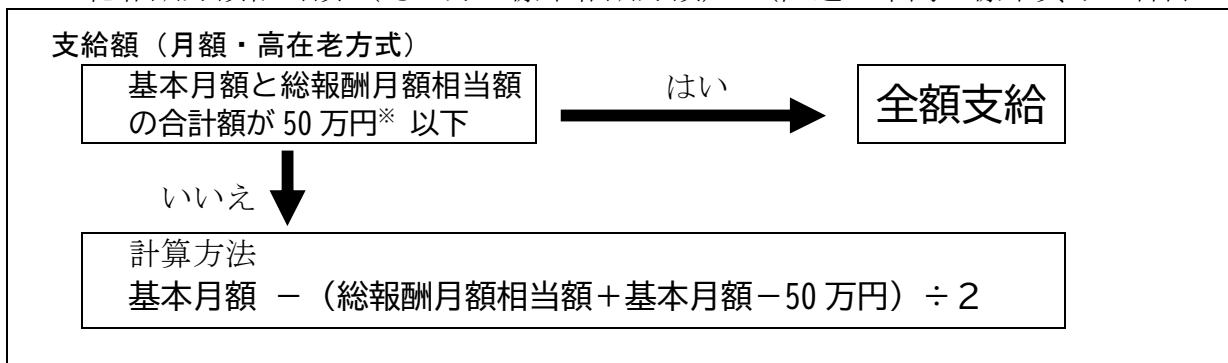
### ② 在職中の支給額

基本月額と総報酬月額相当額に応じて算定されます。支給額が 0 円の場合、老齢厚生年金は全額支給停止(繰下げ加算額及び経過的加算額を除く。)となります。

#### 用語説明

基本月額: 老齢厚生年金の月額(加給年金額、繰下げ加算額及び経過的加算額を除く。)

総報酬月額相当額: (その月の標準報酬月額) + (直近 1 年間の標準賞与の合計 ÷ 12)



\* 令和 6 年度の額です。今後、変更の場合があります。

### ③ 退職したとき

支給停止となった方が退職したときは、年金の支給停止が解除されます。  
原則として届出は不要ですが、以下の場合には届出が必要です。

常勤の公務員を退職	退職による改定請求書を提出
国会議員、地方議会議員を退職	「国会議員又は地方公共団体の議会の議員に係る老齢厚生年金在職支給停止(解除)届」を提出(議会事務局等が直接情報提供を行う場合は提出不要)

## (6) 年金加入期間確認通知書

年金加入期間確認通知書が必要な場合は、電話又は公立学校共済組合のホームページに掲出の「年金加入期間確認請求書」に、返信用封筒(宛先を記入し、切手を貼付)を同封の上、公立学校共済組合本部へ提出してください。登録住所宛てにお送りします。

公立学校共済組合本部では、年金相談室での電話のほか、年金を受給している方のために24時間受付の専用電話による再交付自動受付サービスを行っています。

年金に係る証明書等が必要になったとき

<https://www.kouritu.or.jp/nenkin/shomei/index.html>

証明書等再交付自動受付サービス 電話 03-5259-8852

## (7) 照会先一覧

照会先		照会内容
公立学校共済組合 本部 年金相談室	〒101-0062 東京都千代田区 神田駿河台 2-9-5 電話 03-5259-1122	退職後の手続き・お問い合わせ <input type="checkbox"/> 年金の請求 <input type="checkbox"/> 年金額の問い合わせ <input type="checkbox"/> 死亡等一身上の連絡 <input type="checkbox"/> 年金加入期間確認通知書の発行 <input type="checkbox"/> 年金証書の再発行など
公立学校共済組合福島支部 長期給付担当	〒960-8688 福島市杉妻町 2-16 教育庁福利課内 電話 024-521-7803	在職中の手続き・お問い合わせ <input type="checkbox"/> 障害厚生年金請求 <input type="checkbox"/> 在職中の年金加入期間確認通知書の発行 <input type="checkbox"/> 年金に関する一般的な相談

年金種類	公的年金関係機関	住所	電話番号
厚生年金 国民年金	東北福島年金事務所	〒960-8567 福島市北五老内町 3-30	024-535-0141
	平年金事務所	〒970-8501 いわき市平字童子町 3-21	0246-23-5611
	相馬年金事務所	〒976-0042 相馬市中村字桜ヶ丘 69	0244-36-5172
	郡山年金事務所	〒963-8545 郡山市桑野 1-3-7	024-932-3434
	会津若松年金事務所	〒965-8516 会津若松市追手町 5-16	0242-27-5321
	白河年金事務所	〒961-8533 白河市郭内 115-3	0248-27-4161
私学共済	日本私立学校振興・共済事業団	〒113-8441 東京都文京区湯島 1-7-5	03-3813-5321

国民年金は、市区町村役場もお問い合わせの窓口です。



受付番号

届書  
コード

# 年金加入期間確認請求書

様  
氏名 ○○○-○○○○  
住所 ○○○-○○○○

電話番号 ( ) - ( ) - ( )

- 1 老齢または退職  
2 障  
3 死
- 第一を支持事由とする年金を共済組合等へ請求するため必要があるので、  
【 年金加入期間  
合算対象期間 】の確認を請求します。

(雄/出先)

① (フリガナ) 氏名	明徳	大正	昭和	平成	年	月	日	
	② 生年月日		基礎年金番号	④ 年金手帳 記号番号	⑤ 厚生年金 記号番号			
	(フリガナ) 旧氏名	(厚年) (船員)	(国年)					
	⑥ 加入制度							
加入制度	勤務先(船舶所有者)の名称および所在地または請求者の住所						期	間
厚生 年金 保険 被 保険 者	〇〇〇						昭和・平・令	年 月 日から 年 月 日まで
厚生 年金 保険 被 保険 者	〇〇〇						昭和・平・令	年 月 日から 年 月 日まで
厚生 年金 保険 被 保険 者	〇〇〇						昭和・平・令	年 月 日から 年 月 日まで
厚生 年金 保険 被 保険 者	〇〇〇						昭和・平・令	年 月 日から 年 月 日まで
厚生 年金 保険 被 保険 者	〇〇〇						昭和・平・令	年 月 日から 年 月 日まで
厚生 年金 保険 被 保険 者	〇〇〇						昭和・平・令	年 月 日から 年 月 日まで
厚生 年金 保険 被 保険 者	〇〇〇						昭和・平・令	年 月 日から 年 月 日まで
厚生 年金 保険 被 保険 者	〇〇〇						昭和・平・令	年 月 日から 年 月 日まで
厚生 年金 保険 被 保険 者	〇〇〇						昭和・平・令	年 月 日から 年 月 日まで

(裏面の「記入上の注意」をよく読んで記入してください。)

加入制度	勤務先(船舶所有者)の名称および所在地または請求者の住所	期	間
厚生 年金 保険 被 保険 者		昭和・平・令	年 月 日から 年 月 日まで
厚生 年金 保険 被 保険 者		昭和・平・令	年 月 日から 年 月 日まで
厚生 年金 保険 被 保険 者		昭和・平・令	年 月 日から 年 月 日まで
厚生 年金 保険 被 保険 者		昭和・平・令	年 月 日から 年 月 日まで
厚生 年金 保険 被 保険 者		昭和・平・令	年 月 日から 年 月 日まで
厚生 年金 保険 被 保険 者		昭和・平・令	年 月 日から 年 月 日まで
厚生 年金 保険 被 保険 者		昭和・平・令	年 月 日から 年 月 日まで
厚生 年金 保険 被 保険 者		昭和・平・令	年 月 日から 年 月 日まで
厚生 年金 保険 被 保険 者		昭和・平・令	年 月 日から 年 月 日まで
厚生 年金 保険 被 保険 者		昭和・平・令	年 月 日から 年 月 日まで
厚生 年金 保険 被 保険 者		昭和・平・令	年 月 日から 年 月 日まで
厚生 年金 保険 被 保険 者		昭和・平・令	年 月 日から 年 月 日まで
厚生 年金 保険 被 保険 者		昭和・平・令	年 月 日から 年 月 日まで
厚生 年金 保険 被 保険 者		昭和・平・令	年 月 日から 年 月 日まで
厚生 年金 保険 被 保険 者		昭和・平・令	年 月 日から 年 月 日まで
厚生 年金 保険 被 保険 者		昭和・平・令	年 月 日から 年 月 日まで
厚生 年金 保険 被 保険 者		昭和・平・令	年 月 日から 年 月 日まで

(フリガナ) 氏名 生年月日 基礎年金番号 (厚年) 年金手帳 (船員) 記号番号 (旧氏名) (国年) 厚生年金 記号番号

(フリガナ) 氏名 (厚年) 年金手帳 (船員) 記号番号 (旧氏名) (国年) 厚生年金 記号番号

加入制度	勤務先(船舶所有者)の名称および所在地または請求者の住所	期	間
厚生 年金 保険 被 保険 者		昭和・平・令	年 月 月から 年 月 日まで
厚生 年金 保険 被 保険 者		昭和・平・令	年 月 月から 年 月 日まで
厚生 年金 保険 被 保険 者		昭和・平・令	年 月 月から 年 月 日まで
厚生 年金 保険 被 保険 者		昭和・平・令	年 月 月から 年 月 日まで
厚生 年金 保険 被 保険 者		昭和・平・令	年 月 月から 年 月 日まで
厚生 年金 保険 被 保険 者		昭和・平・令	年 月 月から 年 月 日まで
厚生 年金 保険 被 保険 者		昭和・平・令	年 月 月から 年 月 日まで
厚生 年金 保険 被 保険 者		昭和・平・令	年 月 月から 年 月 日まで
厚生 年金 保険 被 保険 者		昭和・平・令	年 月 月から 年 月 日まで
厚生 年金 保険 被 保険 者		昭和・平・令	年 月 月から 年 月 日まで
厚生 年金 保険 被 保険 者		昭和・平・令	年 月 月から 年 月 日まで
厚生 年金 保険 被 保険 者		昭和・平・令	年 月 月から 年 月 日まで
厚生 年金 保険 被 保険 者		昭和・平・令	年 月 月から 年 月 日まで
厚生 年金 保険 被 保険 者		昭和・平・令	年 月 月から 年 月 日まで
厚生 年金 保険 被 保険 者		昭和・平・令	年 月 月から 年 月 日まで
厚生 年金 保険 被 保険 者		昭和・平・令	年 月 月から 年 月 日まで
厚生 年金 保険 被 保険 者		昭和・平・令	年 月 月から 年 月 日まで

(フリガナ) 氏名 生年月日 基礎年金番号 (厚年) 年金手帳 (船員) 記号番号 (旧氏名) (国年) 厚生年金 記号番号

(フリガナ) 氏名 (厚年) 年金手帳 (船員) 記号番号 (旧氏名) (国年) 厚生年金 記号番号

加入期間確認通知書必要数

通

(配偶者の欄) ※配偶者の期間に基づき合算対象期間を請求する場合のみ記入。



記入上の注意

- 1 請求者が自ら署名する場合には、押印は不要です。
  - 2 この年金加入期間確認請求を行う事由について、「1 老齢または退職」、「2 障害」、「3 死亡」のいずれかの番号、「年金加入期間」または「合算対象期間」のいずれかかをそれぞれ○で囲み、提出先の共済組合名等をすべて記入してください。
  - 3 ①の氏名欄には、戸籍上の氏名を記入してください。  
前に被保険者であった方が、その制度の被保険者でなくなつたあとで戸籍上の氏名を変更した場合に限り、最後に被保険者でなくなつた当時の旧氏名を記入してください。
  - 4 ②の生年月日欄は、該当する元号を○で囲み、戸籍上の生年月日を記入してください。
  - 5 ③の基礎年金番号欄には、新年金手帳（基礎年金番号通知書）に書いてある基礎年金番号を記入してください。
  - 6 ④の手帳記号番号等（厚年）欄について  
厚生年金保険の被保険者であった期間について確認の請求をする場合には、年金手帳（被保険者証）に書いてある厚生年金保険の記号番号を記入してください。  
④の手帳記号番号等（船員）欄について  
厚生年金保険（船員）の被保険者であった期間について確認の請求をする場合には、年金手帳（年金手帳記号）に書いてある厚生年金保険（船員）の記号番号を記入してください。  
④の手帳記号番号等（国年）欄について  
国民年金の被保険者であった期間について確認の請求をする場合には、年金手帳（国民年金手帳）に書いてある国民年金の記号番号を記入してください。  
④の手帳記号番号等（農林）欄について  
旧農林漁業団体職員共済組合の組合員であった期間について確認の請求をする場合には、組合員証に書いてある旧農林漁業団体職員共済組合の組合員番号を記入してください。
  - 7 ⑤の年金証書記号番号欄について  
既に年金決定を受けている方で、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合および日本私立学校・振興事業団の被保険者であった期間について確認の請求をする場合には、年金証書記号番号を記入してください。
  - 8 ⑥の履歴欄は、該当する加入制度を○で囲み、○で囲んだ制度が  
・ 厚年および共済組合の場合、勤務先の名称、所在地および期間についてできるだけ詳しく記入してください。  
また、厚生年金保険の第四種被保険者があった場合は、住所及び期間を記入してください。  
・ 船員の場合、船舶所有者の氏名または名称（昭和16年12月8日から昭和21年3月31日までの間に船舶に乗り組んでいた期間については、その船舶名および船舶所有者の氏名または名称）と所在地および期間を記入してください。  
また、厚生年金保険（船員）の任意継続被保険者があった場合は、住所および期間を記入してください。  
・ 国年の場合、加入当時の住所および期間を記入してください。  
・ 農林の場合、勤務先の名称、所在地および期間についてできるだけ詳しく記入してください。  
また、旧農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員があった場合は、住所および期間を記入してください。
- ※ 合算対象期間を請求する場合、加入していた共済組合名等および期間を記入してください。  
また、いずれの制度にも加入していない期間がある場合には、その当時の住所および期間を記入してください。
- 9 年金手帳等の氏名または生年月日が、戸籍上の氏名または生年月日と違っている場合には、氏名変更（訂正）届または生年月日訂正届を同時に提出してください。

- 10 配偶者の加入期間に基づく合算対象期間の請求をする場合には、配偶者の欄も記入してください。  
記入にあたっては、上記の事項を参考にしてください。

合算対象期間を請求する際に添えなければならない書類等

- 1 加入していた共済組合等が発行した年金加入期間確認通知書
- 2 国民年金、厚生年金保険、船員保険以外に公的年金制度等から障害・遺族年金を受給したことがあれば、その年金証書またはこれに準ずる書類の写し
- 3 配偶者の期間に基づき合算対象期間を請求する場合
  - ・ 婚姻年月日等が確認できるもの（戸籍謄本、抄本等）
  - ・ 配偶者が共済組合等に加入していたことがあれば、その共済組合等が発行した年金加入期間確認通知書
  - ・ 国民年金、厚生年金保険、船員保険以外に公的年金制度等から老齢、退職を支給事由とする年金（その額の計算の基礎となる期間の月数が240月未満のものは除く。）または障害年金を受給したことがあれば、その年金証書またはこれに準ずる書類の写し
- 4 学生期間に基づき合算対象期間を請求する場合
  - ・ 在学期間が確認できるもの（在籍証明書等）
- 5 国会議員および地方議会議員に基づき合算対象期間を請求する場合
  - ・ 国会議員および地方議会議員であった期間が確認できるもの
- 6 日本国内に住所を有さず、日本国籍を有していた期間に基づき合算対象期間を請求する場合
  - ・ 外国在住期間が確認できるもの（滞在国の日本領事館が発行した在留期間証明書、滞在国の政府が発行した居住証明書、戸籍附票等）
  - ・ 日本国籍を有していた期間が確認できるもの（戸籍抄本等）
- 7 日本国籍を有していない期間に基づき合算対象期間を請求する場合
  - ・ 日本への上陸許可年月日が確認できるもの（外国人登録簿等）
  - ・ 日本国籍または永住権を取得したことが確認できるもの（外国人登録簿等）

※ 「公的年金制度等」とは、次の制度です。

1. 国民年金
2. 厚生年金保険
3. 船員保険（旧法の年金のみ）
4. 国家公務員共済組合
5. 地方公務員等共済組合
6. 私立学校教職員共済
7. 旧農林漁業団体職員共済組合
8. 恩給
9. 地方公務員の退職年金に関する条例
10. 日本製鉄八幡共済組合
11. 執行官
12. 旧令による共済組合等
13. 戦傷病者戦没者遺族等援護

## 7 退職後の働き方別「年金請求の手続き」

主なケースを例示しますので参考にしてください。

### ケース1

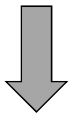
- 61歳定年退職し、退職後は勤務しない。
- 公的年金の加入歴は、公務員厚生年金のみ。
- 現在59歳の被扶養配偶者あり。

#### 【年齢】

#### 【手続き等】

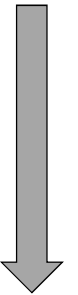
#### 【注意事項】

60歳



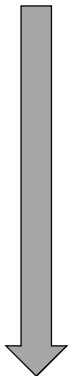
61歳定年

(年金待機者期間)



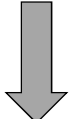
64歳

65歳誕生日の  
約1~3月前



65歳

年金受給開始



60歳到達時から老齢基礎年金・老齢厚生年金の繰上げ請求が可能

○ 「退職届書」を所属に提出

❗ **以降の手続きは公立学校共済組合本部又は日本年金機構で行います。**

「年金待機者登録通知書」とリーフレットがご自宅に送付される。

○ 氏名・住所が変わったとき

○ 繰上げ請求を希望するとき

→公立学校共済組合本部に届出

公立学校共済組合本部 年金相談室  
電話 03-5259-1122

○ 年金請求手続き

公立学校共済組合本部から届く

①老齢基礎年金

②本来支給の老齢厚生年金

③年金払い退職給付の請求書 を

公立学校共済組合本部に提出

○ 繰下げ請求を希望するとき

66歳以降、年金受給を希望する月の前月までに、公立学校共済組合本部に連絡

老齢基礎年金  
本来支給の老齢厚生年金  
年金払い退職給付  
(経過的職域加算額) を受給

在職中の繰上げ請求は、在職に伴う年金の支給調整と繰上げ減額により、受給する年金額が大幅に減少する恐れがあります。

退職後、約6か月後に送付予定です。必ず内容を確認し、保管してください。

再就職しない場合、配偶者は60歳に到達するまで、国民年金第1号被保険者になる必要があります。手続きは、お住いの市区町村役場で行います。

老齢基礎年金の請求書は、一般厚生年金に加入したことがある方は日本年金機構から送付されます。

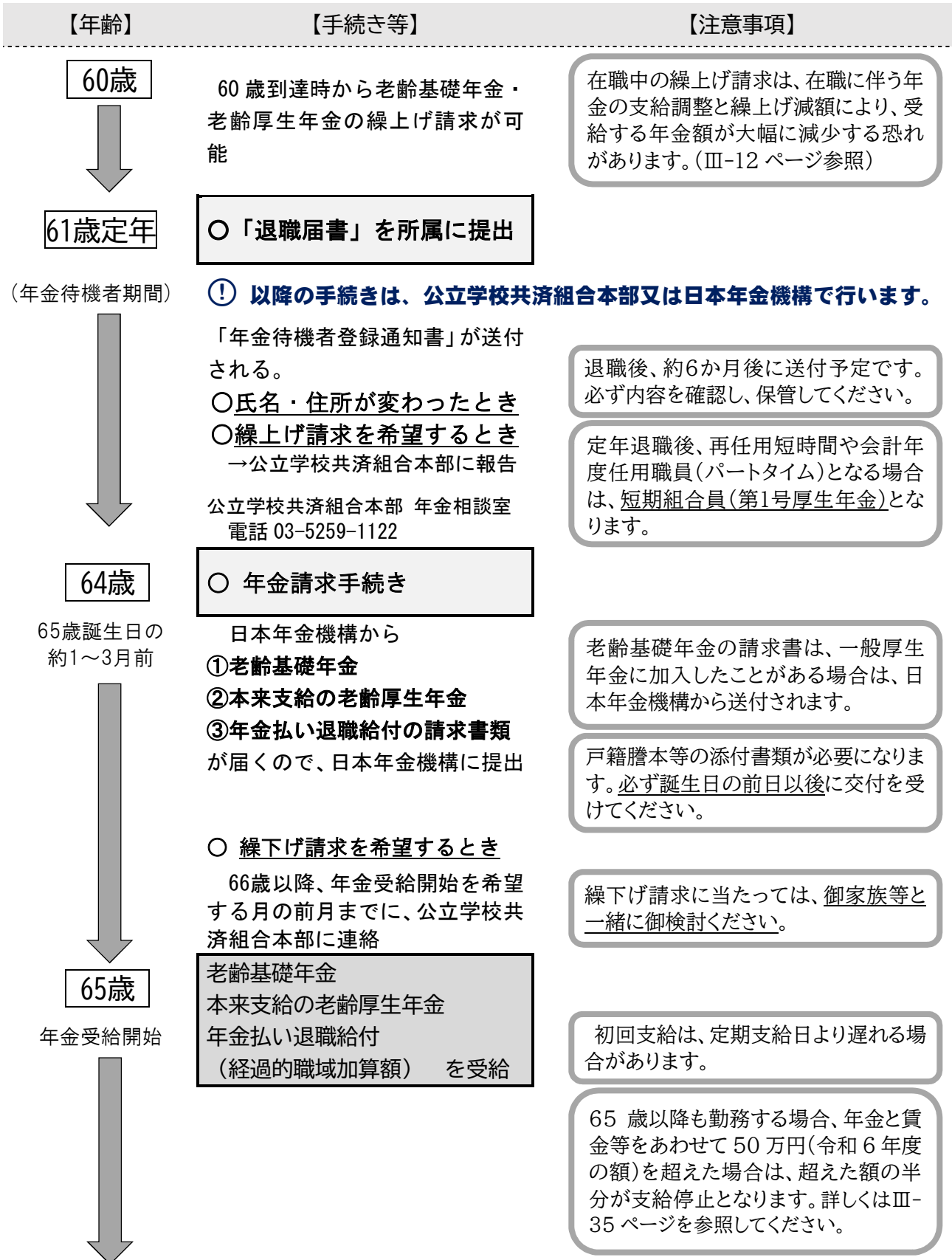
請求書類、公立学校共済組合、年金事務所等のどちらでも受付します。

繰下げ請求に当たっては、御家族等と一緒に御検討ください。

初回支給は、定期支給日より遅れる場合があります。

ケース2

- 61歳定年退職
- 退職後は暫定再任用短時間又は会計年度任用職員(パートタイム)として勤務し、短期組合員(第1号厚生年金加入)となる予定
- 公的年金の加入歴は、公務員厚生年金のみ



ケース3

- 61歳定年退職し、退職後は暫定再任用フルタイム職員で勤務する。
- 定年退職前と同様に、公立学校共済組合の一般組合員となる。

【年齢】

【手続き等】

【注意事項】

60歳

60歳到達時から老齢基礎年金・老齢厚生年金の繰上げ請求が可能

在職中の繰上げ請求は、在職に伴う年金の支給調整と繰上げ減額により、本来より受給する年金額が大幅に減少する恐れがあります。

61歳定年

○ 「退職届書」を所属に提出

- 氏名・住所が変わったとき
- 繰上げ請求を希望するとき  
→公立学校共済組合福島支部に届出

65歳の年金受給権発生前に暫定再任用フルタイム勤務を終了する方は、終了時に退職届書を提出します。

64歳

65歳誕生日の約1~3月前

○ 年金請求手続き

公立学校共済組合から所属を通して

- ①老齢基礎年金
- ②本来支給の老齢厚生年金
- ③年金払い退職給付の請求書類が届くので、公立学校共済組合 福島支部に提出

老齢基礎年金の請求書は、一般厚生年金に加入したことがある場合は、日本年金機構から送付されます。

戸籍謄本等の添付書類が必要です。  
必ず誕生日の前日以後に交付を受けてください。

○ 繰下げ請求を希望するとき

66歳以降、年金受給を希望する月の前月までに公立学校共済組合本部に連絡

在職中により支給停止となっている年金額は、繰下げの対象に含まれません。

繰下げ請求に当たっては、御家族等と一緒に御検討ください。

公立学校共済組合本部 年金相談室  
電話 03-5259-1122

65歳

老齢基礎年金  
本来支給の老齢厚生年金  
年金払い退職給付  
(経過的職域加算額) を受給

初回支給は、定期支給日より遅れる場合があります。


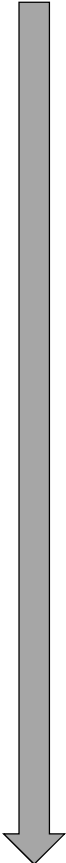
フルタイム勤務中の年金は、経過的職域加算額は全額停止されます。それ以外の部分は一部又は全部が支給停止の対象となります。詳しくは、Ⅲ-35ページを参照してください。

65歳の年金決定後に再任用フルタイム勤務の任期を満了される場合、退職時に年金改定請求書等を提出します。



ケース4

- 61歳定年退職し、退職後は勤務しない。
- 定年退職と同時に、年金の繰上げ請求を希望する。

【年齢】	【手続き等】	【注意事項】
<p>60歳</p> 	<p>60歳到達時から老齢基礎年金・老齢厚生年金の繰上げ請求が可能</p>	<p>在職中の繰上げ請求は、在職に伴う年金の支給調整と繰上げ減額により、本来より受給する年金額が大幅に減少する恐れがあります。</p>
<p>61歳定年</p> 	<p>○ 「退職届書」を所属に提出</p>	
	<p>○ 繰上げ支給を希望</p> <p>公立学校共済組合福島支部に、繰上げ請求希望の連絡をします。請求書類を送付しますので、福島支部に提出してください。</p>	<p>繰上げ支給の場合、年金額は1月当たり0.4%の割合で減額されます。老齢厚生年金を60月繰上げた場合は、24%の減額です。老齢基礎年金も同時に繰上げしますので、同様に24%減額です。(Ⅲ-12ページ参照)</p>
	<p>○ 氏名・住所が変わったとき →公立学校共済組合本部に届出</p>	<p>繰上げ支給決定後は、生涯に渡り減額された年金額が支給されます。手続きの取消しや遡及はできませんので、請求に当たっては、御家族等と一緒に御検討ください。</p>
	<p>老齢基礎年金(繰上げ) 本来支給の老齢厚生年金(繰上げ) 年金払い退職給付(繰上げ) (経過的職域加算額(繰上げ)) を受給</p>	<p>初回支給は、定期支給日より遅れる場合があります。</p>

退職後、暫くしてから繰上げ支給を希望する場合は、公立学校共済組合本部に書類等を請求してください。

公立学校共済組合本部 年金相談室 電話03-5259-1122

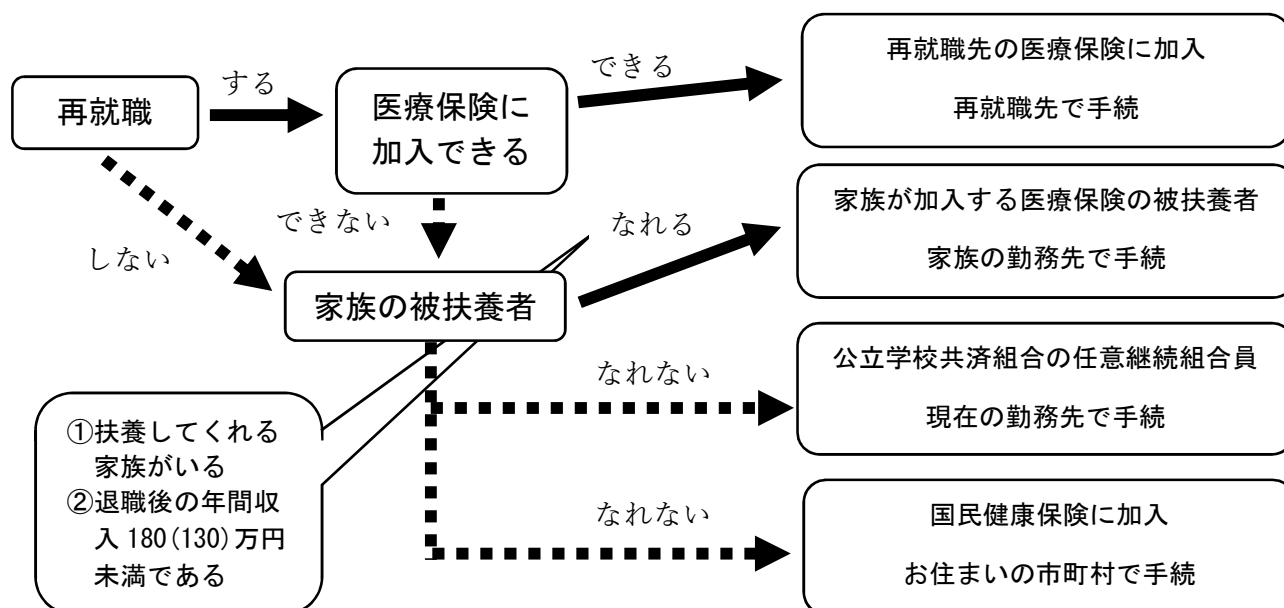
## IV 医療制度等

### 1 医療保険

退職後はいずれかの医療保険に加入しなければなりません。一人ひとり条件が異なりますので、下の表も参考に、十分に御検討の上加入してください。

なお、新たに加える医療保険の資格取得手続を行うことで、マイナ保険証の変更手続も完了します。

#### 医療保険の種類



- ◎ 任意継続組合員になるか、国民健康保険に加入されるかはご自身で選択してください。
- ◎ 医療費の自己負担割合は、加入する医療保険に関わらず本人・家族、入院・外来とも全て3割です。

[退職にあたってのお願い]

#### 組合員証の返却

・現在お持ちの組合員証・資格確認書や被扶養者証等(被扶養者証・特定疾病療養受療証・高齢受給者証・限度額適用認定証)は退職した日の翌日から使用できなくなりますので、退職時に所属所に返却してください。

※ただし、フルタイム暫定再任用等で4月以降も組合員番号が変わらない場合、組合員証等はそのままお使いいただけます。

・退職した日の翌日以降に、組合員証や被扶養者証等を使用して医療機関等を受診した場合、当共済組合が医療機関等に支払った医療費等を返還していただくこととなりますので、注意してください。

#### 退職後の給付金の受取

・給付金受取口座は、退職後1年くらいは解約しないでください。

・共済組合等による給付金等の給付は、医療機関での受診後、3か月後以降になります。

・給付金は、本人の口座に振込の上、自宅に給付金明細書を送付します。

## ワンポイントアドバイス

退職後の医療保険の選択に当たり、保険料(掛金)や医療費の自己負担額の違いにより、どれが適切か皆さん検討されています。家族の状況や健康状態等を含め、A～Fさんの例を参考にしてください。

- Aさん 夫が既に国保に加入しているので、夫の国保税と私の任意継続掛金を合わせると国保税の最高限度額 106 万円以上になるから、夫と共に国保に加入するわ。
- Bさん 夫婦共に教職員で同時に退職するけど、妻が4月から無職無収入になるので、私が任意継続組合員に加入し、妻を私の被扶養者にするよ。
- Cさん 定年前に退職して4月から無職無収入になるけど、夫はまだ現職なので夫の被扶養者になるわ。
- Dさん 任意継続組合員になるけれど、2年目は国保に加入しようかな。任意継続掛金は2年目もほぼ同額だけど、国保税は前年の所得に応じて課税されるので負担額が少なくて済みそうだから、来年の確定申告後に市町村に確認して検討するわ。
- Eさん 健康に自信がないので、保険料の負担額より給付の面を考えて任意継続組合員に加入する方を検討するよ。
- Fさん 特定会計年度任用職員(非常勤講師)になるので、現職の夫の扶養に入ろうと思うけど、年間130(180)万円に加えて3か月連続で108,333(150,000)円を超えられない条件があるから、勤務時間を調べて検討してみるわ。

## ■退職後の勤務形態と共済組合員資格

勤務形態	共済組合員資格
暫定再任用常時勤務(フルタイム勤務)	○
暫定再任用短時間勤務(パートタイム勤務)	×
定年前再任用短時間勤務	×
任期付職員	勤務条件により異なるため 新所属の事務担当者にお尋ねください。
臨時的任用職員	
会計年度任用職員	

### ※共済組合員資格取得の条件

- ・2か月を超える任用
  - ・週あたりの勤務時間が20時間以上
  - ・報酬月額88,000円以上
- を全て満たす必要があります。

## 医療保険ごとの概要及び手続等

	加入先種類等	加入資格等	掛金・保険料(税)(注1)	加入手続・添付書類等	医療費の自己負担額の上限	備考
①	再就職先の健康保険 (全国健康保険協会等)	再就職先に確認	事業主が半額負担	就職先にて手続き		③の組合員にはなりません
②	国民健康保険一般被保険者	①③④以外の方	市町村で決定 ・令和6年度の最高限度額は1,060,000円 <福島市の場合> (医療分) ( $A \times 6.50\%$ ) + (20,700円 × 被保険者数) + 18,300円 (後期高齢者支援分) ( $A \times 2.50\%$ ) + (7,800円 × 被保険者数) + 7,200円 ※A: 課税対象所得金額 被保険者ごとの前年中(1月~12月まで)の総所得からそれぞれ基礎控除43万円を引いた金額の合計金額	居住する市町村窓口 ○退職時の所属所発行の資格喪失証明書 ○印鑑  ※任意継続組合員の資格喪失後の資格喪失証明書は福利課が交付します	80,100円 +(医療費-267,000円) ×0.01 (注2)	
③	公立学校共済組合任意継続組合員(2年の加入期間)		くわしくはIV-6ページ~をご覧ください。		25,000円	
④	家族の健康保険の被扶養者となる	所得制限あり(家族の勤務先に確認)	なし	被保険者が勤務先において行う	①②に同じ	

(注1)40歳から64歳までの人は、医療に係る掛金の他に  
介護保険料を納入する必要があります。(IV-17ページをご覧ください。)

(注2)上位所得者  
(健康保険等は標準月額53万円以上、市町村国保は、左と同程度以上の所得がある方。)  
 $167,400円 + (\text{医療費} - 558,000円) \times 0.01$



## 医療費の自己負担額の例

※ 1 か月ごと、1 病院ごと(入院と外来は別)

任意継続組合員 (任継)	国民健康保険 (国保)
・ 総医療費 70 万円の場合 窓口負担 3 割 210,000 円 高額療養費 210,000 円 $- \{80,100 + (700,000 - 267,000) \times 1\% \}$ $= 210,000 - 84,430 =$ $\underline{125,570 \text{ 円}}$ 一部負担金払戻金 $84,430 - 25,000 = 59,430 \div 59,400 \text{ 円}$ 100 円未満切り捨て <b>最終的な自己負担額は</b> $\underline{210,000 - 125,570 - 59,400 = 25,030 \text{ 円}}$	・ 総医療費 70 万円の場合 窓口負担 3 割 210,000 円 高額療養費 210,000 円 $- \{80,100 + (700,000 - 267,000) \times 1\% \}$ $= 210,000 - 84,430 =$ $\underline{125,570 \text{ 円}}$ <b>最終的な自己負担額は</b> $\underline{210,000 - 125,570 = 84,430 \text{ 円}}$ (課税所得額 210 万円超 600 万円以下 世帯の場合) (注 1)
・ 総医療費 20 万円の場合 窓口負担 3 割 60,000 円 一部負担金払戻金 $60,000 - 25,000 = 35,000 \text{ 円}$ <b>最終的な自己負担額は</b> $\underline{60,000 - 35,000 = 25,000 \text{ 円}}$	・ 総医療費 20 万円の場合 窓口負担 3 割 60,000 円 <b>自己負担額は 60,000 円</b>
・ 総医療費 3 万円の場合 窓口負担 3 割 9,000 円 <b>自己負担額は 9,000 円</b>	・ 総医療費 3 万円の場合 窓口負担 3 割 9,000 円 <b>自己負担額は 9,000 円</b>

(注 1) 上位所得者 (課税所得額 600 万円超 901 万円以下世帯の場合)

$$\begin{aligned} & \text{高額療養費 } 210,000 \text{ 円} - \{167,400 + (700,000 - 558,000) \times 1\% \} \\ & = 210,000 - 168,820 = \underline{41,180 \text{ 円}} \\ & \text{最終的な自己負担額は } 210,000 - 41,180 = 168,820 \text{ 円} \end{aligned}$$

## マイナ保険証

令和 6 年 12 月 2 日からマイナ保険証 (健康保険証の利用登録が済んだマイナンバーカード) を基本とする仕組みに移行されます。

これに伴い、退職後に加入する医療保険制度への資格取得手続きを行なった後、マイナ保険証に当該情報が反映されますので、引き続きマイナ保険証にて医療機関等を受診いただくこととなります。

※ 退職後にいずれかの医療保険制度への資格取得手続きは必ず行っていただくこととなりますが、御自身で改めてマイナポータルなどへのマイナ保険証の登録手続きを行う必要はありません。(退職後に加入する医療保険側において情報更新を行い、マイナ保険証へ反映されます。)

※ マイナ保険証をお持ちでない場合は、退職後に加入する医療保険者から交付される資格確認書を御利用いただくこととなります。(詳細は各医療保険者に確認ください。)

## 2 短期給付

退職した方が任意継続組合員にならなかったときや、任意継続組合員の資格を喪失したときでも、一定の要件を満たす場合は請求により次の給付金が支給されます。

これらの給付金は、退職(資格喪失)後から給付の対象となる事由が生じるまでの間に、再就職等により他の共済組合員又は健康保険、船員保険の被保険者の資格を取得したときは給付されません。(傷病手当金については、給付期間中であっても他の被保険者の資格を取得した日以降の給付は行われません。)

	給付内容	給付額	提出書類
出産費	退職後 6 か月以内に本人が出産したとき(注)	500,000 円	・ 出産費請求書 ・ 領収書の写 等
傷病手当金	1 年以上組合員であった方が退職した際(任意継続組合員になった場合も含む)に受けていた、又は受けることができた傷病手当金で、退職しなかったとしたら受けられるとき	1 日につき 標準報酬の日額×2/3 支給期間……1 年 6 か月 (結核 3 年) ※ 年金が受給できる場合は、給付の調整があります。 ※ 在職中の支給期間は、上記期間から差し引かれます。	・ 傷病手当金請求書 ・ 療養のため労務に服することができないことに関する医師の証明書 ・ 労務に服することができないことに関する申立書
埋葬料	退職後 3 か月以内に死亡した時(注)	50,000 円	・ 埋葬料請求書 ・ 埋葬許可証の写 等

(注) 任意継続組合員にあつては退職を「任意継続組合員の資格喪失」と読み替えます。

### 3 任意継続組合員制度

#### (1) 加入手続等

ア 加入資格…… 退職時まで引き続き1年と1日以上、公立学校共済組合員（公務員共済組合期間は通算）であった方

イ 加入期間…… 最長2年間

ウ 加入手続…… 「任意継続組合員申出書」（IV-12ページ）を令和7年2月14日（金）までに（期限厳守）、公立学校共済組合福島支部（福利課）へ提出してください。

なお、上記期限以降も退職の日から起算して20日以内であれば申出書の提出を受け付けますが、受付時期によっては資格情報のお知らせ、資格確認書の発行やマイナ保険証の情報更新までに時間がかかる場合もあることをご承知おきください。

上記期限までに申し出いただいた方の資格情報のお知らせ又は資格確認書は、申出書提出後にお送りする振込依頼書による掛金納入確認後、令和7年3月31日（月）以降に各自のご自宅に発送します。

期限内に払い込まない場合は、任意継続組合員にならなかったものとみなし、資格を取得できません。

※ 「任意継続組合員申出書」を提出後、退職するまでに再就職が決定した等により加入を取り消したい場合は、「任意継続組合員取消申立書」（IV-15ページ）を提出してください。提出期限はありませんが、取消事由が生じた場合は速やかに提出願います。

エ 掛金……… 掛金の月額、次に掲げる額のいずれか少ない額に掛金率 109.12/1,000（うち介護掛金分 15.92/1,000 を含む。）を乗じた額です。（令和6年度）

なお、介護掛金は介護保険法第2号被保険者（40歳以上65歳未満の医療保険加入者）が該当になります。

① 退職時の標準報酬の月額

② 公立学校共済組合の「平均標準報酬月額」（令和6年度の場合は380,000円ですが、令和7年度は現在のところ未定）

【掛金額】平均標準報酬月額の適用者（令和6年度）

$380,000 \text{円} \times 109.12/1,000 \times 12 \text{月} \div 497,580 \text{円（年額）}$

オ 納入方法…… ○ 共済組合の発行する「振込依頼書」により最寄りの東邦銀行本・支店で指定された期限までに払い込んでください。（1年目分）

○ 2年目の振込依頼書は、特に資格喪失申出書の提出がない限り令和8年3月に送付しますので振込依頼書に記載された期日までに払い込んでください。

○ 掛金は、確定申告時に社会保険料控除の対象となりますので振込金受取書を大切に保管してください。

カ 被扶養者…… 退職時に被扶養者と認定されており、引き続き被扶養者の要件に該当する方は、退職後も任意継続組合員の被扶養者として継続して認定されます。

新たに被扶養者の要件を満たす方が生じたとき、又は就職等により要件を欠いたときは、その都度認定、又は取消の手続きが必要になります。

なお、新たに被扶養者としていたい方がいる場合は、認定前に任意継続掛金が納入されていることが必要となります。

認定手続に必要な申告書等を前もって当支部へ提出しておくことも可能ですが、その場合でも掛金納入の確認後に認定・資格情報のお知らせ又は資格確認書の交付となります。(認定日は被扶養者の要件を満たした日)。

よって、振込依頼書が届き次第、早急に掛金を納入願います。

また、75歳の誕生日からは後期高齢者医療制度の被保険者となりますので、該当になった場合は資格確認書を返納してください。

キ 記載事項変更 … 本人又は被扶養者の氏名や住所が変更となった場合は、「任意継続組合員記載事項変更申告書」(IV-16ページ)を提出してください。

**【任継資格の申出を取下げの場合に提出するもの】**

- ★掛金納付前 「任意継続組合員取消申立書」(IV-15ページ)
- ★掛金納付後 「任意継続組合員資格喪失申出(届出)書」(IV-13ページ)、  
「任意継続掛金還付請求書」(IV-14ページ)、  
資格確認書  
新しい資格情報のお知らせ又は資格確認書コピー  
(資格喪失証明書が必要な場合を除く)

**【任継資格取得後 子どもが就職した、配偶者又は他の扶養親族の  
所得が年180(130)万円を超えた など】**

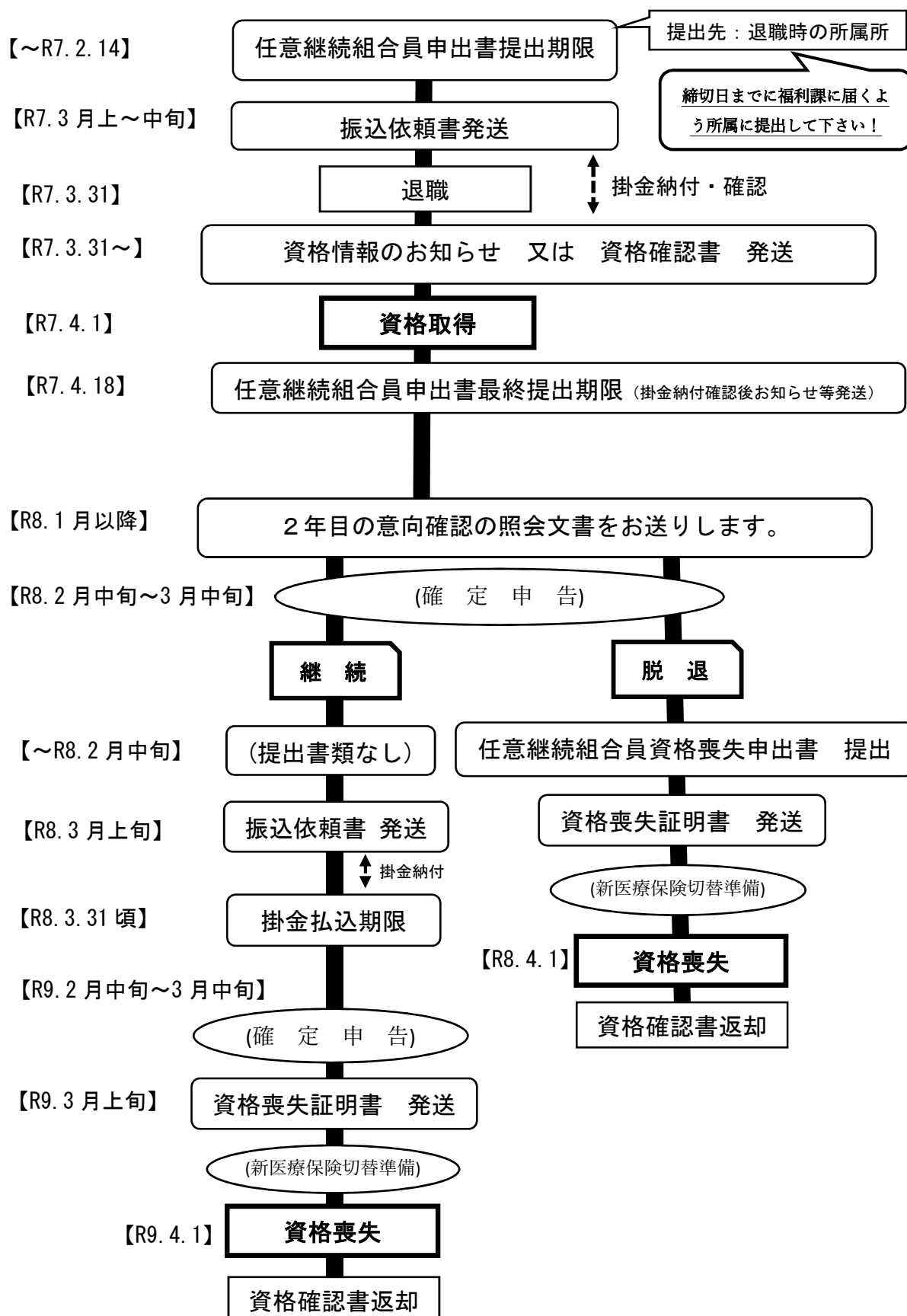
**【任継資格取得後 新たに被扶養者として申請したい者がいる】**

- ★届出用紙を公立学校共済組合福島支部からお送りしますので御一報ください。  
(電話：024-521-7802)

**【任継資格取得後 引っ越した・名前が変わった】**

- ★必ず「任意継続組合員記載事項変更申告書」(IV-16ページ)  
を提出してください。

## 《参考》 加入から資格喪失までの流れ



## (2) 資格喪失

下表①～⑤の要件に該当するときは任意継続組合員の資格を喪失します。②、④、⑤の場合は、「任意継続組合員資格喪失申出書」(IV-13ページ)を福利課に提出して資格喪失の手続きをとってください。

なお、資格喪失に伴い掛金の還付が生じる場合は、「任意継続掛金還付請求書」(IV-14ページ)を資格喪失申出書とともに提出してください。

資格喪失後は速やかに資格確認書を福利課まで返納してください。

資格喪失事由	資格喪失日
①任意継続組合員となった日から起算して2年を経過したとき	2年を経過した日の翌日
②死亡したとき	死亡した日の翌日
③掛金を納入期限までに納入しなかったとき	納入期限の属する月の翌月の初日
④他の社会保険の被保険者になったとき (再就職)	その保険の資格を取得した日
⑤任意継続組合員でなくなることを希望したとき (国保に加入する、家族の被扶養者になる等)	その申出があった日の属する月の翌月の初日 (例:6月15日に申出→7月1日資格喪失)

### (3) 短期給付

現職の組合員及び被扶養者とほぼ同じ短期給付を受けることができます。

給付事由に該当すると思われるときは、連絡のうえ請求書等を取り寄せて福利課へ請求してください。

なお、自動給付されるものについては、請求の必要はありません。

また、退職すると互助会の会員資格は喪失します。互助会からの医療給付金等の給付はなくなりますので注意してください。

	給付内容	給付額	提出書類
a 医療給付 (療養の給付、 一部負担金払 戻金)	本人及び被扶養者が 病気になったとき 負傷したとき	自己負担額から下記の額 と 100 円未満の端数を差 し引いた額 自己負担限度額 25,000 円	自動給付 ※10割負担したとき ・医療費、一部負担金 払戻請求書 ・領収書 等
b 出産費・ 家族出産費	任意継続組合員中に 本人又は被扶養者が 出産したとき	本 人：500,000 円 被扶養者：500,000 円 附 加 金：50,000 円	・出産費(同附加金)等 請求書 ・領収書の写 等
c 埋葬料・ 家族埋葬料	任意継続組合員中に 本人又は被扶養者が 死亡したとき	本 人：50,000 円 被扶養者：50,000 円 附 加 金：25,000 円	・埋葬料(同附加金)等 請求書 ・埋葬許可証の写 等
d 災害見舞金	任意継続組合員中に 非常災害で住居又は 家財に1/3以上の 損害を受けたとき	法定給付 標準報酬月額 の0.5~3か月 (損害の程度による)	・災害見舞金請求書 ・罹災証明書 (または被災証明書) ・災害状況報告書 ・間取図 ・写真 等
e 弔慰金・ 家族弔慰金	任意継続組合員中に 本人又は被扶養者が 非常災害で死亡した とき	本 人 標準報酬月額の1か月分 被扶養者 標準報酬月額の70/100	・弔慰金等請求書

## 《参考》令和6年度任意継続掛金一覧表

【一括納付】

(一年目・加入月以外割引有・単位：円)

退職時の 標準報酬月額	短期掛金	介護掛金	合計
380,000	417,447	71,299	488,746
360,000	395,476	67,551	463,027
340,000	373,505	63,791	437,296
320,000	351,534	60,043	411,577
300,000	329,564	56,295	385,859
280,000	307,593	52,534	360,127
260,000	285,622	48,786	334,408
240,000	263,651	45,026	308,677
220,000	241,680	41,278	282,958
200,000	219,709	37,530	257,239
180,000	197,738	33,770	231,508
160,000	175,767	30,021	205,788

【毎月納付】

(単位：円)

退職時の 標準報酬月額	分割	短期掛金	介護掛金	計
380,000	1ヶ月分	35,416	6,049	41,465
	年額	424,992	72,588	497,580
360,000	1ヶ月分	33,552	5,731	38,283
	年額	402,624	68,772	471,396
340,000	1ヶ月分	31,688	5,412	37,100
	年額	380,256	64,944	445,200
320,000	1ヶ月分	29,824	5,094	34,918
	年額	357,888	61,128	419,016
300,000	1ヶ月分	27,960	4,776	32,736
	年額	335,520	57,312	392,832
280,000	1ヶ月分	26,096	4,457	30,553
	年額	313,152	53,484	366,636
260,000	1ヶ月分	24,232	4,139	28,371
	年額	290,784	49,668	340,452
240,000	1ヶ月分	22,368	3,820	26,188
	年額	268,416	45,840	314,256
220,000	1ヶ月分	20,504	3,502	24,006
	年額	246,048	42,024	288,072
200,000	1ヶ月分	18,640	3,184	21,824
	年額	223,680	38,208	261,888
180,000	1ヶ月分	16,776	2,865	19,641
	年額	201,312	34,380	235,692
160,000	1ヶ月分	14,912	2,547	17,459
	年額	178,944	30,564	209,508



任意継続組合員申出書

退職時の所属所名	氏 名				性別	生 年 月 日				退職時の標準報酬の月額	組合員期間	
退職時の所属コード	退職時の組合員番号					年号	年	月	日			円
					男・女	昭和・平成						
退職発令日	※ 任意継続組合員番号				※ 任意継続組合員資格取得年月日				備 考			
年号	年	月	日					年号	年	月	日	
令和								令和				
退職後の住所電話番号 <small>(申出者欄と違う場合)</small>	〒 - - 都 道 市 区 府 県 郡 電話 - -											
支払金融機関 <small>(県外在住者のみ記入)</small>	銀行 支店		預 金 目	1. 普 通 座	口 座 番 号							
	※ 銀行・支店コード			口座名義人氏名		フリガナ						
※希望する払込方法に○をつけてください												
掛金払込方法												
1. 毎月払い                                  2. 半年分前納                                  3. 一年分前納												
承 諾 事 項 1. 任意継続掛金を払込期限までに払い込めないときは、任意継続組合員資格を喪失すること。 2. 住所、氏名、被扶養者等の届出事項に変更が生じた場合は直ちに届け出ること。 3. 資格を喪失した場合は、直ちに資格確認書を返却すること。 以上、承諾します。												
地方公務員等共済組合法第144条の2第1項の規定により、任意継続組合員になることを希望するので申し出ます。  公立学校共済組合福島支部長 様  令和 年 月 日 (〒 - ) 住所 電話 ( - - )  申出者 氏名												
上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。  令和 年 月 日 電話 ( - - )  所属所長 職名 氏名												

1. 退職の日から20日を経過した後申出書を提出する場合は、「備考」欄に遅滞した事由を記入してください。

2. 「支払金融機関」の欄は県外在住者のみ記入すること。

3. ※印欄は記入しないでください。

※確定	※確認	※入力

## 任意継続組合員 資格喪失申出(届出)書

任意継続組合員氏名 任意継続組合員番号							※ 共済組合資格喪失日				退職年月日			
							年号	年	月	日	年号	年	月	日
							令和				令和			

下記事由により、任意継続組合員資格喪失の申し出（届出）をいたします。

1. 任意継続組合員でなくなることを希望するため

希望年月日： 令和 年 月 日

理 由：

2. 令和 年 月 日 他の組合員又は被保険者等になったため

資格喪失後の加入保険 名 称

記号番号

3. 令和 年 月 日 死亡のため

公立学校共済組合福島支部長 様

令和 年 月 日

〒 ー

住 所

申出（届出）者 氏 名

続 柄 （ ）

電話番号 ー ー

- この申出（届出）書を提出する際は、資格確認書を必ず添付してください。
- 資格喪失事由の2.に該当するときは、資格喪失後の加入保険の資格情報のお知らせ又は資格確認書の写しを添付してください。
- 任意継続掛金の選付がある場合は、請求書を併せて提出してください。
- ※印欄は記入しないでください。

※確定	※確認	※入力

# 任意継続掛金還付請求書

任意継続組合員氏名 任意継続組合員番号	還付請求者 (本人の場合記載不要)	続柄	資格喪失事由
			1 任意継続組合員でなくなることを希望するため
			2 他の組合員又は被保険者となったため
			3 死亡のため
還付対象となる前納掛金	令和 年 月分から令和 年 月分まで		
還付請求金額	円		
資格喪失年月日	令和 年 月 日		
還付金受取金融機関（県外在住者及び組合員が死亡し遺族等が請求する場合のみ記入）			
金融機関名	銀行 支店	1. 普通 2. 当座	口座番号
	※ 銀行・支店コード	(フリガナ)	
		口座名義人	
<p>任意継続組合員資格喪失に伴い、上記のとおり請求します。</p> <p style="text-align: center;">公立学校共済組合福島支部長 様</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">〒 -</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">還付請求者 氏 名</p> <p style="text-align: center;">電話番号 - -</p>			

1. この請求書を提出する際は、任意継続組合員資格喪失申出（届出）書と併せて提出してください。
2. ※印欄は記入しないでください。

※確定	※確認	※入力

## 任意継続組合員取消申立書

下記事由により、任意継続組合員加入申込を取り消すことを申し立てます。

再就職し、引き続き公立学校共済組合福島支部の組合員となるため

- 暫定再任用（フルタイム職員）
- 臨時的任用職員（常勤講師等）
- 任期付職員
- 会計年度任用職員

再就職し、国民健康保険に加入するため

- 暫定再任用（パートタイム職員）
- 定年前再任用短時間勤務
- 臨時的任用職員
- 任期付職員
- 会計年度任用職員（非常勤講師等）
- その他

国民健康保険に加入するため

家族の被扶養者となるため

その他

※該当箇所に☑すること。

なお、退職後の雇用形態は年金記録等にも関わるため、所属の事務担当者に確認し、正確に記入すること。

公立学校共済組合福島支部長 様

令和 年 月 日

住 所 : \_\_\_\_\_

氏 名 : \_\_\_\_\_

電 話 番 号 : \_\_\_\_\_

現職時職員番号 : \_\_\_\_\_

最 終 所 属 所 : \_\_\_\_\_

## 任意継続組合員 記載事項変更申告書

所属所名		組合員氏名		本人 変更の 有無	変更対象被扶養者の氏名等		申告書提出の理由	
所属コード		組合員番号			氏名	続柄	1. 氏名変更	ア. 結 婚
任意継続								イ. そ の 他
							2. 現住所変更	
9	9	9	9	9	有・無	3. 氏名・現住所以外の事項変更(訂正)		
				事由発生日		令和 年 月 日		
氏 名 変 更 の 場 合								
変更前	(フリガナ)							
変更後	(フリガナ)							
現 住 所 変 更 の 場 合								
郵便番号		変更後の 現住所	住所1	都 道 郡 市 区 町 村			単身赴任の有無	
〒	—		住所2	府 県			有 ・ 無	
(上記(市区町村)以降の住所をアパート・マンション等名まで記載すること)								
氏 名 ・ 現 住 所 以 外 の 事 項 変 更 の 場 合								
変更事項			変更前の内容			変更後の内容		
上記のとおり申告します。								
公立学校共済組合福島支部長 様								
令和 年 月 日								
申告者 氏名								
この申告は事実と相違ないものと認めます。								
令和 年 月 日								
電話 ( — )								
所属所長 職名								
氏名								

1. 本人の氏名変更の場合は、変更後の氏名で申告してください。
2. 「本人変更の有無」の欄は、組合員本人の氏名、現住所等の変更の有無について、該当するものを○でかこんでください。
3. 郵便番号は、「〇〇〇-〇〇〇〇」形式で記載してください。
4. 現住所に変更がある場合は、変更後の現住所を、「都道府県、市区郡町村、大字、字、番地、アパート名、室番号等」まで詳細に記載してください。
5. 変更・訂正する資格確認書を添付してください。なお、現住所のみの変更の場合は、資格確認書を添付する必要はありません。
6. 改姓した場合、改姓が確認できる戸籍抄本等を添付してください。
7. 改姓した場合は、給付金振込口座の名義変更手続きを忘れずに行ってください。
8. ※印欄は記入しないでください。

※証回収	※確定	※確認	※入力

## 4 介護保険

40歳以上の方が介護保険に加入しています。在職・退職にかかわらず64歳までは介護保険第2号被保険者、65歳からは介護保険第1号被保険者該当です。

### (介護保険被保険者の種別)

	該当する方	納付方法・保険料
第1号被保険者	65歳以上の方	国民年金、共済年金、厚生年金等から天引きにより各々の市町村長に納付。 (一定額未満の年金受給者は直接納付)  ※保険料は市町村ごとに異なる
第2号被保険者	40歳以上64歳までの医療保険に加入している方 (本人及び被扶養者)	医療保険料と併せて徴収  ※保険料は各医療保険ごとに異なる

#### ※保険料

##### 国民健康保険

各市町村の国民健康保険税(料)の算定ルールにより、所得割、資産割、均等割、平等割で賦課 令和6年度の最高限度額は170,000円

<福島市の場合>

国保税(介護分)  $(A \times 2.40\%) + (10,000 \text{円} \times \text{被保険者数}) + 6,200 \text{円}$

(注) A…課税対象所得金額

被保険者ごとの前年中(1月～12月まで)の総所得からそれぞれ基礎控除43万円を引いた金額の合計金額

##### 国民健康保険以外の医療保険

各医療保険の保険料の算定ルールにより、被保険者の標準報酬に定率で賦課

<公立学校共済組合の場合> (令和6年度)

組合員	標準報酬月額及び標準期末手当等の	7.96 / 1,000
任意継続組合員	標準報酬月額の	15.92 / 1,000

## 5 国民年金

日本国内に住む20歳以上60歳未満のすべての方が国民年金に加入しています。現職時、組合員は国民年金第2号被保険者、被扶養配偶者は国民年金第3号被保険者に該当します。

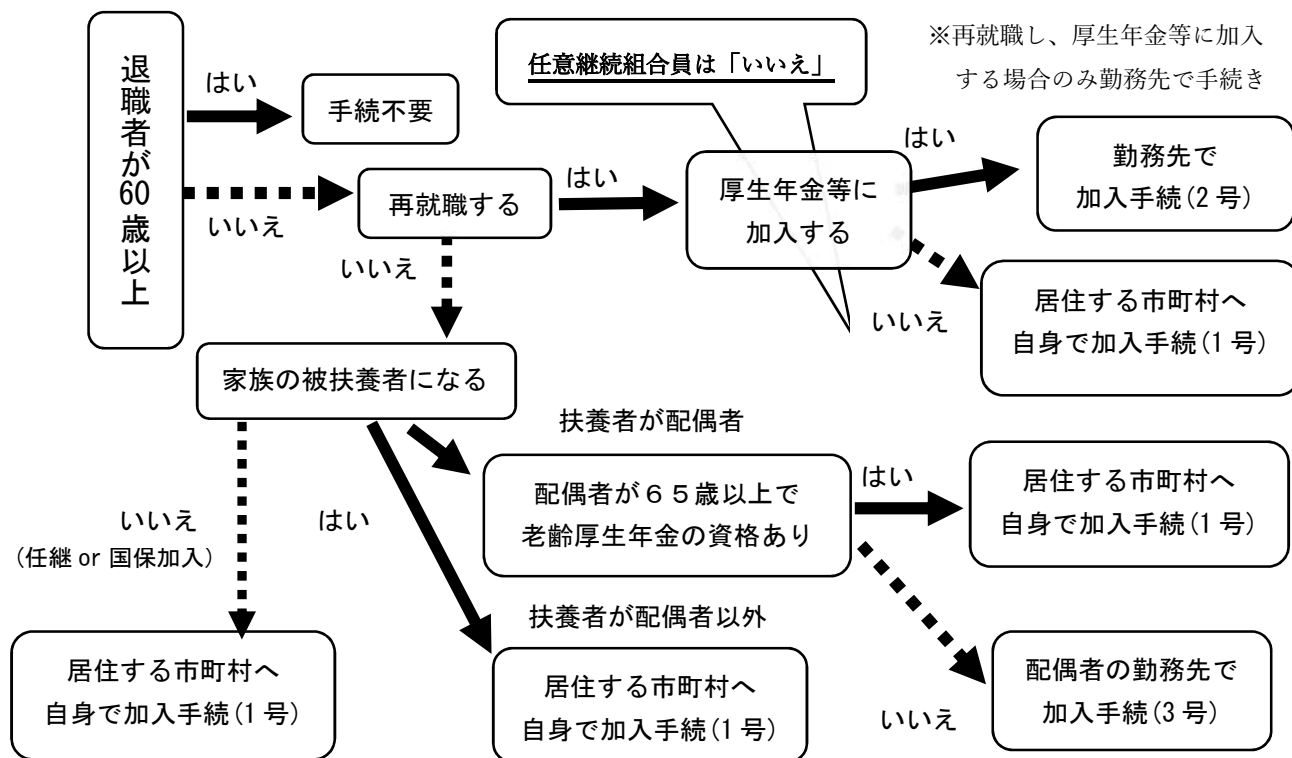
退職後60歳以上の場合、組合員及び被扶養配偶者は期間満了のため手続は不要です。60歳未満の場合、組合員・被扶養配偶者ともに手続が必要となるケースがありますので、必要に応じて自身で国民年金第1号被保険者の加入手続を行ってください。(問い合わせは、お住まいの市町村担当窓口をお願いします。)

### (国民年金被保険者の種別)

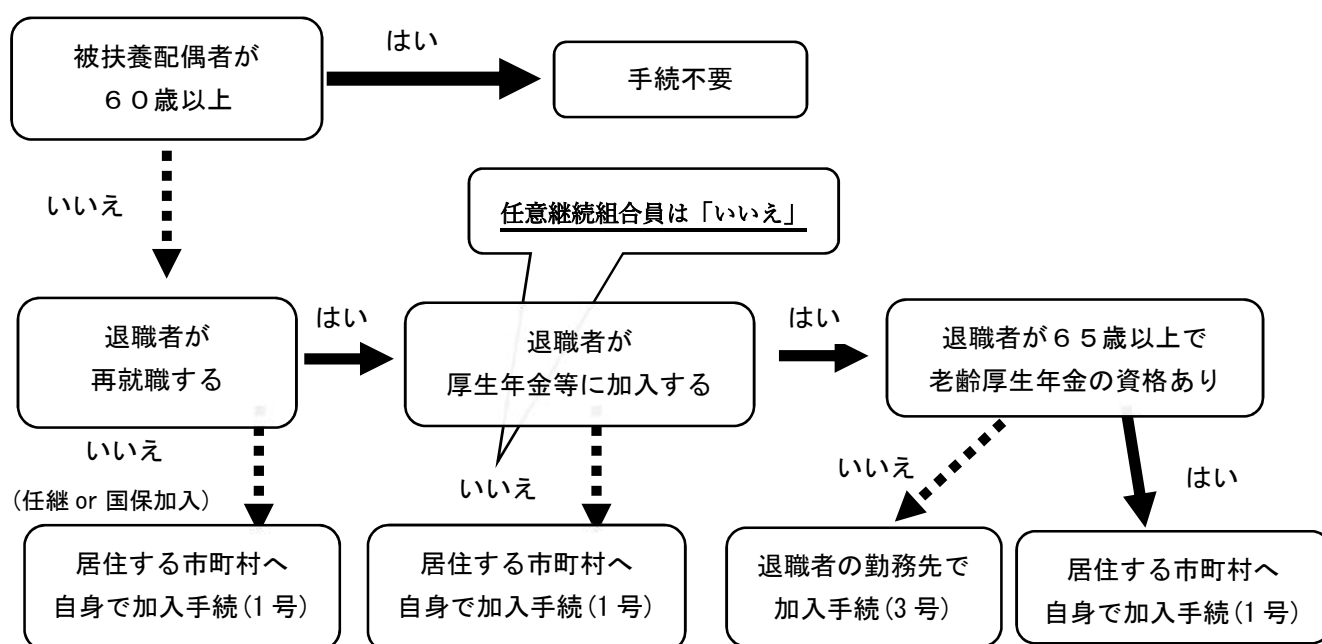
	該当する方	届出	保険料
第1号被保険者	国内に住所を有する自営業者、農林漁業者等で、第2号、第3号のいずれにも該当しない20歳以上60歳未満の方	居住する市町村へ直接個人で手続きをする。	個人で負担 令和6年度 月額16,980円
第2号被保険者	公務員、会社員等のように共済組合や厚生年金保険(船員も含む)に加入されている方	手続きは不要	共済組合等が一括納入
第3号被保険者	第2号被保険者に扶養されている配偶者で20歳以上60歳未満の方	公立学校共済組合の組合員の被扶養配偶者については、組合が代行する。	個人負担なし (保険者負担)

※ 60歳未満の任意継続組合員は、第1号被保険者になります。

## (1) 退職者の国民年金に関する手続



## (2) 退職者の被扶養配偶者の国民年金に関する手続





[MEMO] 60歳に達しても保険料納付済期間等をわずかに満たさない場合

被扶養配偶者が60歳に達しても、老齢基礎年金を受けるのに必要な保険料納付済期間等をわずかに(1~5年)満たさない場合などは、70歳に達するまで第1号被保険者として任意加入することができます。支給に必要な資格期間は平成29年8月に25年から10年に短縮されています。

保険料納付済期間等を満たした被扶養配偶者が65歳に達すれば、老齢基礎年金が支給されます。

なお、詳しいことは居住する市町村にお問い合わせください。

### (3) 国民年金の保険料

第1号被保険者(自営業など)の保険料は、一律定額制となっています。(令和6年度は月額16,980円)

なお、上記のほかに月額400円の付加保険料を納めると、老齢基礎年金に加えて、次の式で計算した付加年金が支給されます。

**200円×付加保険料納付月数**

例えば、20年間支払った場合は、200円×240か月=48,000円を毎年上乗せで受取れます。支払った総額(400円×240か月=96,000円)と比べると、2年で元が取れることになります。

付加保険料を納めることができるのは、国民年金の第1号被保険者(自営業など)のみです。付加保険料を納めることを希望される場合は、年金事務所に申し出てください。

## V 福祉事業

### 1 宿泊施設の利用

退職者は、全国にある公立学校共済組合および相互利用共済組合等の宿泊施設を組合員料金で利用できます。

また、退職者の家族も公立学校共済組合の宿泊施設を組合員料金で利用できます。

利用の際は、**公立共済メンバーズカード（要申込み）** 又は退職時にお送りする「**宿泊施設特別利用者証**」を当該宿泊所・保養所のフロントに提示してください。

公立共済メンバーズカード(クレジットカード)



宿泊施設特別利用者証



【相互利用共済組合等一覧】（一部異なる料金設定の場合があります。）

地方職員共済組合 各市町村職員共済組合 警察共済組合 東京都職員共済組合 指定都市職員共済組合	全国市町村職員共済組合連合会 都市職員共済組合 文部科学省共済組合 日本私立学校振興・共済事業団 国家公務員共済組合連合会 防衛省共済組合
---	--

#### [MEMO] 公立学校共済組合の宿泊施設

公立学校共済組合の宿泊所・保養所は、あづま荘を含め全国に32施設(令和6年10月現在)あります。

利用する場合は、直接施設へ連絡し公立学校の退職者であることを告げて予約し、当日フロントに「公立共済メンバーズカード」、「宿泊施設特別利用者証」または「任意継続組合員証」を提示してください。

## 2 共済組合の任意継続組合員への助成等

### (1) 指定宿泊施設の利用助成

任意継続組合員の方は、公立学校共済組合福島支部が指定した施設を宿泊利用する場合、1回の旅行につき2泊を限度として、下記のとおり助成が受けられます。

ただし、組合員一人あたり1会計年度(4月～翌年3月まで)に12回までの助成となります。利用券の交付を希望する場合は、「指定宿泊施設利用券交付申請用(任継用)」(V-4ページ)により、支部事務局(県教育庁福利課内)に直接請求してください。なお、利用券は1泊につき1枚必要です。

公立学校共済組合飯坂保養所あづま荘の利用に際しては、利用券は不要です。現職時と同様に施設のフロントに備え付けの「利用助成申請書」に必要事項を記入し、支配人の承認を受けてください。

【対象施設】 ※ 助成金額は、令和6年度の適用額です。

宿泊施設名	助成対象者	助成金額
あづま荘	組合員・被扶養者 配偶者・子・父母・祖父母 (父母・祖父母は配偶者の方も含みます。)	1泊2食 3,000円 (ただし、小学生以下の子供は1,500円)  1泊1食まで2,000円 (ただし、小学生以下の子供は1,000円)
杉妻会館	組合員(本人)	1,500円

[MEMO] 退職後もあづま荘を御愛顧ください

あづま荘は飯坂温泉の奥に位置する旅館で、温泉は単純泉、お風呂からは季節の風景が楽しめる庭園を眺めることができます。

お部屋は和室と洋室があり、お部屋からはWi-Fiが利用できます。お食事は夕食、朝食共に和食膳をご提供いたします。厳選した食材をたっぷりと使った自慢の料理をお楽しみください。

※宿泊予約や詳細については、あづま荘(電話024-542-3381)までお問い合わせいただくか、あづま荘ホームページを御覧ください。

(HPはこちらから)




 公立学校共済組合


Renewal Design

New



2024.10.01

# 公立共済 メンバーズカードの デザインが変わりました!

令和6年10月1日より公立共済メンバーズカードが  
従来のゴールドカードからデザインをリニューアルしました!

※令和6年10月1日お申し込み分より新デザインで発行いたします。  
※すでに公立共済メンバーズカードをお持ちの方は、有効期限まで、そのままご利用いただけます。



カード情報も  
裏面印字で安心

シックな雰囲気をもった大人のカードに。サービスも変わらず充実。

- 1 入会金・年会費 永年無料で、ゴールドカード相当のサービス付き
- 2 空港ラウンジが無料で利用可能
- 3 ポイント加算倍率 最大2.5倍
- 4 年会費無料で家族カードを3枚まで発行可能
- 5 カードで購入した商品に破損・盗難等があった場合、最大300万円の保証付き

その他にも各旅行会社の海外・国内パッケージツアーが  
最大8%OFFでお申し込みできる割引サービスや  
海外旅行傷害保険など、とてもオトクな特典が満載です!

公立共済メンバーズカードの  
詳細や新規入会はこちら



おトク!

## 公立共済メンバーズカードキャンペーン

新規入会・ご利用キャンペーンを定期的 to 実施しております。  
キャンペーンの詳細ページを随時更新しておりますので、ぜひご覧ください!

キャンペーンの  
詳細はこちら



公立共済メンバーズカードに関する質問等は、下記までお問い合わせください。

公立共済メンバーズデスク【受付時間】9:30~17:30 ☎ 0120-258-678



## 指定宿泊施設利用券交付申請書(任継用)

令和 年 月 日

公立学校共済組合福島支部長 様

住 所 (〒 \_\_\_\_\_ )

申請者

氏 名

任意継続組合員証番号 \_\_\_\_\_

TEL ( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_

下記のとおり、指定宿泊施設利用券の交付を申請します。

記

1 申請枚数 \_\_\_\_\_枚

2 利用予定年月日 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日( \_\_\_\_\_泊)

3 利用予定施設名

交付利用券の番号		No. _____	No. _____	残枚数	
		~		枚	
決 裁 欄	上記のとおり決定してよろしいか伺います。				
	決裁権者	課員	起案者	起案年月日	決裁年月日

### 3 その他の手続

#### (1) 貸付金未償還元利金の取扱い

退職時に貸付金の未償還元利金があるときは、貸付規定により退職手当から控除して返還することになります。福利課で控除の手続きをとりますので、借受人の手続きは不要です。

なお、未償還元利金が退職手当支給額を上回り、全額控除できない場合は、不足分について納入通知書を送付(3月下旬に所属に通知)しますので、退職手当支給日までに金融機関で納入してください。

#### (2) 団体信用生命保険の取扱い

住宅貸付け及び教育貸付けの借入の際に団体信用生命保険(だんしん)制度に加入されている方が退職手当から未償還元利金を一括返済し償還が完了した場合、完了した時点でその後の保障(保険)の適用はなくなります。これにより、加入時に設定された保障(保険)期間のうち未経過分の保険料については、7月頃に保険料充当金として月割りで計算され、本部から「保険料充当金返戻のご通知」が送付されると共に別途保険料充当金が振替口座に送金されることとなります。

ただし、保険料の引き落としの時期が4月～5月になっている方は、退職手当から貸付金の未償還元利金を一括返済した後に保険料の引き落としが行われ、精算手続きはその概ね2か月後に行われることとなりますので、振替口座を決して閉鎖(解約)しないよう注意してください。

なお、この手続きは共済組合が行いますので、御本人(借受人)が手続きをする必要はありません。

#### (3) 福祉保険制度の取扱い

「福祉保険制度」に加入されている場合、定年退職後も保障を継続することができます。

毎年10月31日まで保障が継続され、7月頃にご自宅へ送付される更新手続書にて脱退の申出がない場合は、11月1日以降も自動更新となります。

※ 傷病休職給付金は、退職月の月末をもって脱退となります。

お問い合わせ窓口 (受付時間：月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 10時～16時)

窓 口	照会内容	電話番号
公立学校共済組合 福祉保険制度担当	制度内容全般・登録内容の変更等	0120-778-599
請求相談センター	給付金の請求	0120-660-998

#### (4) アイリスプランの取扱い

年金コースについては、12月末頃(予定)にご本人のご自宅宛に送付されます「退職手続のご案内」を御覧の上、1月末(予定)までに所定の手続きを行ってください。

なお、医療・日常事故コース及び介護保障コースについては、退職後も継続できますので改めて手続きをする必要はありません。

ただし、住所、電話、振替口座を変更したい場合は、「ハンドブック」に綴じ込みの「変更訂正届(ハガキ)」\*に記入・郵送し届け出てください。

また、医療・日常事故コースを次年度更新しない場合には、毎年10月中旬にご自宅に送付されます「満期のお知らせ」内「契約の変更届」に記入し返信封筒で郵送してください。介護保障コースの解約については随時可能ですので「変更訂正届(ハガキ)」\*にご記入のうえ郵送して申請書を取り寄せてください。

\* 医療・日常事故コースについては毎年3月中旬にご自宅宛に送付する封書内の「ハンドブック」に綴じ込みハガキの「変更訂正届」があります。介護保障コースについては毎年ご自宅宛に送付する「ご契約内容のお知らせ」に同封されています。

ご不明な点については下記にお問い合わせ願います。

#### 「年金コース」「医療・日常事故コース」

一般財団法人教職員生涯福祉財団サービスセンター  
電話 0120-491-294 (無料)  
受付は午前10時～午後5時(土日祝日を除く)

#### 「介護保障コース」

株式会社一ツ橋サービス  
電話 0120-878-626 (無料)  
受付は午前10時～午後5時(土日祝日を除く)

## (5) 健康診断の取扱い

「特定健康診査」「特定保健指導」を実施します。

なお、任意継続組合員の方は支部が実施している人間ドック及び各種検診は対象外です。  
がん検診やその他の検診は、お住まいの市町村の窓口へお問い合わせください。

### ア 特定健康診査(特定健診)

生活習慣病予防のため、メタボリックシンドロームに着眼した健診内容です。

【対象者】当該年度4月1日時点で40歳から74歳までの任意継続組合員

7月上旬ごろに「特定健康診査受診券(セット券)」をご自宅にお送りします

※ 資格を喪失した方は、受診券の使用はできません。

### イ 特定保健指導

専門スタッフ(医師、保健師、管理栄養士等)から生活習慣を改善するためのアドバイスを受けることができます。

【対象者】特定健康診査の結果から、生活習慣の改善が必要と判定された方

「特定保健指導利用券」をご自宅にお送りします。

※ 特定保健指導の利用期間内に資格を喪失した場合、利用料は共済組合で負担できません。引き続き特定保健指導の継続を希望される方は、新たに加入する医療保険者に御相談ください。

## (6) 公立学校共済組合友の会の御案内

公立学校共済組合友の会は、公立学校共済組合員であった方(年金受給者及び年金待機者)の、福利の向上と生活の安定を図ることを目的として設立された団体です。組合員であった方は友の会会員として登録され、入会金や年会費等はありません。(令和6年11月現在)

資料請求やお問い合わせは、公立学校共済組合友の会事務局へお願いします。

### 公立学校共済組合友の会事務局

〒102-0076 東京都千代田区五番町 5-1JS 市ヶ谷ビル 4階

電 話 0120-122-169 (10時～12時、13時～16時 月曜日～金曜日(祝日を除く))

03-6272-3755 (9時～12時、13時～17時 月曜日～金曜日(祝日を除く))

ホームページ <https://k-tomo.or.jp/>





会員  
限定

公立共済

# 友の会 ガイド

公立学校共済組合友の会は、公立学校共済組合の組合員であった皆さまの退職後の生活をサポート!!

会報誌  
「友の会だより」の  
発行

団体保険  
(介護・医療・傷害)

文化事業

自動車保険  
「せつやく先生」

出版サービス事業

友の会  
プレミアム倶楽部

会員は公立学校共済組合の年金受給者と年金待機者です。  
入会手続き不要、入会金・年会費は無料です。



## 友の会プレミアム倶楽部

特典満載の福利厚生メニューで、多様なライフスタイルをサポートします。

会費制  
入会金550円  
年会費4,950円  
(税込)

### オリジナルメニュー

- 公立共済やすらぎの宿利用補助 (毎年4,000円分)
- 観劇利用補助 (国立劇場のチケット定価の10%キャッシュバック等)
- 新築・リフォーム特典

### ベネフィット・ステーション

- スポーツクラブ ● 旅行パッケージツアー
- 生活・ショッピング など



## 自動車保険「せつやく先生」

「せつやく」おまかせ「あんしん」をモットーに、保険料がアップするシニア世代のニーズに対応した自動車保険をご案内しています。

## 出版サービス事業

ライフワーク等をまとめた書籍の出版をお考えの方のために、  
自費出版の支援事業を行っています。

### 公立学校共済組合ホームページのご案内

公立学校共済組合の各情報については、ホームページをご覧ください。



公立学校共済組合  
<https://www.kouritu.or.jp/>

公立学校共済組合  
直営病院のご紹介  
<https://www.kouritu.or.jp/>



一般財団法人  
**公立学校共済組合友の会**

〒102-0076 東京都千代田区五番町5-1J市ヶ谷ビル4階  
TEL 0120-122-169 10時～12時、13時～16時 月曜日から金曜日まで (祝日・年末年始を除く)



<https://k-tomo.or.jp>

※このリーフレットは令和6年4月1日現在の情報を記載しております。

# 団体保険

友の会の「団体保険」は、会員の皆さまとご家族の方を対象とした保険です。団体保険には3つの保険があります。**団体割引30%適用**で保険料が割安です。**保険料(年額)は年金から差し引きます**\*。ご加入翌年からは**1年ごとの自動更新**になります。  
※年金から差し引けない場合は、別途払込用紙をお送りします。

## 介護サポート保険 (団体総合保険)

公的介護区分の2から5に認定された場合等に介護一時金を受け取れる保険です。

募集時期 5月

保険期間 毎年9月から1年間

3つの選べるプラン  
**10.0万円・20.0万円・30.0万円**があります。

- 新規加入は満79歳まで、ご加入後は満84歳まで継続が可能です。
- 事故によりケガをされ180日以内に死亡された場合に、**傷害死亡保険金**が支払われます。
- 会員のご家族の方でも加入できます。
- 認知症サポート【SOMPO笑顔倶楽部】のサービスと無料で電話相談サービス(SOMPO健康・生活サポートサービス)が受けられます。

友の会だより(5月号)

## 団体医療保険 (団体総合保険)

病気による入院・手術の費用やがん・先進医療等を補償する保険です。

募集時期 8月

保険期間 毎年11月から1年間

2つの選べるプラン  
**疾病補償プラン・がん補償プラン**があります。

- 新規加入は満74歳まで、ご加入後は満84歳まで継続が可能です。
- 日帰り入院も対象となっており、また、がん外来治療保険金支払特約がセットされているので安心です。
- 会員のご家族の方でも加入できます。
- 無料で電話相談サービス(SOMPO健康・生活サポートサービス)が受けられます。

友の会だより(8月号)

## 団体傷害保険 (傷害総合保険)

日常生活でのご自身のケガや相手への賠償事故を手厚く補償する保険です。

募集時期 11月

保険期間 毎年5月から1年間

各2つの選べるプラン  
**基本補償(日傷+地震等)によるケガ・特約(個人賠償責任+旅行品損害補償)**があります。

- 新規加入は満74歳まで、ご加入後の年齢制限はありません。
- 個人賠償責任補償特約で国内での示談交渉サービスが利用できます。
- 会員のご家族の方でも加入できます。
- 無料で電話相談サービス(SOMPO健康・生活サポートサービス)が受けられます。

友の会だより(11月号)

### お電話で資料請求いただく場合

公立学校共済組合友の会事務局 〒102-0076 東京都千代田区五番町5-1 5階カギビル4階  
TEL 0120-122-169 (10時から16時まで) 13時から16時まで、13時から17時まで (祝日・年末年始を除きます)  
03-6272-3755 (9時から12時まで、13時から17時まで)

### ホームページから資料請求いただく場合

友の会ホームページアドレス(URL)  
[https://k-tomo.or.jp/insurance\\_request/](https://k-tomo.or.jp/insurance_request/)



### お問い合わせ先

- 〈甲込支店〉 (取扱代理店)  
株式会社 若葉共済会  
〒102-0076 東京都千代田区五番町5-1  
J5階カギビル4階  
03-6380-9501  
月曜日から金曜日まで(祝日・年末年始を除きます)  
(10時から12時まで、13時から16時まで)
- 〈伊原保険会社〉 (取扱代理店)  
損害保険ジャパン株式会社  
公務文政営業部文政室  
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1  
0120-832-502  
月曜日から金曜日まで(祝日・年末年始を除きます)  
(10時から12時まで、13時から16時まで)
- 03-3349-4679  
月曜日から金曜日まで(祝日・年末年始を除きます)  
(9時から12時まで、13時から17時まで)

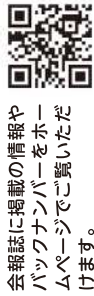
●このご案内は、概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、取扱代理店または取扱係員までお問い合わせください。

# 会報誌「友の会だより」の発行

会員の皆さまの暮らしに役立つ様々な情報を会報誌でお届けします。



- 著名人へのインタビュー
- 会員の皆さまからの投稿
- 年金情報
- 生活のお役立ち情報 など



<https://k-tomo.or.jp>

# 文化事業

## 講演会

著名人や公立学校共済組合の直営病院の先生をお招きし、無料で開催しています。新たな発見や、学びの時間をお過ごしください。

会員の皆さまの声

毎年講演会を楽しみにしています。お話が分かりやすく楽しかったです。

会員の皆さまの声

解説を聞きつつも違った視点で拝聴でき、新たな発見がありました。

## 歴史教室

会員限定で歴史的文化的財の特別拝観コースをめぐります。専門家・僧侶による解説を聞きながら、歴史に触れる旅をお楽しみいただけます。



## ウォーキング教室

専門講師による正しい歩き方を学びながら、皇居周辺の景色や史跡をめぐります。秋の自然を楽しみながらウォーキングで健康UP。

会員の皆さまの声

天候にも指導者にも恵まれ大満足。遠方から来た甲斐がありました。



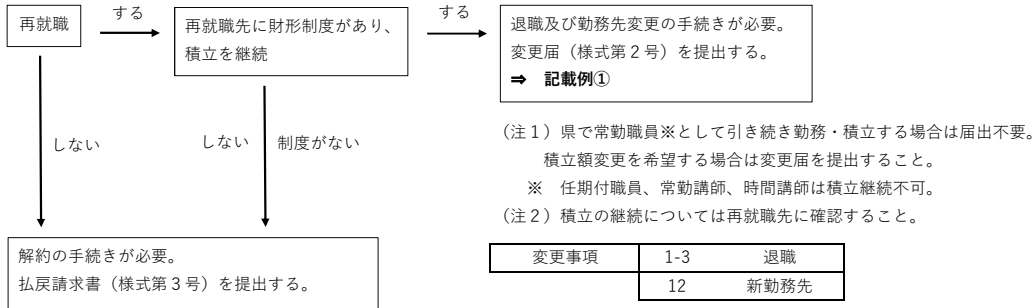
## VI 退職に伴う財形貯蓄の取扱いについて

財形貯蓄に加入している方が退職する場合、契約（財形の種類）ごとに次のいずれかの手続きが必要です。  
必要な手続きを確認の上、期限日までに必要書類を提出してください。

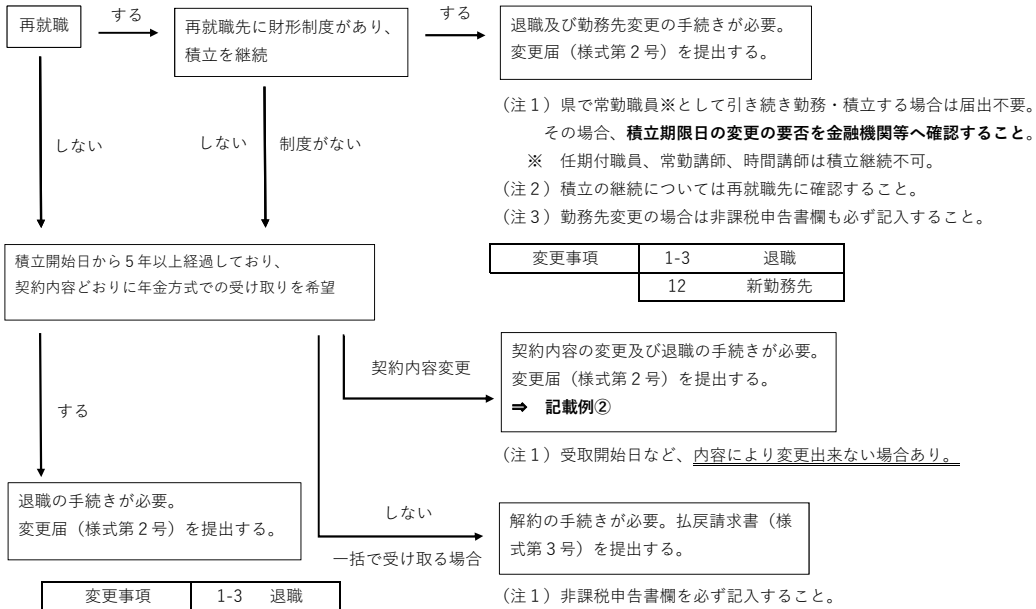
提出期限 令和7年3月6日（木）（予定）

※ 年金貯蓄に係る契約内容の変更については、令和7年2月14日（金）を必着とします。

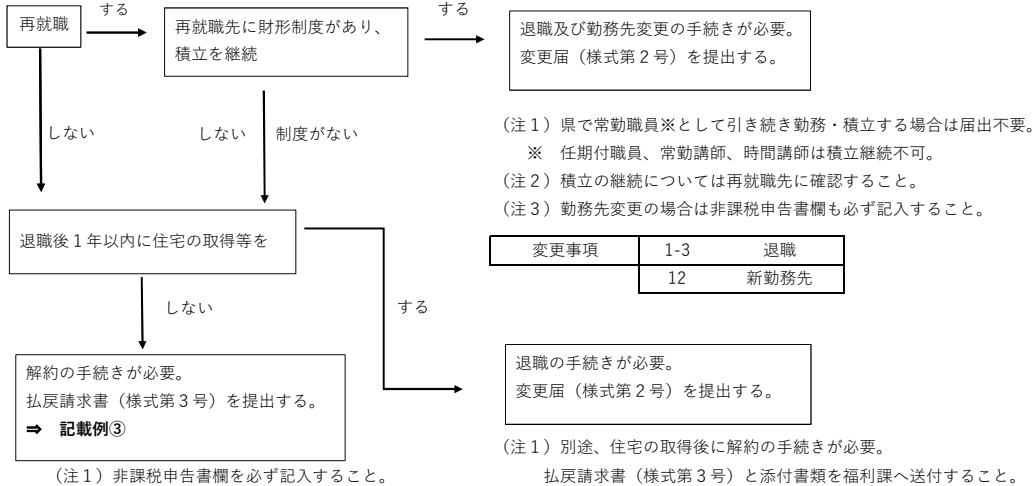
### 一般貯蓄



### 年金貯蓄



### 住宅貯蓄



ご不明な点がございましたら、所属の財形担当者または福利課担当（024-521-7804）までお問い合わせください。



記載例①

退職後に民間企業等へ再就職する場合の手続き  
(再就職後の給料が民間企業等からの支給)

様式第2号 福島県・福島県教育委員会共通用紙

財産形成貯蓄  
財産形成年金貯蓄 変更届(所属控)  
財産形成住宅貯蓄 5-1

取扱金融機関	東邦銀行	調中	届出日	令和	7	2	5	
勤務先	所在地 福島市杉妻町2番16号 名称 福島県 福島県教育委員会	フリガナ コオリヤマシハヤマ 住所 (〒963-8876) 郡山市麓山一丁目1番地1号	お届印 福島					2枚目も押印ください
新所属名	〇〇学校	フリガナ フクシマ ハナコ	勤務先電話	024 ( 123 ) 4567				
新所属コード	00000	氏名 福島花子	自宅電話	024 ( 456 ) 7890				
職員番号	123456	生年月日 平成 3 9 5 1						

貯蓄の区分	1 財産形成貯蓄(一般貯蓄)	2 財産形成年金貯蓄(年金貯蓄)	3 財産形成住宅貯蓄(住宅貯蓄)						
貯蓄の種類	1 期日指定定期預金	2 金銭	3 投資信託	4 積立保険					
取扱金融機関	1 東邦銀行	8 三井住友	15 証券	16 日本生命					
	2 東北労働金庫	9 三井住友	15 日興証券	16 第一生命					
	3 福島銀行	10 三菱UFJ信託銀行	14 大和証券	17 明治安田生命					
	4 大東銀行								
	5 信用金庫	1 福島	2 会津	3 郡山	5 白河	6 須賀川	7 ひまわり	8 あぶくま	9 二本松
	6 信用組合	1 福島県商工	2 いわき	5 相双五城	6 会津商工				
	7 農業協同組合	1 ふくしま未来	2 夢みなみ	3 会津つば					

下記のとおり変更します。

変更事項	変更内容		変更事項
1 中断・再開・退職	1 中断	2 再開	3 退職 令和 7 4 から
2 積立期限日	(満 歳) まで		
3 積立額	給料	毎月	円 積立額の変更は毎年10月の募集時期に限られ12月期末手当から変更します。
	期末勤 hands 当	6月	円
4 非課税最高限度額	円	000000	
5 年金受取開始日	令和	年 月 日	(満 歳) から
6 年金受取期間	受取開始日から	年 月 日	年 月 日
7 金融種	年金財形・住宅財形の場合はこの欄も記入してください。		
8 年金受取指定口座	普通預金番号	(本人名義)	支店
13 届出印	新お届印		

9 年金受取方式	フリガナ
10 新氏名	フリガナ
11 新住所	(市・郡・区より記入下さい。)
12 新勤務先	再就職先の所在地を記入 再就職先名称を記入 電話番号 024 ( 935 ) △△△△

常勤職員として引き続き勤務する場合、現時点の財形を継続できますが、退職後、常勤講師や任期付職員等になった場合は積立継続できず、解約が必要になります。手続き等不明な場合は福利課までお問い合わせください。

2枚目・3枚目にも押印ください。

個人番号の記入  
1. ご本人の個人番号を記入してください。  
2. 個人番号が変更になる場合は、変更前後を記入してください。  
3. 限度額変更の場合は、個人番号の記入は不要です。

変更届のご注意  
1. 非課税貯蓄申告書  
年金貯蓄及び住宅貯蓄の方が、非課税最高限度額・金融機関・氏名・住所・勤務先の変更の場合は非課税貯蓄申告書にも記入してください。  
2. 届出印  
2枚目・3枚目にも届出印を押印してください。  
3. 下記の変更の場合には、該当取扱金融機関と事前に相談の上ご記入ください。  
A. 一般貯蓄 積立期限日  
B. 年金貯蓄 積立期限日、受取開始日、受取期間  
C. 住宅貯蓄 積立期限日  
4. 複数貯蓄の変更  
複数貯蓄の変更の場合は、貯蓄ごとに変更届を提出してください。

本票は下記の順序で提出願います。

職員 所属 本票は所属控となりますので所属で保管願います。

財産形成非課税住宅貯蓄 財産形成非課税年金貯蓄 税務署長 申告書(勤務先控)	種別	1 一般貯蓄 2 合同運用信託 3 有価証券 4 生命保険の保険料
氏名 福島 住所 郡山市麓山	5日	9101
変更事項	変更前	変更後
最高限度額	円	円
氏名・店舗		
住所		
個人番号		
勤務先	所在地 福島県福島市杉妻町2番16号 名称 福島県教育委員会	再就職先の所在地を記入 再就職先名称を記入
資金の支払者	所在地 福島県福島市杉妻町2番16号 名称 福島県	再就職先の所在地を記入 再就職先名称を記入
個人番号又は法人番号	7 0 : 0 : 0 : 0 : 2 : 0 : 0 : 7 : 0 : 0 : 0 : 9	
事務代行先	所在地 名称 法人番号	
受入機関の営業所等	所在地 名称 法人番号	
令和 7年 2月 6日		勤務先の長の印

年金財形・住宅財形の場合は現勤務先情報とともに新勤務先情報等を記入してください。

記載例②

年金貯蓄の契約内容変更、退職の手続きをする場合

様式第2号	東邦銀行	御中	財産形成貯蓄 財産形成年金貯蓄 財産形成住宅貯蓄	変更届(所属控) 5-1	届出日 令和 7 年 2 月 5 日
勤務先	所在地 福島市杉妻町2番16号 名称 福島県 福島県教育委員会	フリガナ シラカワシショウワマチ (〒981-0871)	住所 (変更前) 白河市昭和町269番地 (市・郡・区より記入下さい)	お届印 <b>相馬</b>	2枚目も押印ください
新所属名	〇〇学校	フリガナ ソウマ カスオ	勤務先電話 024 ( 123 ) 4567	自宅電話 024 ( 456 ) 7890	
新所属コード	00000	氏名 (変更前) 相馬 一男	生年月日 平成 3 年 9 月 8 日		
職員番号	123456				

貯蓄の区分 (該当番号を○で囲む)	① 財産形成貯蓄(一般貯蓄)	② 財産形成年金貯蓄	③ 住宅貯蓄(住宅貯蓄)
貯蓄の種類 (該当番号を○で囲む)	① 期日指定定期預金	② 金庫	③ 債投資信託
取扱金融機関 (該当番号を○で囲む)	① 東邦銀行	② 東北労働金庫	③ 福島銀行
	④ 大東銀行	⑤ 信用金庫	⑥ 信用組合
	⑦ 農業協同組合	⑧ 福島	⑨ 会津
		⑩ 郡山	⑪ 白河
		⑫ 須賀川	⑬ ひまわり
		⑭ あぶくま	⑮ 二本松
		⑯ 福島県商工	⑰ いわき
		⑱ 相双五城	⑲ 会津商工
		⑳ ふくしま未来	㉑ 夢みなみ
		㉒ 会津よつば	㉓ 福島さくら
		㉔ 東西しらかわ	

下記のとおり変更します。 中断・再開は、通常月の場合、県庁福利厚生室または教育庁福利課で受理した翌月から変更となります。毎年10月の募集時期の場合は、12月の期末勤手当分から変更となります。

変更事項 (該当番号を○で囲む)	変更内容	変更事項 (該当番号を○で囲む)	変更内容
① 中断・再開・退職	1 中断 2 再開 ③ 退職 令和 7 年 4 月 から	9 年金受取方式	① 定額方式 ② 増額方式 ③ 元本均等方式
2 積立期限日	令和 年 月 日 (満 歳) まで	フリガナ	
3 積立額	給料 毎月 0 0 0 円 期末勤 hands 6月 0 0 0 円 12月 0 0 0 円	10 新氏名	
4 非課税最高限度額	0 0 0 0 円		
⑤ 年金受取開始日	令和 9 年 8 月 2 日 (満 歳) から		

**3月末で退職し、年金方式で受け取る場合、退職：令和7年4月と記載してください。**

**年金貯蓄の契約内容の変更のうち、特に受取開始日については、次のとおり前もって提出する必要があります。**

**受取開始日を**

- ・早める場合：変更後の受取開始日から1年4か月前までに提出
- ・遅らせる場合：現状の受取開始日から1年4か月前までに提出

**受取開始日の変更は積立期限日の変更も伴う場合があることから、年金受取に係る契約内容の変更を希望する場合は、必ず、その変更の可否と詳細を金融機関へお問い合わせください。**

- 個人番号の記入**
- ご本人の個人番号を記入してください。
  - 個人番号が変更になる場合は、変更前後を記入してください。
  - 履歴変更の場合は、個人番号の記入は不要です。
- 変更届のご注意点**
- 非課税貯蓄申告書  
年金貯蓄及び住宅貯蓄の方が、非課税最高限度額・金融機関・氏名・住所・勤務先の変更の場合は非課税貯蓄申告書にも記入してください。
  - 届出印  
2枚目・3枚目にも届出印を押印してください。
  - 下記の変更の場合には、該当取扱金融機関と事前にご相談の上ご記入ください。  
A. 一般貯蓄 積立期限日  
B. 年金貯蓄 積立期限日、受取開始日、受取期間  
C. 住宅貯蓄 積立期限日
  - 複数貯蓄の変更  
複数貯蓄の変更の場合は、貯蓄ごとに変更届を提出してください。

本票は下記の順序で提出願います。

職員 → 所属 本票は所属控となりますので所属で保管願います。

年金受取開始日	令和 9 年 8 月 2 日
年金受取期間	受取開始日から 年間
金融機関	銀行 (金庫・組合・社)
年金受取指定口座	普通預金番号 (本人名義)
届出印 (該当をチェックする)	<input type="checkbox"/> 旧印あり <input type="checkbox"/> 旧印喪失
変更後	財産 フリガナ 氏名 住所 次のとおり申告し 変更事項 最高限度額 最高限度額 氏名・店舗 住所 個人番号 勤務先 所在地 名称 資金の支払者 所在地 名称 個人番号又は法人番号 所在地 名称 事務所 所在地 名称 法人番号 所在地 名称 営業所等 法人番号

令和 年 月 日

※欄に記載した事項は、事実と相違ありません。

勤務先の長の印

記載例③

財形を解約される方の手続き

福島県・福島県教育委員会共通用紙  
様式第3号

取扱金融機関 東邦銀行 御中

所在地 福島市杉妻町2番16号

フリガナ シラカワシヨウワマチ  
住所 (〒961-0971) 白河市昭和町269番地  
フリガナ シラカワ ショウワ マチ

勤務先 名称 福島県 福島県教育委員会

所属名 OO学校

所属コード 00000

職員番号 123456

氏名 福利太郎

請求日 令和 7年 2月 5日

お届印 福利

勤務先電話 024 (123) 4567

生年月日 平成 39年 7月 1日

貯蓄の区分 (該当番号を○で囲む) 1 財産形成貯蓄 (一般貯蓄) 2 財産形成年金貯蓄 (年金貯蓄) ③ 財産形成住宅貯蓄 (住宅貯蓄) →どちらかを○で囲む ①目的 ②目的外

貯蓄の種類 (該当番号を○で囲む) ① 期日指定定期預金 2 金庫 債投資信託 5 積立保険

取扱金融機関 (該当番号を○で囲む) ① 東邦銀行 8 三井住友 15 日本生命  
2 東北労働金庫 9 三井住友 16 第一生命  
3 福島銀行 10 三菱UFJ信託銀行 14 大和証券 17 明治安田生命  
4 大東銀行

5 信用金庫 (該当番号を○で囲む) ① 福島 ② 会津 ③ 郡山 ⑤ 松本  
6 信用組合 (該当番号を○で囲む) ① 福島県商工 ② いわき ⑤ 相双五城  
7 農業協同組合 (該当番号を○で囲む) ① ふくしま未来 ② 夢みなみ ③ 会津

契約の区分、種類  
契約金融機関を選択

忘れずに選択してください。  
「目的」の場合は住宅取得に係る  
必要書類を添付してください。  
添付書類については取扱金融機  
関へお問い合わせください。

下記のとおりお戻しの請求をしますのでお戻し金額を貴行(組合・金庫・社)所定の方法により計算

払戻財形口座(契約)番号 1234567890 (注)1. 財形

請求内容 (該当番号を○で囲む) ① 解約 (注\*) 上記の口座を解約します。退職者の方のみご記入ください。財形の積立は 3 月まで希望します。 (注)1. 年金貯蓄はご記入ください。2. 所属長経由の上、県庁福利厚生室または教育庁福利課へ提出してください。3. 退職者の積立希望欄に記入がない場合は、翌月10日までに解約します。

2 全部、又は一部払出し (注\*) 上記の口座から下記の金額を払出 (注)1. 「全部又は一部払出し」は該当取扱金融機関に相談の上ご記入ください。2. 金額は記入不要、「全部」を○で囲んでください。3. 金額は、1万円以上、千円の整数倍(日本生命は)なお、この場合払出概算金額となります。4. 年金貯蓄は一部払出しできません。5. 生命保険の場合、残高が千円以上ないと解約になる場合があります。6. 年金貯蓄と住宅貯蓄の同時払出しはできません。7. 所属長経由の上、直接 (注)1. 「全部又は一部払出し」は該当取扱金融機関に相談の上ご記入ください。2. 金額は記入不要、「全部」を○で囲んでください。3. 金額は、1万円以上、千円の整数倍(日本生命は)なお、この場合払出概算金額となります。4. 年金貯蓄は一部払出しできません。5. 生命保険の場合、残高が千円以上ないと解約になる場合があります。6. 年金貯蓄と住宅貯蓄の同時払出しはできません。7. 所属長経由の上、直接

振込指定口座 OO 銀行 (金庫組合社) XX 支店 普通預金番号 (本人名義) 0123456 (日付は記入しないでください。)

忘れずに記入してください。

日付は記入しないでください

(注\*) 生命保険の場合、該当記号を○で囲んでください。  
A. 通常(B・C以外)の請求  
B. 一般貯蓄の満期請求  
C. 住宅貯蓄の生存給付金の請求

(注) 書類の提出先  
書類は必ず所属長へ提出してください。

年金財形・住宅財形の場合は、この欄も記入が必要です。

本票は下記の順序で提出願います。  
職員 → 所属  
本票は所属控となりますので所属で保管願います。

財産形成非課税住宅貯蓄廃止申告書 (勤務先控) 令和 年 月 日  
財産形成非課税年金貯蓄廃止申告書 税務署長殿

フリガナ 福利太郎  
氏名 福利太郎  
住所 福島市杉妻町2番16号

下記の 財産形成住宅貯蓄につき租税特別措置法第4条の2第1項 の規定の適用を受けることをやめたいので、この旨申告します。  
財産形成年金貯蓄につき租税特別措置法第4条の3第1項

種別	① 預貯金 2. 合同運用信託 3. 有価証券 4. 生命保険の保険料
最高限度額	5000000
受入機関の営業所等	所在地 □□市△△1-1 法人番号
名称	OO銀行
勤務先	所在地 福島県福島市杉妻町2番16号 法人番号
名称	福島県
賃金の支払者	所在地 福島県福島市杉妻町2番16号 個人番号又は法人番号
名称	福島県 700000200000009
事務代行先	所在地 法人番号
名称	

記入不要

## 取扱金融機関一覧表

2024年10月末日現在

名 称	所 在 地	電 話 (担当窓口)
株式会社東邦銀行	〒 960-8626 福島市飯坂町平野字桜田3-4	024-541-2426 (業務支援部)
〔 東北労働金庫 郵便送付先 業務部集中事務課財形担当 〕	〒 980-0023 仙台市青葉区北目町1-15 Ace21ビル	022-227-1207 (業務部集中事務 課財形担当)
株式会社福島銀行	〒 960-8625 福島市万世町2番5号	024-525-2534 (個人営業部)
株式会社大東銀行	〒 963-8004 郡山市中町19番1号	024-925-8292 (営業開発部)
福島信用金庫	〒 960-8660 福島市万世町1番5号	024-523-1857 (事務部)
会津信用金庫	〒 965-0035 会津若松市馬場町2番16号	0242-22-7556 (営業推進部業務推進課)
郡山信用金庫	〒 963-8630 郡山市清水台2丁目13番26号	024-932-2228 (顧客支援部営業推進課)
ひまわり信用金庫	〒 970-8026 いわき市平字二丁目10番地	0246-23-8500 (事務部事務管理グループ)
白河信用金庫	〒 961-8601 白河市新白河1丁目152番地	0248-23-4515 (業務統括部)
須賀川信用金庫	〒 962-0054 須賀川市牛袋町121番地1	0248-75-3319 (総合企画部営業推進課)
あぶくま信用金庫	〒 975-0003 南相馬市原町区栄町2丁目4番地	0244-23-5132 (事務部)
二本松信用金庫	〒 964-0807 二本松市金色久保227番地9	0243-23-3752 (営業推進部営業企画課)
福島県商工信用組合	〒 963-8877 郡山市堂前町7番7号	024-991-1000 (財形担当)
いわき信用組合	〒 971-8162 いわき市小名浜花畑町2番地の5	0246-92-4111 (業務推進部)
相双五城信用組合	〒 976-0042 相馬市中村字大町69番地	0244-36-5561 (業務部業務課)
会津商工信用組合	〒 965-0037 会津若松市中央一丁目1番30号	0242-22-6565 (総務部)
〔 農業協同組合 取りまとめ先 農林中央金庫福島支店 〕	〒 960-0231 福島市飯坂町平野字三枚長1番地1 送付先:農林中央金庫福島支店	024-552-5634 (コーポレート サービス班)
みずほ信託銀行 株式会社仙台支店	〒 980-0811 仙台市青葉区一番町三丁目1番1号	022-225-7686 (財形担当)
三井住友信託銀行 株式会社仙台あおば支店	〒 980-0021 仙台市青葉区中央2丁目1番7号	022-262-5511 (財形担当)
三菱UFJ信託銀行株式会社 問い合わせ:財形事務センター	〒 170-8610 東京都豊島区西池袋1-7-7 東京西池袋ビル	0120-31-1288 (財形担当)
野村證券株式会社 問い合わせ:野村ビジネス サービス(株)財形事務センター	〒 103-8711 東京都日本橋郵便局私書箱第33号	0120-148-604 (フリー)
SMBC日興証券株式会社 ストック・プラン・ソリューション部	〒 135-8532 東京都江東区木場1-5-55	0120-250-221 (財形担当)
大和証券株式会社 問い合わせ:(株)大和証券ビジネスセンター	〒 135-0016 東京都江東区東陽2-3-2	0120-474-047 (制度事務部 財形事務グループ)
日本生命保険 相互会社	〒 541-8501 大阪市中央区今橋三丁目5番12号	0120-981-818 (財形管理課)
第一生命保険 株式会社	〒 104-8691 東京都江東区豊洲3-2-3 私書箱第504号	0120-998-665 (東京団体事務課 財形グループ)
明治安田生命保険 相互会社	〒 135-0016 東京都江東区東陽2-2-11	03-5690-6887 (保険料収納・集団G(財 形))

## VII 児童手当

現在、県教育委員会から児童手当を受給しており、退職後も引き続き児童手当の支給要件を満たす場合は、必ずお住いの市区町村で、退職した日から15日以内に認定請求手続きを行ってください。

また、退職後、引き続き県教育委員会で任用となっても、任用形態が変わり一般組合員から短期組合員になる場合は手続きが必要です。

お住いの市区町村での手続きには、県教育委員会が発行する消滅通知書が必要です。年度末退職の場合は、発行に時間がかかる場合もありますので、退職した日から15日以内にお住いの市区町村の窓口に出向き事情を説明の上、手続きを御相談ください。

### ○ 支給要件

- ・ 日本国内に住所を有すること。
- ・ 児童（0歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子）を養育していること。

---

### ⚠️ ご注意ください

お住いの市区町村における手続きを、退職や任用形態の変更の翌日から15日経過後に行ったことから、異動月分の児童手当を受給できないケースが発生しています。

申請が遅れると、遅れた月分の手当が受けられなくなりますので、**必ず事実発生日の翌日から15日以内に手続きを行ってください。**

---

## VIII 個人型確定拠出年金（iDeCo）

個人型確定拠出年金（iDeCo）は、国民年金や厚生年金といった公的年金とは別に給付を受けられる私的年金制度です。

退職に当たり所属での手続きはありませんが、御自身が契約している金融機関に連絡し、退職後の手続きを確認してください。



## お問い合わせ・御相談

福島県教育庁 福利課

公立学校共済組合 福島支部（福島県教育庁福利課内）

（一財）福島県教職員互助会（           "           ）

〒960-8688 福島市杉妻町 2 - 1 6

各担当直通電話

- 福利課

総務担当	024-521-7804	財産形成貯蓄、任意継続組合員の掛金
福祉担当	024-521-7804	宿泊施設利用、健康診断、その他福祉事業
短期給付担当	024-521-7802	医療、任意継続組合員の手続き
長期給付担当	024-521-7803	退職手当、老齢・障害・遺族厚生年金、 児童手当、iDeCo

- （一財）福島県教職員互助会

024-521-7798 互助会厚生事業

- ファックス（共有） 024-521-2852

公立学校共済組合 年金部 年金相談室

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台 2 - 9 - 5

電話 03-5259-1122

電子メール nenkin@kouritu.go.jp

年金受給者の年金額、各種届出、照明、年金請求手続等に関する受付、相談